令和２年第３回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示 …… 1
○応招・不応招議員 …… 2

第 1 日　9月8日（火曜日）
○議事日程 …… 3
○出席議員 …… 3
○欠席議員 …… 3
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… 3
○職務のため出席した者の職氏名 …… 4
開　　会　（午前　9時００分） …… 5
○開会の宣告 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○会議録署名議員の指名 …… 5
○会期の決定 …… 5
○一般質問 …… 5
森　　雅　哉　君 …… 6
大　谷　純　一　君 …… １１
橋　本　和　之　君 …… ２１
酒　巻　広　明　君 …… ３０
小　林　正　明　君 …… ３９
金　子　浩　二　君 …… ４５
大　澤　成　樹　君 …… ５２
髙　橋　祐　二　君 …… ６０
○次会日程の報告 …… ６９
○散会の宣告 …… ６９
散　　会　（午後　3時４２分） …… ６９

第 2 日　9月9日（水曜日）
○議事日程 …… ７１
○出席議員 …… ７１

○欠席議員 ……７１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ……７２
○職務のため出席した者の職氏名 ……７２
開　　議　（午前　９時００分） ……７３
○開議の宣告 ……７３
○報告第３号の上程、説明、報告 ……７３
○議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……７５
○議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……７６
○議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……７８
○議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……８１
○議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……８３
○議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……８５
○議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……８６
○認定第１号～認定第５号の一括上程、説明、委員会付託 ……８８
○次会日程の報告 ……９３
○散会の宣告 ……９３
散　　会　（午前１０時３３分） ……９４

第１１日　９月１８日（金曜日）
○議事日程 ……９５
○出席議員 ……９５
○欠席議員 ……９５
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ……９６
○職務のため出席した者の職氏名 ……９６
開　　議　（午前　９時００分） ……９７
○開議の宣告 ……９７
○認定第１号～認定第５号の委員長報告、討論、採決 ……９７
○議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……９９
○議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……１２３
○議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……１２５
○議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……１２６
○議員派遣の件 ……１２７
○閉会中の継続調査の申し出 ……１２８

○日程の追加 ……１２８
○発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決 ……１２８
○町長挨拶 ……１２９
○閉会の宣告 ……１３０
閉　　会　（午前１１時５４分） ……１３１

千代田町告示第１１８号

令和２年第３回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年９月２日

千代田町長　　高　橋　純　一

１．期　　日　　令和２年９月８日
２．場　　所　　千代田町議会議場

○　応　招　・　不　応　招　議　員

○応招議員（１２名）

１番	金　子　浩　二　君	２番	橋　本　博　之　君
３番	原　口　　剛　君	４番	大　澤　成　樹　君
５番	酒　巻　広　明　君	６番	橋　本　和　之　君
７番	大　谷　純　一　君	８番	森　　雅　哉　君
９番	川　田　延　明　君	１０番	髙　橋　祐　二　君
１１番	小　林　正　明　君	１２番	柿　沼　英　己　君

○不応招議員（なし）

令和２年第３回千代田町議会定例会

議事日程（第１号）

令和２年９月８日（火）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（１２名）

１番	金	子	浩	二	君	２番	橋	本	博	之	君
３番	原	口		剛	君	４番	大	澤	成	樹	君
５番	酒	巻	広	明	君	６番	橋	本	和	之	君
７番	大	谷	純	一	君	８番	森		雅	哉	君
９番	川	田	延	明	君	１０番	髙	橋	祐	二	君
１１番	小	林	正	明	君	１２番	柿	沼	英	己	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高	橋	純	一	君
副町長	石	橋	俊	昭	君
教育長	岡	田		哲	君
総務課長	柿	沼	孝	明	君
企画財政課長	宗	川	正	樹	君
会計管理者 兼税務会計課長	髙	田	充	之	君
住民福祉課長	須	永	洋	子	君
健康子ども課長	茂	木	久	史	君

産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	坂部三男君
建設環境課長	栗原弘明君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 事務局長	久保田新一君
監査委員	白石正躬君
農業委員会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
書記	小林真緒
書記	大川智之

開　会　　（午前　９時００分）

○開会の宣告

○議長（柿沼英己君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和２年第３回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（柿沼英己君）　日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の報告１件、規約変更２件、条例改正５件、決算の認定５件、補正予算４件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和元年度４月分、５月分、令和２年度４月分、５月分及び６月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（柿沼英己君）　これより日程に従い議事を進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

７番　　大　谷　議員

８番　　森　　議員

以上、２名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（柿沼英己君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から18日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から18日までの11日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（柿沼英己君）　日程第３、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、８番、森議員の登壇を許可いたします。

８番、森議員。

［８番（森　雅哉君）登壇］

○８番（森　雅哉君）　おはようございます。議席番号８番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、ＳＤＧｓへの取組みについて質問させていただきます。ＳＤＧｓは、Ｓｕｓｔａｉｎａｂｌｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｇｏａｌｓで、日本語では持続可能な開発目標と翻訳されています。言葉のポイントとしては、持続可能であることと開発目標です。目標を決め、それに対して持続するための仕組みが必要ということがタイトルになっている点で、形だけではなく、実際的な活動を通して目標を達成していく取組みです。2015年に国際連合、いわゆる国連で採択されましたが、これは2000年に採択されたＭＤＧｓ、Ｍｉｌｌｅｎｎｉｕｍ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ　Ｇｏａｌｓを引き継いだものという位置づけになっています。2030年に向けて、17の大きな目標と具体的な160のターゲット、232の指標があります。政府や地方自治体をはじめ、企業でも具体的な取組みをするようになってきています。

それでは、最初の質問です。ＳＤＧｓへの本町への取組み状況について教えていただけますでしょうか。範囲が広いので、詳細についてではなく、具体的な目標を持っているか、また積極的に取組んでいるかについて教えていただけますでしょうか。私のほうは、第６次総合計画の内容を事前に拝見させていただく機会がありますので、概要について知っている部分もありますが、計画を含めてお聞かせいただければと思います。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　改めまして、皆さんおはようございます。

本町におけるＳＤＧｓへの取組みの状況ですが、ＳＤＧｓの持続可能な世界を実現するための貧困、保健、教育、平和など17の目標を設定し、地球上の誰一人として取り残さないという理念を現在策定中の、先ほど議員のほうが述べました千代田町第六次総合計画において取組み、ＳＤＧｓの達成に貢献できればと考えております。具体的には、基本計画の各施策の中に関係する17の目標を設定し、目標達成に向けて取組んでいくこととなります。例えば健康づくりの推進施策にＳＤＧｓの目標である、すべての人に健康と福祉をの目標を設定し、町民がより健康になれるよう、受診率などの目標を定め、達成度を検証していきたいと考えております。

○議長（柿沼英己君）　８番、森議員。

○８番（森　雅哉君）　ありがとうございます。千代田町でも取組んでいくということで、これは新

しい取組みになっていくと思いますが、ぜひ継続していければと思っております。

次の質問です。群馬県は、ぐんまＳＤＧｓイニシアティブという推進を行っています。これは、山本知事の県民の幸福度向上を目指すことと軌を一にするものということで、次期群馬県総合計画の策定や推進セミナーの開催など積極的に活動を行っていくとのことです。そして、ＳＤＧｓ未来都市としてみなかみ町が選定されています。

そこでお聞きしたいのですが、本町においては群馬県との連携ということで具体的なお話は来ていますでしょうか。群馬県で推進していくとしても、それは市町村の共同体でもあり、一つ一つの自治体と協力し合って進めていくことになります。現在の状況、または今後の予定などで分かっていることがあれば、教えていただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　群馬県あるいは市町村との連携についてですが、現在のところそのような話は来ておりません。ですが、山本知事のほうが５つのゼロ宣言を行ったと思うのです。これは、私どもの自治体も賛同をしながら連携を図っていければと、こう考えております。

今後群馬県あるいは近隣市町からＳＤＧｓに関して連携の話が来た際には、本町としても積極的に取組んでいきたいと考えております。たしか群馬県のほうでは2040年だったと思うのですけれども、５つのゼロ宣言を行った中に災害ゼロも目指していくということなのですけれども、町といたしましては早速災害ゼロを目指していくように、これから行っていきたいと、こう考えております。

先ほどお話があったように、17の目標を掲げた中で食品残渣ももちろんそう、これからまた質問出てくると思うのですけれども、食品の残渣ももちろんなのですけれども、残渣をより少なくしていこうということをこれから、今現在も行っておるのですけれども、こども園とか学校給食等々も含めた中で、これも食品残渣を減らしていきながらリサイクルに取り組んでおります。更には、飲食店の関係も含めた中で、これから提供する側も、それを我々も食べる側も、適量でそれを行っていくように、飲食店関係とも連携を取っていきたいと、こう考えております。

○議長（柿沼英己君）　８番、森議員。

○８番（森　雅哉君）　ありがとうございます。

５つのゼロ宣言ということで、災害ゼロを本町では目指すということをお聞きできました。群馬県からは、今のところまだお話は来ていないということなのですけれども、今後いろいろとあると思うので、そのときはまた千代田町としても取り組んでいければと思います。食べ物残渣、食べる量を適度なものにするというのは、健康にとってもいいと思いますので、そちらもまた注目していきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。ＳＤＧｓの具体的な取組みについては理解することができました。ありがとうございます。さて、17のゴールについて具体的に聞くと膨大な時間がかか

りますので、その中で特に気になる点についてお聞きしたいと思います。目指すゴールの一つ、番号でいうと12番目、つくる責任、つかう責任というものがあります。具体的には、食料の廃棄を減らす。現在の千代田町の取組みそのものでありますが、ＳＤＧｓでは例えば食べ切れる量を作る、作り過ぎない、食べ切るということや、調理における食材のごみの量の削減やリサイクルに取り組んでいくことが推奨されています。今町長のほうからもそういうお話がございましたが、これについて例えばＳＤＧｓへの取組みという認識で行っているようなことがあったり、数値目標を決めて行っているようなことがあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

ＳＤＧｓの目標12、つくる責任、つかう責任は、持続可能な生産消費形態を確保することを目的としています。そして、これを阻む要因の一つに食品廃棄などの資源の浪費が挙げられています。そして、この目標を達成するには、まず買い過ぎない、使い切る、食べ残さない、これに尽きると言えます。千代田町では、ごみ排出量抑制のため、この食べ残しについて、群馬県で取り組んでおりますぐんまちゃんの３キリ運動や3010運動を推奨するとともに、ポイント事業と併せた食品残渣のリサイクルにも取組んでおります。一般廃棄物の排出量の目標値としましては、可燃ごみの全体の排出量として、来年４月に稼働します新焼却施設の計画を一つの目標とし、減量化対策に取組んでおります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　８番、森議員。

○８番（森　雅哉君）　ありがとうございます。今までも継続して取り組んできて、最下位から少し浮上してきたと思いますので、効果はあると思いますので、このままままた継続していただければと思います。ありがとうございます。

次の質問です。今の質問に関連しているのですが、群馬県ではぐんまちゃんの食べきり協力店という活動が行われています。これについて、町内のお店の登録の促進や、そのようなお店を利用することを推奨することについてはいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　ご質問にお答えいたします。

食べきり協力店への登録でございますが、群馬県の環境情報サイトＥＣＯぐんまにて協力店舗の一覧が掲載されております。その情報を見ますと、現段階で343店ほどの登録がございます。しかしながら、近隣の登録状況を見ますと、太田市で26件、大泉町で１件の登録があるだけで、そのほかは千代田町を含め登録がない状況であります。千代田町内で飲食できる店舗は30店舗ほどあることから、いかにこの取組みが行われていないかが分かります。申請自体は事業者から県への申請となっており、登録するに当たり特に難しい要件などはなく、小盛りやハーフサイズなどのメニュー設定や食べ残し削減の呼びかけなどで、郵送、ファクス、メールなどの申請方法があります。これらの活動は、特に

事業系ごみの削減に結びつきますので、今後町としても各飲食店へ何らかの方法で情報提供を行っていきたいと考えております。

○議長（柿沼英己君）　８番、森議員。

○８番（森　雅哉君）　栗原課長、ありがとうございます。この辺であまり登録されていないというのであれば、ＰＲにもなると思いますので、ぜひ進めていただければと思います。千代田町のごみの削減にも役立つことかと思います。

それでは、群馬県での取組みについて質問を続けさせていただきます。本町では、毎年ちよだおもてなしマラソンが行われています。来年は、残念ながら開催されませんが、群馬県で行われているぐんまマラソンはＳＤＧｓを支援しています。具体的には、健康寿命の延伸に向け、運動のきっかけ、環境に優しい乗り物としてＡＥＤ隊を自転車で配置、働きがいとしてのボランティア活動、プラスチックごみの削減としてランナーに提供するおっきりこみをリユース食器で提供するなど、ＳＤＧｓの中の６つのゴールについて具体的な提案が行われています。恐らく本町のマラソン大会でも同様の取組みを行うことは可能と思います。今すぐでなくてもいいのですが、ＳＤＧｓの推進といったことを考えながら大会を運営していく予定などがあるようでしたら聞かせていただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　それでは、ご質問にお答えをいたします。

ぐんまマラソンでは、６つのゴールを設定し、取組みを行っております。取組み内容を確認しましたところ、既にちよだ利根川おもてなしマラソンでも取組んでいる事例もございます。例えばＡＥＤ隊の自転車での配置、会場、沿道でのボランティア活動、会場内でのごみの分別活動、そして民官連携での大会運営などについてはこれまでも積極的に取組んでおります。今後も継続して取組むとともに、ＳＤＧｓとしての位置づけを明確にしまして、ちよだ利根川おもてなしマラソンとしてもＳＤＧｓを支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　８番、森議員。

○８番（森　雅哉君）　宗川課長、ありがとうございます。既にいろいろな取組みをされていることは私も分かっておりますので、またいろいろ考えながら進めていただければと思います。あと、せっかく群馬県でもＳＤＧｓを進めていますので、その関連として分かりやすく表記できるところがあれば、やっていただくのもいいのではないかと思います。

それでは、最後の質問です。最近は、海のプラスチックごみが問題になっています。海にごみを運ぶと言われる河川もまた注目されています。また、マイクロプラスチックに関しては、海だけではなく、河川も調査対象になってきています。これは、ＳＤＧｓの14番目のゴール、海の豊かさを守ろうというところの話題ですが、本町では水の豊かな利根川があります。これは、海に流れていくだけではなく、埼玉県や東京都の方々の飲み水でもあります。これらの水を守っていくことも本町の役割の

一つではないかと考えるところは、ここにいる皆さんが思われていることではないかと思います。今年はできませんが、１年に２回、河川でのごみ拾いをみんなで行ったり、注意喚起の看板も立てられたりしています。利根川は、ウォータースポーツなどのレジャーや釣りをする人など、多くの方々が訪れます。ごみは大分減ったように感じられますが、台風のときなどは上流から多くのごみが流れてきます。これについては、本町だけの取組みでは対処し切れないこともありますので、ＳＤＧｓへの取組みとして埼玉県、群馬県、そして利根川の河川の市町村とも連携して行っていく必要を感じます。

最近では、河川でのマイクロプラスチックの流出に関する調査も行われています。環境省のウェブサイトを見ますと、水の中の生物の体内に入ってしまうという問題も取り上げられています。プラスチックに使われる添加剤には有害性が指摘されているものも少なくなく、それがマイクロプラスチックになっても残留しているとの記述もあります。マイクロプラスチックの問題は、洗顔剤や歯磨き粉など化粧品に含まれるマイクロプラスチックビーズ類があり、アメリカでは2016年にマイクロビーズ除去海域法で禁止され、日本でも各メーカーが取り組み、代替素材への切替えが進みました。そして、最近では更にマイクロパウダーの問題も取り上げられています。また、私たちが着ている衣服を洗濯するときに出るマイクロファイバーの問題もあります。これは、合成繊維や化学繊維が洗濯機の排水の中に含まれていると言われます。また、二次マイクロプラスチック問題としては、屋外に放置されたプラスチック製品が紫外線や外的な力により徐々に劣化、崩壊して、小さくなって、環境へ影響を及ぼしているということがあります。これらについての大きな取組みについては、ここで質問する内容ではありませんが、千代田町の立場として、利根川流域の市や町との連携についての取組みの状況、あるいは今後の予定、方針などがあるようでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　それでは、ご質問にお答えします。

ごみとして投棄されたプラスチック製品は、紫外線を受け、時間とともに劣化が進み、細かく壊れていきます。更に劣化が進むと、目に見えないくらいの微粒子の状態まで姿を変えますが、決してなくなることはなく、そこに住む生物や海から採れる食塩の中にまでも混入し、それらを食料としている人間自体にも摂取されてしまうものであります。プラスチック製品は、このようなマイクロプラスチックの状態になってしまうと、回収は不可能と言われておりますが、この状態になるまでには数年以上かかるため、マイクロ化する前に回収することが重要であると言えます。

千代田町を流れる利根川でございますが、群馬県ならず、日本でも名の知れた河川であり、飲料水や農業用水、工業用水、また発電用水としても有効に利用されておりますが、同時に治水対策や水質等の環境問題を抱えております。その中でご質問のありましたごみの問題でございますが、千代田町では議員もご存じのとおり、毎年４月と７月に赤岩渡船場周辺と上中森、利根大堰周辺にて河川清掃を各ボランティアの協力を得て行っております。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となってしまいましたが、どちらの場所も千代田町の観光的な面からしても重要なところでありま

すので、問題がない限りは継続していきたいと考えております。

しかしながら、昨年の台風19号が過ぎた後の利根川堤防には、上流から流れてきたペットボトルなどの水に浮くごみで埋め尽くされておりました。このときは、地域の方や各種団体の方のご協力や町職員を動員して、堤防部分については回収することができましたが、川を流れているプラスチックごみについては最終的に海まで流れ、マイクロプラスチック化してしまう状況であります。今日行われている河川清掃はスポット的なものでありますので、このような河川のごみを考えた場合は、利根川への流入する中小河川へのごみが流入しないよう、一人一人がポイ捨てしない取組みが重要で、もっと広域的な活動が必要であると思います。議員の言われるように、今後において河川流域での連携した取組みが必要になってくると感じております。

○議長（柿沼英己君）　８番、森議員。

○８番（森　雅哉君）　栗原課長、ありがとうございます。

このマイクロプラスチック問題、あとは河川のごみ問題については、国とか県とかも大分動いてきているというか、長い間続けていると思いますので、千代田町としてもまた今後もずっと取組みを続けていければと思います。

今日はありがとうございました。これで一般質問を終わりにいたします。

○議長（柿沼英己君）　以上で８番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、７番、大谷議員の登壇を許可いたします。

７番、大谷議員。

［７番（大谷純一君）登壇］

○７番（大谷純一君）　７番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、新型コロナウイルスによる小中学校における休校措置により、学業の遅れが社会的な問題となっていますが、それをどう克服し、子供たちの未来のため、学校と教育委員会がどう取り組んできたのか、またどう取り組んでいくのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

最初に、休校措置ですが、３月より５月末まで、そして６月１日から12日までが地区ごとの１日おきの分散登校、その後通常登校になったと認識しておりますが、その期間中、教職員は何をしていたのか、また児童生徒に対する学習面での対応はどうしていたのか、時系列での説明を教育長に求めたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　ご質問にお答えいたします。

小中学校の先生、それから児童はどのようなことをしていたのかということだと思いますが、まず臨時休校中において、教職員は学校再開に向けた準備を行うとともに、児童生徒の学びの保障に向け

て次のような取組みを行ってまいりました。

１つ、教科書及び教科書と併用できる教材等に基づいた課題プリントの準備及び配布。

１つ、家庭学習や電話連絡による児童生徒の心身の状況把握。

１つ、養護教諭による消毒研修を実施した上で、実際に校内の消毒を実施。

１つ、ビデオ会議アプリＺoomを活用したオンラインによる児童生徒から教職員への質問タイムの実施。

１つ、群馬県教育委員会より示された教育課程の編成資料を基に年間指導計画の見直しを行い、その実施に向けた時間表の作成や学校行事等の精選。

１つ、３密を避けるための教室等の環境整備などといった取組みを行いました。

次に、児童生徒に対する学習面での対応といたしましては、次のようなことを行っていました。

１つ、教科書及び教科書と併用される教材等に基づく課題プリントを作成し、児童生徒に配布。提出されたプリントの採点、確認を行い、児童生徒個々の学習状況の把握と成果を確認。また、登校日を設けた学校では、登校時に対面で助言や励ましを実施いたしました。

１つ、１週間の家庭学習のモデル時間割を作成、時間割に沿った学習記録表を準備し、配布。後日記録表を提出させ、学習状況や成果を見取り、一人一人に助言や励ましを実施しました。

１つ、群馬県教育委員会作成のオンラインサポート動画を含めた家庭学習に役立つ学習サイトの紹介をしました。

１つ、オンライン学習ソフトのｅライブラリーを活用したオンライン学習の推奨など、東西小学校、中学校ともそれぞれの学校の規模や地域の実態に応じた様々な取組みを行いました。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　個々の質問はちょっと後で質問するとしまして、次に６月１日から12日までの、千代田町は特有に分散登校というの、これはほかの町外でちょっと調べましたところ、やはり悪く言うと田舎なのですけれども、地区による登校班とかでもって分散登校したというのはよい取組みだったと私自身は評価しています。６月１日から12日までの分散登校期間中では、教育現場では児童生徒に対して通常授業というか、１日おきになったわけですけれども、そのようなときに学校ではどのような教育指導を行っていたのか、次の質問としまして教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　６月１日から12日までの分散登校期間中、どのような指導をしていたかという質問だと思います。ご質問にお答えいたします。

昨年度３月より臨時休校となり、３か月という長期間にわたり、通常の学校教育活動が実施できませんでしたけれども、６月１日より群馬県が示す警戒度に基づき、各校の規模等に応じた分散登校に

より学校を再開いたしました。学校再開後、まずは児童生徒が早く通常の学校生活へ戻れるよう、各校において新型コロナウイルス感染症対策について指導するとともに、生活面、学習面において児童生徒に寄り添ったきめ細かな指導ができるよう努力してきました。具体的には、群馬県教育委員会から発出されました学校再開後における教育課程の編成及び実施についてという通知で示された留意点や、県が作成した年間指導計画を見直す際の参考資料を基に、本町の学校における年間指導計画を見直しました。見直しに当たって、具体的な考え方は次のようなことでございます。

まず、次学年の学習に影響する基礎的、基本的な知識及び技能に関する指導事項を確実に指導すること。次に、教科の本質に関わる思考力、判断力、表現力を身につける指導事項を重点的に指導すること。更に、児童生徒の学力保障に支障が起きないよう配慮しつつ、学習指導要領に示された指導事項を効果的に指導すること。これらの考え方に基づいて、６月１日以降、各校において見直した年間指導計画に沿って授業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　例えばよその事例なのですけれども、私さいたま市の教育委員会にちょっと取材というか、勉強しに行ってきたのですが、さいたま市ではこの分散登校、２週間の間に前学年の取り残しの復習をしたそうです。以前の教育長の全員協議会での説明というのが、国が本年度は全体の量の７割消化できればよい。また、前年度の未消化の部分に当たっては、新年度で復習から始める。あるいは、新年度の授業で関連した際に、適宜前年度分も絡めながら教えるようにするとの説明があったと思います。

例えば西小の６年生ですが、前年度の残りの部分を新年度になって最初に取戻しをした科目というのが理科だけだというふうに伺っております。算数に至っては、８月下旬より復習が始まったとのことです。確かに新年度の授業と絡めながら前年度の復習も同時並行して行うという方法も一つの方法だと思いますが、勉強というか、学習の王道としては、前年度の未消化の部分を定着させてから、新年度の単元に入るのが本筋だと私は思いますが、教育長のお考えをお示しください。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　ご質問にお答えいたします。

前年度やり残した部分を最初にやると、その次にその復習を含めながら次に進んでいくのが順当ではないかという、こういうご質問だと思いますけれども、私自身もそのとおりに考えております。西小学校で２月の下旬に終わって、そのときに既に西小学校ではその年度の教科はほとんど終わっていたということで、休み中の間は復習が中心で行われていたということで、実施科目、昨年度の教えるべきところは済んでいたということだったと思います。東小学校にあたって、若干の先生によって単元が未消化の部分もあったというふうに話を聞いておりますが、東小学校では分散登校が始まりまし

た６月１日以降にその辺を確認して、授業を進めているというふうに聞いております。

また、当然のことですけれども、基本的なところが分からない場合には次に進めませんので、その辺を確認しながら担任の先生は復習したりして補いながら進めているところだと認識しております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　ただいま教育長からいろいろ確認をしているということだったのですけれども、教育委員会では当然のことながら、各学校の教員に対して聞き取りをしていると思うのです。私もほかの郡内、館林とかも教員にちょっと聞いたところによると、相当教育委員会からどこまで進んでいるのだと、どこまで定着できているのかというのを何回も何回も教育委員会から聞き取りがあったというふうに伺っています。それというのが、例えば同じ学年の先生でも、１組、２組、３組と例えばあれば、そのクラスによって進度というか、進み具合ですね、が多少違ったりもしているのです。そういうところというのを教育委員会が本町の場合はちゃんと聞き取りをして、調査をしているということでよろしいでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　一人一人に私自身が質問をして、確認したというあれはありませんけれども、校長会、教頭会でどこまで進んでいるのか、そして必ずやり残した部分がないように実施してくださいということでお願いしているところで、校長さんからの話を聞いて、そのような認識に立っているところです。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　では、その上で質問しますが、６月15日以降の通常登校後に本町で夏休みと冬休みを短縮するという経緯が決まったと思うのですが、それは学習を消化させる、あるいは定着させる上で夏休み期間を短縮しましたけれども、冬休みも２日でしたか、短くするとかというお話がありましたが、それは適正な期間と言えるのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　では、質問にお答えいたします。

まず、県や国の取組みからなのですけれども、群馬県としては県独自の社会経済活動再開のガイドラインにより、４段階の警戒度と行動基準が示されておりました。警戒度に伴う段階的な学校の再開についても県より示されておりました。本町においては、５月21日に小中学校の全児童生徒の保護者へ小学校、中学校教育活動の段階的な再開等についてという通知を教育長及び各学校長連名で発出させていただきました。県の警戒度に伴う段階的な登校再開や感染症対策などについて周知をいたしま

した。その後、県の警戒度に伴い、６月１日より学校を分散登校により再開し、６月11日木曜日に県知事より、６月13日土曜から警戒度２から１へ移行すると発表されたことに伴い、６月15日月曜日より通常登校へ移行いたしました。通常登校に先立ち、小中学校の全児童生徒の保護者へ、６月11日に小学校、中学校の授業日等についてという通知を教育長及び各学校長連名で発出させていただきました。この通知では、１学期が７月31日まで延長、２学期は８月24日から開始としました。夏休み期間を８月１日から８月23日までとすることを周知させていただきました。なお、この通知では、冬休み期間については通知しておりません。

夏休みの短縮については、令和２年５月25日付で群馬県教育委員会から発出されました学校再開後における教育課程の編成及び実施についてという通知で示された、本年度中に必要な年間授業日数の目安に従いまして、適正な授業日数を確保したものであります。夏休みの一部期間を授業日に振り返ることについては、５月27日に再開しました臨時校長会において決定したものでありまして、現状では夏休み短縮は適正なものと考えております。

今後については、新型コロナウイルス感染症の影響により授業日数のさらなる確保が必要となる場合も考えられるため、県通知などに基づいて児童生徒の学びを保障するために、適正な授業日数を確保していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　例えば群馬県の夏休み期間は、前橋市や高崎市、太田市などの21市町村は１日から23日、本町も教育長のご説明があったとおり、これに該当するわけですが、沼田市や片品村など５市町村は24日間、17日間と最も短い嬬恋村と草津町はもともと冬休みが長いため、短かった夏休みを更に短くしたとの結果であります。県の義務教育課によると、10日程度夏休みを短縮しても年間授業時間は通常に比べて２割減る見通しとのことでした。

また、埼玉県の場合、一番長いのが吉川町の25日間、熊谷市や行田市などは23日間、さいたま市や川越市は16日間、最も短いのは８月８日から17日までの狭山市、八潮市の10日間であります。例えば越生町というのがありますが、人口も１万1,000人弱で財政規模も本町と似たような町があるのですが、夏休み期間は12日間です。

釈迦に説法で恐縮なのですけれども、教育課程の法的根拠は、文部科学大臣が教育課程を定める。教育委員会が教育課程を管理、執行する。各学校の校長が教育課程を編成するとあります。また、夏休み期間等は、学校教育法施行令第29条に基づき、日数は原則として学校を管理する市町村の教育委員会が定めるとあります。それにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条には、教育委員会は法令または条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校、その他の教育機関の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱い、その他の管理運営の基本的事項について必要な教育委員会規則を定めるものとするとあります。

そこで、千代田町立小学校、中学校管理規則第14条の４項に夏季休業日は７月21日から８月27日までとあり、第16条、校長は教育上必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、教育委員会の許可を得て学校教育法施行規則第61条第１号、第２号及び第３号の規定並びに同規定の準用による休業日と授業日を振り返ることができるとあります。

そこで、確認したいのですが、先ほど教育長は、校長会でこの夏季休業の期間を決めたとあるのですが、これは夏季休業の長短は県の教育委員会や東部教育事務所と関係なく、今の法律からすると、各教育委員会で決められるという法的根拠があろうかと思いますが、それでよろしいのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　学校教育法及び施行規則の文面を調べていただいて、また本町の学校教育規則に対しても調べていただいて、ありがとうございます。

今議員さんのおっしゃるとおり、日数については何日にするということは各市町村で決めていいことになっております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　それでは、教育長は先ほど私申し上げましたが、以前の発言で、今年はコロナで休校期間が長期化していますので、国が７割カリキュラムを消化すればよいと指針を立てたから、７割すればよいというお考えをお示しになられましたが、現に埼玉県や東京都、大阪府なども含めて、本町より少ない夏休みを各自治体で設定していました。その根拠は、少しでも長期休校による遅れを取り戻したい、子供たちに基礎学力をつけてあげたいという教育委員会や各学校の先生方の意欲の結果だと思います。

本町の児童生徒は、他町の児童生徒の比べて基礎学力があれば、大上段に構えていても問題ないとお考えだから、夏休みも長い、土曜授業もしないというお考えなのでしょうか、教育長にお尋ねします。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　ご質問にお答えいたします。

それぞれの地区ごとの要請とか実態とかがあるのだと思いますけれども、特に今おっしゃったとおり、都市部、埼玉あるいは大阪辺りでは一部夏休みを１週間ほど本町などよりも短くして授業を実施したというところもあると思いますけれども、年間を見てみるとそんなに冬休みが逆に長くなったりとかして、１日、２日しかないのかなと、全体的には違いがないのかなというふうに感じています。また、中学３年生は今度は高校入試等がありますので、そのときにどこのところを出題するという範

囲を確認してみたところ、ほとんど本町と変わらない、同じような対応をしていますので、同じような教育課程に基づいて指導しているということは言えると思いますので、私個人としては授業数は多いことも大事ですけれども、教員の働き方改革、そして子供への過重なる負担といいますか、勉強しろ、勉強しろということでやることよりも、大事なことをきちんと教えることのほうが意味があるのかなというふうに解釈しているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　悪く言ってしまいますと、すごく後ろ向きのご意見というふうにうかがえるのです。例えば国とか周りが７割、逆を言えば70点取れればいいのだということで、では70点取れるように勉強したらいいのだということになってしまいますけれども、その中で教育に力を入れている自治体というのは100点を目指してやっているわけです。100点を取るには、120点ぐらいの勉強をしなければ100点取れないわけで、最初から今回は大変だから７割やれればいいのだと、周りもそうだというのであれば、逆に70点取れなくなるのではないですか。それは、本町の中学３年生が高校受験を迎えるにあたり、すごく不利なような状況になるのではないかと、私はすごく危惧しているのです。そこで、やっぱり自分が、もちろん本人の一番やる気というのが大事なのでしょうけれども、一生懸命やる、あるいは経済的に許せれば塾へ行って頑張っているという子もいる中で、普通にやっている子というのがどんどん引き下がれてしまうような感じがします。

やっぱり今回やっていなかったらいいのだではなくて、その残った部分も学力をつけてあげたいというのが本来の教育委員会とか学校の考えだと思いますけれども、勉強しろ、勉強しろというのは確かに大変なところもあるのですけれども、ほかがやっている中で、ではこの町はそれでいいのかというのは私すごく疑問に思うのですけれども、教育長に再度ご確認したいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　私の個人的な考え方も入ってしまうかと思いますけれども、取りあえず市町村で決めていいということなのだけれども、群馬県全体としては一つの方向性でやりましょうということで県からの通知が来て、それに従って市町村もやっております。群馬県は群馬県の考え方に基づいて国の指導の考え方を入れて取組んでいるわけですので、それから教育課程もきちんと再編して、何を教えるべきか、何が次に必要なのかということ、量よりも質のほうが大事だろうということもありますし、ただ、ただ勉強はたくさん覚えることが学習だとは思っていません。次に役立つもの、次へのその子の学習が次につながるようなもの、それが学びだと思っています。だから、その学びを大事にしていくことが教育だというふうに感じております。ですから、たくさん物を覚えて吐き出すような、そういう子供はこれからはあまり芳しくないのかなというふうに思いますし、これから私たちももっと感覚といいますか、考え方を変えていく必要もあるのかなというふうに思っているところで

す。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　量よりも質だというふうにおっしゃいましたけれども、では休校中の学習の遅れ、あるいは学習の取戻しに対して、今もう９月に入りましたけれども、休校期間中に先生が課題プリント、いわゆる宿題を各家庭に配って、あるいは体調確認、大丈夫かいというような面通しの確認とかもあったりしたのですけれども、学校始まって、前学年、あるいは１学期の最初の部分に関して定着テストというか、確認というのはできて、間違いなく今の勉強の仕方というか、学習の、学校のやり方ですね、で定着しているという実績がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　学習の遅れについて取り戻しているのか、そしてそれを定着を確認できているのかということですけれども、お答えいたします。

各校においてマイタウンティーチャーや支援員を活用し、児童生徒の学習状況のきめ細かな見取りを現在行っております。また、単元テストや豆テストなどを適宜実施することによって、学習の定着状況を確認しております。２学期以降も同様に、継続して学習の定着状況を確認しながら指導をしてまいりたいというふうに現場ではおっしゃっていました。また、そのようにありたいものだと考えているところです。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　そこは、ぜひ定着確認を細かくいろいろやっていただきたいなと思います。

例えば１か月以上前だったでしょうか、千葉県のことが新聞に出ていまして、休校期間中にやった課題プリント、いわゆる言葉は悪いですけれども、一方的な先生からの押しつけのプリントなのですけれども、それが定着確認ができていないという結果が出たのですね、千葉県では。だから、そこは私は本来、コロナ禍ではありますけれども、対面の授業が一番よいと考えています。やはりある程度高校生にもなれば、学校行かなくても教科書と参考書を基に自分で勉強を進めるというのはできると思うのですけれども、特に小学校低学年というのはやはり先生が対面で教えるというのが一番の勉強方法だと思いますので、その辺今回、今年だけは成績が下がったと言われないように、教育委員会は本当に鉢巻きを締めて一生懸命やっていただきたいなと思います。

関連質問なのですけれども、ちょっと私心配しているのが、本町の場合の通知表についてお尋ねしたいと思います。１学期は先生のコメントだけで、後は何の役員をしていたとかというだけであって、成績は真っ白だったのです。それは、本町の今の指針というか、今お答えできることで結構なのですけれども、２学期のいわゆるクリスマスですか、２学期終わるとき。12月の24日のときの２学期の成

績まで１学期の成績はつかないというお考えでよろしいのでしょうか。というのは、例えば９月に入って１学期の部分が後ればせながら終わった時点で、１学期の部分の成績をおつけになるお考えがあるのか、あるいはそのまま真っ白のままでいって、１学期と２学期をまとめた上で２学期の成績をおつけになるのかということをちょっと指針があれば教えていただきたいなと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　評価についてどのように親御さんたち、子供たちに伝えるかという問題だったと思うのですけれども、私もどのようにするのかななんて校長会のときにそのことが少し話題になったときに、１学期は６月からスタートで、６、７月ですとほんの僅かの間の学習であったので、それを２学期に回して連絡したほうがお互いにいいのではないですかなんていうのが校長の判断だったと思いますので、私はそのことに対してどうのこうのというふうに指導した覚えはありません。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　まだ指針がないと、２学期に１学期はつけずに２学期の成績をつけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　小学校の成績表といいますか、通知表では、それぞれ単元ごとにできた内容等を示されていますので、２学期の終わりに１学期分のを掲載してお渡しするという方向なのだろうというふうに思っております。また、中学校の場合はどのようなあれが出たのか、ちょっと確認はしていないのですけれども、それも単元ごとのテストですので、それと統合的に全部合わせてやらなくてはならないので、その辺については考えてくれていると思っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　大谷議員に申し上げます。間もなく残り時間が５分となりますので、速やかに質問を行ってください。

７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　だと思いますでは困るのですね、教育長が。こうですというのがなくては困るのです。こう決めているのではないかとか、こうだと思いますというのは全く無責任で、こうしていきますというのがなくてはおかしいのではないですか。

最後一括して質問しますけれども、再度、今度インフルエンザ等々もありますけれども、もしもまた休校期間というのができた場合にＧＩＧＡスクール構想も含めてどのような対応をするおつもりなのか。そして、休校期間中から現在まで、児童生徒の精神的なケアというのが、例えばずっと何か月も学校へ行けなかったわけですけれども、その点学校では万全な体制をしいているのかを最後の質問

としたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　万が一この後、休校等が出た場合の対応、ＧＩＧＡスクール等々はどういうふうに考えているのかなんていうことだったと思いますけれども、万一再度休校となった場合ですが、その期間、規模にもよりますけれども、現状では課題プリントの配布や登校日を設けるなどといった５月までの同様な対応や、さきの臨時休校期間中に試験的に実施したビデオ会議アプリＺoom等を活用したオンラインでの対応を実施していきたいと考えております。

今後町では、ＧＩＧＡスクール構想に基づくＩＣＴ環境整備としまして、今年度中に児童生徒１人１台端末及び校内ネットワーク環境の整備を予定しております。今回のＩＣＴ環境整備は、学校内での活用を想定したものではありますけれども、突発的な事態が起きた場合の学びの保障という観点からも、端末の貸出しも含めた家庭におけるオンライン学習の環境整備も重要であると考えております。家庭におけるインターネット環境については、１学期末において各校の小学３年生から中学３年生までの各ご家庭を対象にしてアンケート調査を実施いたしました。学校によって多少ばらつきはありますが、全体でおよそ92％の家庭にインターネット環境があることが分かりました。残り８％については、保護者がスマートフォンを所持していれば、ＬＴＥ回線を通じたインターネット環境が見込まれます。そのため、本町においては多くのご家庭がインターネットに接続できる環境にあるものと認識しておりますが、インターネット環境を整えられないご家庭においてもオンライン学習が可能となるように、今後貸出し可能なモバイルＷｉ―Ｆｉルーターといった可搬型通信機器を整備していきたいと考えております。

家庭におけるオンライン学習の環境整備を進めるためには、端末や通信機器の整備だけでなく、家庭への端末の持ち帰りを想定した運用方針の策定、教員のスキルアップ、デジタル教材の活用などといった様々な対応が必要となると考えられますが、今回の臨時休校を教訓として、児童生徒の学びの保障ができる環境を構築していきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

［「精神的ケアとか、最後の質問は。最後の休校中の現在までの児童生徒の精神的ケアは万全かというところ」と言う人あり］

○教育長（岡田　哲君）　精神的なケアについてどのようなことを取り組んだのかということでございますけれども、児童生徒に対する精神的ケアについては、教職員や心の相談員等、学校全体で対応してまいりました。

先ほどの答弁でもお話ししましたけれども、臨時休校中は家庭訪問や電話連絡により児童生徒の心身の状況の把握を行い、必要があればスクールカウンセラーや心の相談員による相談を実施いたしました。あわせて、県教育委員会のスーパーバイザー作成の保護者向け通知を配布し、長期間の休校に

よる影響や学校が始まることでの不安や緊張などを示し、家庭でできる心のケアをお伝えいたしました。また、分散登校時には、全児童生徒に対して新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査を実施し、調査の結果、気になる児童生徒に対しては個別に面談を実施するなど行ってきました。現在スクールカウンセラーを中心に、担任や心の相談員がいつでも気軽に話ができる環境をつくり、児童生徒の悩み等を聞いております。今後も万全な体制で臨んでいきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　時間が来ております。

７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君）　以上で７番、大谷議員の一般質問を終わります。

続いて、６番、橋本議員の登壇を許可いたします。

６番、橋本議員。

［６番（橋本和之君）登壇］

○６番（橋本和之君）　議席番号６番の橋本和之でございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

まずは、水害と避難所について質問していきます。昨年の台風19号は、皆さんのご記憶にも新しいところだったと思います。警戒レベルは最高となり、利根川沿いではどこが決壊してもおかしくないほどの状況でございました。その影響で、利根川の川底には土砂が堆積したままになっております。その上、総合水防演習の延期により演習会場には砂利などが敷き詰められたままになっております。水害に対して堤防の許容量が減っていると思われます。昨年の19号クラスがもう一度襲来したら、相当危険だと感じております。増水時の会場復旧は国の負担と聞いておりますが、堤防の許容量低下による洪水危険の増大に対して、何か国からの対応があるのか、建設環境課長に聞きたいと思います。お願いします。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　ご質問にお答えいたします。

議員の言われますとおり、昨年の台風19号の影響により、利根川の河床にも上流より土砂が流入し、以前より浅くなっている状態が見受けられます。これは、千代田町の部分だけでなく、利根川全体に言えることでありますが、特に千代田町では利根大堰の影響で川の流れが緩くなり、堆積しやすい場所であると言えます。このことにつきまして、利根川を管理する国土交通省、関東地方整備局、利根川上流河川事務所にも浚渫のお願いをしているところであります。

国の対応でありますが、どうしても河川氾濫などにより被害のあった箇所の災害復旧が優先され、対応が遅れている状況にありますが、県営赤岩渡船の運航路としても利用しておりますので、今後も

群馬県とも協力し、浚渫の要望を継続したいと考えております。また、国土交通省において河川や下水道の管理者に加え、都道府県や市町村、企業や住民などによる流域治水のためのプロジェクトの策定を行うことになりましたので、こちらに対しても同様に要望していく所存であります。

そして、水防演習予定地の整地により、堤防の許容量が減っているのではというご質問でありますが、盛土にて整地されたのは千代田町の舞木から瀬戸井にかけての一部であり、今まで増水時において流れの支障となっていた樹木もなくなったことから、そのような心配はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　分かりました。

次に、利根川に関してもう一つ質問したいと思います。昨年の台風19号は、八ッ場ダムが試験湛水中だったので、空だったので、満水になったということで決壊を免れたという報道もありました。今年から国の大雨対策方針といたしまして、ダムの事前放流をするようでございます。事前放流をした場合なのですが、本町では利根大堰がありますので、ダムから距離があるとはいえ、堰があることによって水位が高まりやすいと思われます。また、利根大堰から赤岩渡船場までジェットスキーなどのマリンスポーツでにぎわう場所でもあります。地元住民やマリンスポーツを楽しむ方に安全対策など、国からどのような指示があるのか、建設環境課長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　ご質問にお答えいたします。

昨年10月12日に関東地方を直撃した台風19号では、利根川上流部にも記録的な大雨を降らせました。当時10月１日から試験湛水を開始したばかりの八ッ場ダムが一昼夜で満水となり、ダムの存在価値が見直されたことは皆さんご存じのことかと思います。また、利根川水系のダムは、八ッ場ダムをはじめ８つのダムがあり、関東地方整備局による治水効果の発表では、これらのダムにより伊勢崎市にある八斗島地点において約１メーターの水位を下げることができたとしております。

この台風19号を教訓として、洪水時の危険が予測された場合、貯水量の一部を洪水調整用に確保するため、事前に放流が実施できるかを検討することが国より示されました。この事前放流によっては、国によりガイドラインが定められており、洪水に対する事前放流の実施判断は３日前から行うことを基本とするとし、またその場合、関係機関に対する周知や一般に周知させるための措置を行うとしてあります。このことについて、前橋市にあります国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所に確認したところ、事前放流を行う場合、それぞれのダムの操作規則に基づき、放流河川の水位に影響のない日に行うということで、通常の排水作業と変わらないというお話でした。

住民への安全対策でありますが、これも通常排水と同じく放流を知らせるサイレンや屋外放送などによって周知を行っており、利根川流域にあるダムの放流で影響が出るのは、渋川市から前橋市上流部ぐらいまでということでございました。それより下流となる千代田町については、放流による水位

の変動など何ら影響がないとの認識でございます。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　分かりました。丁寧な説明ありがとうございます。

続きまして、避難所について質問したいと思います。今回のコロナ禍でソーシャルディスタンスを取らざるを得ない状況になっております。そのため、避難所の受入れ人数が半分以下になると思われます。今後新しい避難場所を追加する考えはありますでしょうか。この質問は、先日の上毛新聞で、くらかけ公園の野球場を車中泊用に追加すると発表されておりまして、総務課長に機先をちょっと制されてしまったのですが、そのくらかけのことも含めまして、更に追加があるかを総務課長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君）　柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君）　ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が収束しないままの状態で台風シーズンを迎えようとしております。このような中、感染拡大防止のため、いわゆる３密を避けた避難所運営をどのように行うかが課題となっております。国からは、避難所における新型コロナ対策として、可能な限り多くの避難所の開設や分散避難などの対策を取るよう、県を通じて通知が発せられております。このようなことから、指定避難所以外の避難方法についても検討、調整を行っております。学校施設では、体育館を中心に避難者を受け入れていますが、普通教室や特別教室などの活用も施設管理者と調整を行っております。

また、親戚や知人宅への避難、安全が確保された自宅での在宅避難、安全な場所に停めた車での避難など、分散避難については８月号の広報紙において周知させていただいたところでございます。車での避難場所としては、本町では比較的標高の高い、先ほどお話もございましたが、くらかけ公園を開放したいというふうにも考えております。大規模な水害が発生した場合には、浸水区域が広範囲となることが予想され、利根川沿線の関係自治体と協定を結んでいることから、連携を取りながら広域避難所として開放していただけるよう、お互いの自治体で調整も行っております。

なお、地震による避難場所については、学校などの校庭へテント泊や車中泊も検討するとともに、利根川の河川敷、水防演習の整備箇所でございますが、そこを避難場所として使用させていただけるよう、関係機関へお願いをしているところでございます。新型コロナウイルス感染症の収束する見通しが不透明であることから、分散避難を周知するとともに、町内避難施設においても可能な限り多くの避難箇所を開設することによって、避難を要する住民の方々の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　分かりました。次の質問に行きます。

避難所でソーシャルディスタンスを取るということは、避難所の最大の課題でもあるプライバシー

の確保につながるというよい面もあると思います。町としてどのような避難所の運用を考えているのか、総務課長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君）　柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君）　ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症がいまだ収束していない状況下においては、感染防止に配慮した避難所開設、運営は喫緊の大きな課題と捉えております。このようなことから、先般新型コロナウイルス感染症対策避難所運営マニュアルを定めさせていただきました。このマニュアルでは、避難所でのいわゆる３つの密を避けるため、世帯ごとに２メートルほどの距離を確保することや、発熱等の症状がある方の専用スペースを設けるなどの対応を求めております。このため、１つの避難所で収容できる避難者の数がこれまでよりも少なくなります。そこで、このマニュアルでは、浸水や倒壊する危険性がない自宅などでの安全が確保できる場合には、在宅避難の検討を呼びかけております。それとともに、例えば学校が避難所となる場合には、体育館を中心に教室も活用できるよう調整も行っております。

この避難所運営マニュアルにのっとった新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設及び運営訓練を８月の29日の土曜日だったのですが、実施をいたしました。訓練では、避難所の開設に向け、各施設を担当する正副責任者が中心となり、避難所の開錠から避難者の受入れまでの工程において、各班員ごとの役割分担を事前に決めておくなど、開設がスムーズに行えるよう準備を進めております。また、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、避難所ごとのレイアウトを想定し、避難者の割り振り等のプロセスを確認いたしました。更に、段ボールの仕切り板やベッドの組立て訓練や撤収訓練も行っております。これまでの災害時における避難所においては、多くの人数を収容することを前提としておりましたが、現在在宅避難、屋外避難、分散避難といった避難所以外への対応など、避難所における密を避けるための周知も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　分かりました。先ほども出ましたけれども、先月の「広報ちよだ」８月号では災害の特集を組んでいただきまして、タイミングもとてもよかったかなと思っております。

その中で、ペット同行避難について書かれている箇所がありました。欄外のちょっと小さいところだったのですけれども、その中でペットとの避難には車中泊を勧めておられました。最近では、猫ブームという言葉もあり、犬と併せましてペットを飼っている人がたくさんいらっしゃいます。そういう意味では、相当な数の車中泊避難者が出る可能性があります。車中泊避難は、2016年の熊本地震のときに話題となり、私も当初はプライバシーも守れるし、新しい避難の形としてはよいのではないかと思っておりました。しかし、避難が長期化した場合、仮に本町だと地震のほかに利根川の堤防の決壊が想定されます。座っている姿勢が長く続くことによって、エコノミー症候群などの健康被害やトイレや食料などの生活物資を避難所に頼る場合などは、防犯の問題と被災人数の把握に支障を来すと

いうことが分かりました。以上のことから、避難が長期化する場合は、ペット同行避難の方は車中泊避難のみとなってしまうため、選択肢を増やすためにもペット同行者の専用避難所が必要になると思いますが、どのようにお考えかを総務課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君）　ご質問にお答えいたします。

現在多くの家庭でペットが飼われておりまして、ペットは飼い主にとっては家族の一員であり、心の支えであるという考え方が広まってきております。そのような状況であるからこそ、災害時におけるペット対策につきましては自助の観点から、自分のペットは自分で守るという、言わば飼い主が責任を持って対応を取ることが大原則であるというふうに考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、普段に増して避難所で収容できる人員が不足している現状がございます。また、同じ避難所にもペットも同伴避難をさせることで、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持つ方も想定され、ペットとの一緒に避難には厳しい現状がございます。このようなことから、町では６月の風水害時の避難についてとしたチラシを毎戸配布させていただき、ペットは同行避難を基本とし、車中避難も選択肢にとお願いをしたところでございます。同行避難は、同伴避難と違い、飼い主と同じ場所での避難はできないことから、ケージがない、他の動物が近くにいると吠えてしまうなどが考えられる場合には、車中避難も選択肢にとお願いをしたところでございます。

しかし、全てが車中避難で賄えるとも限らないため、ペットも避難できる施設を検討しているところでございます。昨年度の台風19号では、コスメ・ニスト千代田町プラザの一室にペットも避難できる部屋を設置いたしましたが、犬、猫のほかウサギ、ハムスターなど様々なペットが避難してまいりました。その際に、ケージに入っていない動物がいたことから、対応に苦慮した経緯がございます。そして、先ほど申しましたとおり、ペットアレルギーの方や動物同士が吠え合うなどの様々な課題もございます。そのためペット避難できる施設では、避難所に入るにあたり、ケージに入れるなど一定の基準が必要ではないかと考えております。町といたしましても、ペットを飼っている町民の方も多いことから、災害時におけるペット避難について、前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、現在公益社団法人群馬県獣医師会と災害時における愛護動物の救護活動に関する協定を進めておりまして、ペット対策も様々な面から充実させていければと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　分かりました。いろいろ対策を進めていっていただけている様子が聞けまして、よかったなと思っております。

車中泊避難といいますと、昨年の台風19号でジョイフル本田の避難所が自動車でそのまま雨、風がしのげる屋根つきの２階まで避難ができるとあって人気が高まりました。町民から、ジョイフル本田

の避難所開設を早めてほしいという要望を複数聞いております。そういった要望が町に対してもあるのではないかと思っておりますが、ジョイフル本田の人気が高くなり過ぎているような気もしておるのですが、ジョイフル本田の避難所を早期開所することについて、町はどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。総務課長、お願いします。

○議長（柿沼英己君）　柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君）　ご質問にお答えいたします。

昨年の台風19号では、警戒レベル５、特別警報が発令されました。また、災害救助法が適用されるなど、本町がこれまで経験したことのない大規模な災害となりました。このようなことから、早期に自主避難所を開設し、７か所の避難所には約1,800名の方が避難をされておりました。特にジョイフル本田様の２階駐車場と併せトイレも開放していただき、多くの方が車で避難をされました。車中での避難については、同じ姿勢を取り続けることによるエコノミークラス症候群の危険性が指摘されておりますが、短期間、短時間での避難方法としては有効に感じております。

特に今般、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明の中、避難所での感染拡大防止のため車中避難は分散避難の選択肢の一つとして多くの自治体でも取り組んでいるところでございます。本町でも避難所での３密を避けるための観点からも、大きなメリットもあることから、ジョイフル本田様との協定に基づき、ジョイフル本田様と調整を行いつつ、早めの開設に向けお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　ありがとうございました。

次の質問に行きたいと思います。次は、調整池について質問いたします。千代田第二工業団地の造成工事が着々と進んでおります。以前も調整池の有効活用を求めまして、一般質問をしたことがございます。今後も橋本和之が調整池の質問をするときがあれば、有効活用してもらいたいのだなと思って聞いていただければよいかなと思います。

前回質問したときに、私は調整池を親水公園にすることや、ジョイフル本田の南側で共同コンクリートの西と南にある調整池は、底が土なので、ハスを植え、レンコン栽培で６次産業をしたらどうか。後にスッポンの養殖の販売単価が高くてよいのではないかと、スッポンに考えを切り替えましたけれども、また今の調整池の造りは、底も含めコンクリートで造られているので、中に入られるようにして、石造りのベンチを置いて、ウオーキング中の休憩場所にしたり、スケートボードができるコースを造ったりしてはどうかといった提案もいたしました。

その後、何かの機会で町長が、調整池を安く売ることも考えているとおっしゃっていたので、私なりに調べますと、調整池が購入企業の緑地使用率に含まれる可能性があることが分かりました。購入企業側は、調整池を緑地面積や環境面積に使用することで工業団地用の購入地を緑地に使うことがな

くなる、あるいは少なくなり、工業団地用の購入地をより有効に使えるメリットがあります。心配は、調整池の管理を購入企業に委ねてしまうといったことかなと思われます。

そのようなことをもろもろ考えますと、千代田第二工業団地の調整池の造りがどうなるのかが大変楽しみになるところでございますが、今回の調整池の造りはどうなるのかを都市整備課長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　ご質問にお答えいたします。

群馬県企業局によります千代田第二工業団地の造成工事は、来年３月の工事完了に向け、おおむね順調に施工されております。今回の造成事業によりまして、雨水等の一時貯留施設である調整池を設置いたします。有効活用でありますが、今回の整備にあたりましては、調整池の底盤に常時水が滞留しないよう、外周に水路を設ける予定となっております。日常的には、大部分が乾燥した状態となる予定ですので、活用の可能性はあるかと思います。しかし、急激な区域内での雑排水の流量増や降雨によりまして調整池への排水流入量が増加した場合に、全面が本来の機能である調整池となりますので、日常的な活用は危険を伴うことになります。

なお、調整池の売却についてでありますが、所有、管理については必ずしも町が担わなければならないとの基準はございません。よって、分譲地へ進出される企業様が所有されるメリットを感じ、購入をご希望されれば、売却について検討をさせていただきます。ただし、調整池の機能維持、管理等を適切に行っていくことが条件になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　ご答弁ありがとうございます。

何か少しうれしい話もあったのですが、購入してもらうというか、売るというのでしょうか、そういったこと、関連質問になりますけれども、どの程度踏み込んで購入企業にお話をしていく予定があるか、もしくは県の企業局にそういうお願いをしているのか、そういうところが分かる範囲で構わないのですけれども、教えていただければと思います。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　調整池について、やはり我が町も管理面では非常に苦慮しているところでございます。企業様にあたっても、ぜひその必要性があれば、多少は調整池をつけますので、単価的な部分もというような考えもないわけではありませんので、もし企業様が調整池も一緒にご購入というお話があれば、その辺で協議していければなと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　ただいまの調整池の関係の関連質問にお答えいたします。

千代田町におきましては、たしか今、今回のを含めていきますと４か所あると思うのです。その中の１か所はサントリーの裏のほうは、これは町が管理は行っておりません。ですので、今現在あるのがジョイフルの前と、あとは先ほど議員が述べたように住宅地の裏があると。それで、今回造るところのを含めて４か所ということなのです。調整池の機能というのは、もし雨量の関係で調節ができて、そこに放流をして、更にはそれを河川のほうに放流すると、こういう状況かなと思うのです。そんな中で、先ほど荻野課長が述べたように、業者といろいろそれを打合せした中で、業者のほうがそれを有効活用していきたいということで条件を満たしていることが前提ですけれども、そんな中町はそれをずっと維持管理をしていくとお金かかりますから、そんな中でもし可能であれば売却を検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　町長、ご答弁ありがとうございました。

調整池は、ほかの自治体でも有効活用しているところはたくさんありますので、ぜひ町長は新しいことをするということに対して一歩を踏み出せる方だと私は大変期待をしておりますので、ぜひ今後も、その後も中森地区新規工業団地も控えておりますので、ぜひご検討していただきたいなと思っております。

続いては、調整池の本来の目的である貯水量について質問したいと思います。先ほど共同コンクリートの西と南の調整池の話をいたしましたが、現在あそこは池一面にヨシが生い茂り、十分な貯水量を確保できていないと思われます。また、特に共同コンクリートの南側の調整池は、ふれあい団地の販売用地に隣接しております。宅地販売をするにあたり、見栄えもよろしくないなと感じておるところでございます。今は、たしか年に２回の伐採作業をしていると思いますが、もう少し増やしたほうがよいのではないかと思いますが、回数を増やす考えがあるのかどうか、都市整備課長に聞きたいと思います。お願いします。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　ご質問にお答えいたします。

ジョイフル本田千代田店様の南側及びふれあいタウンちよだ上中森エリア北側の両調整池の除草管理についてでありますが、毎年度１回です。１回、業者発注により除草、集草作業を実施しております。実施時期につきましては、本来は雑草の繁茂が著しい春から夏にかけての時期が理想でありますが、この時期は地下水位が高いため、調整池内の水位も高く、作業が困難な状況であります。渇水期となる秋以降から年内をめどとして作業を実施しております。よって、現地の作業環境から、実施につきましてはこれまでどおり、毎年度１回の実施が妥当であると考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　ちょっと関連質問したいと思います。１回だと、ちょうど今台風シーズンに向かう中で、質問項目にも触れたのですけれども、十分な貯水量が確保できていないというのが非常に心配されるところなのですが、刈取りも難しいお話でしたけれども、抜本的な解決策があるなら打っているのでしょうけれども、そのようなことに対して何か見解が聞ければいいかなと思いますが、お願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　ご質問にお答えいたします。

調整池に関しては、開発した場所から一気に、あの場所でいきますと五箇川になります。そちらに大水が流入しないような一時調整池という形でございます。今現在雑草が繁茂したり、若干の堆積土があろうかと思いますけれども、五箇川の河川自体が増水してしまいますと、なかなか調整池の放流もスムーズにいかない部分があります。なので、そういった河川とのバランスもありますので、今のところ雑草によって五箇川への放流に支障を来しているという見解はございませんので、１回という形でやらせていただいています。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　橋本議員に申し上げます。間もなく残り時間が僅かとなりますので、速やかにまとめに入ってください。

６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　最後の質問項目になります。

先ほどの共同コンクリートの西と南の調整池は、底がコンクリートで造られていないために堆積物がどれくらいあるのかが目で見て確認が取れません。そもそもの規定容量が確保できているのかが大変に疑われるところでございます。定期的に測量などをして、規定の容量が貯水できるようにしっかり管理をされておられるのかどうか、都市整備課長に聞きたいと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　ご質問にお答えいたします。

測量等による規定容量の確認は実施しておりませんが、規定容量を阻害する要因となります堆積土の除去については努めております。先ほどお答えしたとおり、毎年度１回の除草作業にあたり、集草作業も併せて実施しております。雑草の堆積を極力減らすようには努めております。また、整備から長年経過しており、流入物による土砂の堆積もございますので、整備後おおむね10年となる平成25年度に浚渫工事を実施いたしました。必要容量の確保については、10年をめどに浚渫等も実施してまいります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　分かりました。浚渫工事を10年に１回しているということで、少しは安心いたしました。

調整池については、有効活用の話もいたしましたけれども、本来の目的は治水であります。最近は温暖化の影響で大型台風の襲来や線状降水帯による長雨、ゲリラ豪雨などの大雨被害が多発しております。安全、安心の対策のため、手抜かりのない調整池管理をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（柿沼英己君）　以上で６番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから11時まで休憩といたします。

休　憩　　（午前１０時４３分）

再　開　　（午前１１時００分）

○議長（柿沼英己君）　休憩を閉じて再開いたします。

続いて、５番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

５番、酒巻議員。

［５番（酒巻広明君）登壇］

○５番（酒巻広明君）　議席番号５番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、私からは災害時、災害復旧・復興に向けてボランティア活動についてという質問をさせていただきます。

近年、毎年のように全国各地で50年、100年、1,000年に１度と言われるような未曽有の豪雨災害、水害等が発生しております。今年においても今週、先日台風10号ということで沖縄、九州地方を直撃し、甚大な被害も出ているというふうに伺っております。先ほど橋本議員のほうからも、水害というお話もありましたが、千代田町における過去の大規模な災害を見ましても、やはり水害被害というのが非常に多く発生している地域というふうに考え、水害対策にとって重要という部分を進めていくことが大切と考えます。

これから台風シーズンを迎えるわけではございますが、災害はいつ発生するか分かりません。備えあれば憂いなしということで、特に水害に関しては事前に準備ができる、やれることはあるのではないかというふうに考えます。それは、気象庁からの情報や、そういった部分を過去の経験等を踏まえながらしっかりと対策、減災への対策という部分を考えていく必要もあると思います。

昨年10月12日から13日にかけて台風19号が本町を接近し、警戒レベル５ということで発令されました。この警戒レベル５は、住民が取るべき行動として命を守る最善の行動を取るということであります。既にどこかで何らかの災害が発生している可能性がある状態という部分で、避難警告、勧告等に関するガイドラインという部分ではなされているかと思います。そこで、昨年台風19号を経験した部分を踏まえながら、本町として町職員が対策本部を昨年の19号では立ち上げて、消防署や消防団や自

衛隊など水害対策に関わる関係機関の方と連携をしながら、避難所運営や人命救助も行ったというお話も聞いております。そして、消防団においては地域のパトロール等も行って、翌日の朝には給排水作業も行っているというふうにも伺っております。

そこで、防災の担当所管である柿沼総務課長のほうにお伺いしたいと思います。昨年の台風19号の経験を踏まえて、今後起こり得る豪雨災害、水害時に、水防活動を行う職員や消防団ですとか、そういった関係者の人員不足というのが考えられますが、特に今新型コロナ感染症対策というのも踏まえながら、町としてどのように対応していくのか、考えているのかというのをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君）　ご質問にお答えいたします。

災害活動を行う人員など組織体制についてでございますが、昨年の台風19号では消防職員、消防団員、そして役場職員については職員招集発令後、各所において災害活動を行いました。招集直後には被害状況の把握、関係機関との情報連絡、住民の問合せなど、多くの職員が対応に追われながら活動を行っておりました。この災害対応については、約27時間という長時間にわたり避難所運営、被害状況収集活動、舞木地区においての水害対応など休む間もなく職員は活動をしておりました。

この教訓を踏まえ、限られた人員の中で災害対応を行う必要があることから、今回見直しもさせていただいております。まず、１点目ですが、災害活動を行う関係機関として、消防署、消防団がございますが、災害対策本部を置く役場とは別の千代田消防署で昨年活動をしており、情報の共有及び災害活動において意思疎通が不足していたことを踏まえまして、今年度より災害対策本部が設置される役場庁舎へ消防署職員及び消防団より連絡要員を配置することによって、迅速かつ円滑な災害対応を行う予定でございます。

続いて、２点目ですが、役場職員が災害対応及び避難所運営活動を行う際の連絡手段といたしまして、主に職員の携帯電話を使用していたことから、情報発信する際には多くの職員に一斉に発信することができず、効率的ではなかったことから、今議会でお世話になるのですが、補正予算に計上させていただき、防水対応の無線機の購入を行いたいと考えております。無線機により情報を一斉発信することによって、限られた職員を災害現場等に効率的に配置するとともに情報共有もできることから、応援が必要な現場にも即座に対応できるものと考えております。

昨年台風19号が襲来したときには、自衛隊から２名の隊員が本町役場に配置されましたが、夜間には１名ずつ交代し、休息しながら業務を行っていた様子がうかがえました。災害活動が長期に及ぶ場合には、こういった対応も視野に入れ行っていく必要もあると感じております。いずれにしましても、災害対応を迅速、的確に推進し、町民の生命、身体、財産を保護するのは行政の最大の任務であると認識しております。災害対応には、全職員が一丸となって当たることが必要であり、今後とも平時から訓練、研修を通じて職員の災害対応スキルを向上させ、本町の危機管理体制の強化を図ってまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　５番、酒巻議員。

○５番（酒巻広明君）　答弁ありがとうございます。町としては、消防団、消防署の職員の方と連携を密に取れるという形で本部に来てもらうとか、あとは連絡手段として無線機を購入予定だという部分、あとは自衛隊の方々の対応という部分も踏まえながら今後の対応を検討していくというような形で、本当にしっかりと今後の災害対策という部分で考えているというお話をいただき、ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきますが、先ほども役場職員の方は27時間、寝ずに作業に追われていたというお話も伺っております。消防団に関しても、私元消防団という形で地元の消防団に顔出しをしたところ、前日の12日の夕方から招集がかかって、翌朝までパトロールをしたり、あとは仮眠を取りながら詰所で待機をしていたという形で、その後舞木地区において給排水の作業をしているという話も聞きながら、やはり人員という部分で限界がある意味あるのかな。長期間にわたってという形であると難しい部分があって、やはり自衛隊の方々の復旧、復興という形の部分、しっかりと安全を確保しながら、夜間になると２名の方が１名になるというような形で対策を取っているのかなというふうに思い、非常に勉強になる部分もあるのかなというふうに思います。

今後千代田町においても、昨年の19号と匹敵する、それ以上の豪雨災害に見舞われるおそれもあるのではないかというふうに考えます。そういった中、千代田町においては防災の意識が高いということで、近年では自主防災組織がしっかりと結成されており、ほぼ各地域に組織が出来上がっているのかなというふうに思います。水防活動に関しては、やはり経験という部分が必要になってくるのかなと。私も元消防団という形で幾つか水防講習を受け、経験させていただきまして、いろんな工法を勉強させていただいた一人でもあります。

そこで、引き続き柿沼総務課長のほうにお伺いさせていただきます。避難所の運営や水防活動等には、やはり経験や知識のある方の協力、やはり27時間寝ずに１人の方がやるというのは難しくなってくるのかな。そういった部分で、町内の方々にご協力をいただきながら、安全に活動を行っていく必要があるのではないかなという部分で、避難所運営や水防活動等にご協力していただける地元の方、町民の方に協力してもらうという考えについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君）　ご質問にお答えいたします。

自主防災組織や元消防団の方の協力体制についてでございます。まず、元消防団員の水防活動への協力につきましては、現職の消防団員の場合、消防活動により万一けがなどをしたときには、その損害を補償する制度がございますが、退団された消防団員の場合についてはその適用がされないこととなっており、危険を伴う水防活動には厳しいものがあると考えておりますが、今までの経験や知識も

あることから、側面から協力いただければというふうに考えております。

次に、避難所運営を自主防災組織の協力により行うことについてでございます。まず、自主防災組織については、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全や備品の点検、防災訓練などを行います。災害が発生した場合には情報を収集して、住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などの役割を担うこととなっております。もし災害が発生し、避難所運営が長期化する場合には避難者が避難所を自治していくわけですが、町では各地区の自主防災組織とも連携を取りながら、その運営を支援していく必要があると考えております。

公助を担う役場の業務や消防活動においては限界がございます。８月号の広報紙にも自主防災組織についての記事も掲載させていただきましたが、自助、共助が重要となっております。現在本町では、16地区において自主防災組織が設置されておりますが、６地区においてはまだ設置がされていないことから、今後も未設置地区の設置に向け、町では側面から協力をしてまいりたいと考えております。もしもの場合に備え、自助、共助、公助、そして一番大切なことですが、町長もよくおっしゃっていますが、互近所が連携し合える体制が大切というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　５番、酒巻議員。

○５番（酒巻広明君）　ありがとうございます。自助、共助、公助と近所が大事だということで、私もそのとおりだと思います。そういった中で、先日台風10号が沖縄、九州地方を襲ったということで、しかし政府のほうから早めに避難をしてくださいというような形で、本当に何日も前から話しておりました。その結果なのか分かりませんが、本当に地元の方も避難を早めに行ったり、対策を早めに取ったりという形で、それほど大きな人的な被害というのが出なかったというのも報道を聞いております。やはり安全、安心のまちづくりにとって、避難所という部分を早めに開設をしてあげて、安全の確保をする必要というのも重要なのかなというふうに思います。

そういった中で、やはり地元の方がいる方、特にひとり暮らしの高齢者等に関しては、見ず知らずの場所にいるという不安もあります。そんな中で近所の方がいることによって、やっぱり安心して時間が過ごせるのかなというふうに考えますので、そういった部分でご協力いただける方にはご協力をいただきながら、まちづくりをしていっていただきたいなというふうに思います。その中で避難所という部分では、女性や子供、高齢者目線で運営をしていただくということが重要なのかなというふうに考えておりますので、その辺も踏まえながら減災へのつながるという部分で考えていただければと思います。

続きまして、次の質問という形で、災害時、今回水害ということで考えさせていただいて、水防活動という部分、やはり水防活動をしていく上で安全第一に活動をする。当然救助を行うわけであって、人の命を救うという部分は大切なのですが、まず初めに自分の命は自分で守るということが非常に大切なのかなというふうに考えます。そんな中で水防活動を行う場合、特に水害時はライフジャケット

だとか、最低限必要な道具があるのかなというふうに、活動するにあたってですね、思います。二次災害を出さないという部分、防ぐという部分もあって、そこで柿沼総務課長のほうにお伺いさせていただきます。そういった部分の活動に際しての装備は万全だったか。昨年の台風19号では救命胴衣など活動に必要と思われる装備は大丈夫だったかという部分でお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君）　ご質問にお答えいたします。

水防活動における職員の安全確保についてでございます。水防活動は、出水時に水路や堤防上で作業を行うなど、常に危険と隣り合わせでございます。平成23年の水防法改正では、都道府県の水防計画は津波の発生時における水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならないとされております。その主な取組みといたしまして、水防活動時にはライフジャケットを着用する。水防活動は、原則として複数人で行う。水防活動の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行するなどが規定をされております。この規定は、水防団の活動による規定となっておりますが、役場職員においても災害活動において同様な危険がございます。このことから、本町職員の災害対応につきましては、情報収集及び災害対応時には複数職員による対応を行っております。また、防水対応の無線機を今年度購入をさせていただきまして、災害情報の共有と併せ、安否確認にも使っていきたいというふうに考えております。

なお、ご質問をいただきました救命胴衣の着用につきましては、着用しておりませんでしたので、危険を伴う場所に配備する職員へは着用の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　５番、酒巻議員。

○５番（酒巻広明君）　ありがとうございます。救命胴衣に関しては着用していなかったということで、私も昨年振り返ってみますと、私のすぐ近くの用水路で課長がごみをさらう作業をしているときにも、やはりかっぱは着ているのですけれども、救命胴衣がなくて、場所的に本来だったら安全帯と言われるものがあると、更に流されたときに救い上げられるのかなという部分もありながら、やはりある程度道具というのは必要なのかなというふうに考えます。

そこで、本町では夏、今年は中止になってしまったのですが、町のレガッタ大会が毎年開催されているかと思います。そこで、私たちも議員として選手で出ているのですが、その際はライフジャケットを活用して大会に参加させていただいております。やはり安全対策という、最低限必要な道具の一つというふうに認識ながら、私たちも着て、大会には臨んでいるのですけれども、そこでこの災害時における水防活動という部分で、そこが活用できないのかという部分でお伺いさせていただきたいと思います。引き続き柿沼総務課長、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君）　ご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、水防活動は常に危険と隣り合わせでございます。このようなことから、町が所有している救命胴衣、教育委員会のほうでレガッタで使っているものもありますし、あと渡船のほうの船で使用しているものもございます。そういったものもございますので、町が所有している救命胴衣を着用して活動することは、安全を確保する観点からも有効であると考えております。

先ほど議員がおっしゃっていました安全帯についても今年度購入をしまして、万が一のときには着用して取り組んでいくといったことも考えております。今後危険を伴う水防活動には着用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　５番、酒巻議員。

○５番（酒巻広明君）　町で所有している備品を活用していくというお話をいただきまして、ありがとうございます。本当に平常時はレガッタ大会ですとか町並みですとか、特に救命胴衣に関しては教育委員会が持っているということで、これは小中学校のプールの授業等でも救命胴衣の大切さ、利根川が流れている千代田町としてはやはり水と親しんでいくという部分では、やはり水の安全、そして水の怖さという部分を勉強するという学びの部分でも、そういった部分でも活用できるのではないかなというふうに思いますので、その辺を活用しながら、災害時には水防活動で活用していただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。昨年も千代田町は台風19号の被害が大きかったという部分で、昨年は千葉県においては台風19号もそうなのですけれども、その前の台風15号という形で、千葉県では甚大な被害が出たというふうに思っております。その当時、私大泉町外二町環境衛生施設組合の組合員として参加させていただいたとき、大泉町はボランティア活動という形で村山町長のほうが富津市のほうに行ったという話を聞きました。その際に、ごみの受入れ態勢等の資料を頂いて、災害対応という部分に関して生身で資料を見させていただいて、非常に私は勉強になったなというふうに思いました。その後、私も富津市のほうに行く機会がありまして、実際災害ごみの置場をちょっと見学させていただきました。そのとき、時間があったので、私としてはボランティアセンター、ボランティア活動をという部分で市役所のほうへ伺ったところ、時間的には午後だったので、ボランティア活動には参加はできないという形だったのですけれども、ボランティアセンターの方とちょっとお話をする時間をいただきまして、そういった部分でボランティアという部分の運営のやり方というのがそこで聞けて、生で聞けたということで、またそこはそこで勉強になったなというふうに思いました。そこで帰りながら、本町はまだ災害においてボランティアセンターが立ち上がったという部分はないのですが、話を聞くと本当にボランティアセンター、地域によってやり方が変わっていたりと

か、そういう話も聞きます。実際私もボランティアに行ったときに、ボランティアに対してボランティアセンターという重要性があって、それに対してどう思いますかという質問を受けたことがあったのですけれども、私としてはちょっとそのときにはうまい回答というか、まだボランティアセンターに関して考えが浅かった部分がありながら、それを日に日にいろんなボランティアセンターを見ていくと、やっぱりボランティアセンターのやり方というのは非常に大事だな、重要だなというふうに思って、今回ちょっと質問をさせていただくのですが、本町においてボランティアセンターが開設された場合、当然開設される場所というのもあります。そういった部分の場所と、あとは群馬県においてもボランティアセンターぐんまという部分がありまして、多分そこで連携をしながら運営をしていくのかなというふうに考えております。そのときに町と県といろんな役割という部分もあるのかなというふうに思います。そこで、須永住民福祉課長にお伺いしたいと思います。どのように考えているかということでよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　ご質問にお答えいたします。

災害ボランティアセンターは、近隣住民の助け合いだけでは対応できない規模の災害時に開設され、ボランティアの力を借りて被災者支援や復旧、復興に向けた地域支援、生活支援を行うための組織で、多様な関係機関や団体と連携、協働のうえ、主に社会福祉協議会により設置及び運営されることが多い組織です。本町に災害ボランティアセンターが開設された場合の場所は、社会福祉協議会の事務所がある総合福祉センターになりますが、改修工事期間中においては町と相談の上、代替施設での開設となります。災害ボランティアセンターの運営は、被災地の町が中心となり行います。

しかし、大規模災害においては、町の社協職員や町職員だけでは経験も人手も圧倒的に不足することが予想されますので、その際は群馬県にバックアップを要請することになります。群馬県社会福祉協議会と社会福祉協議会における災害時支援協定を締結しており、被災地社協からの要請または必要があると認めるときは、県社協職員が派遣されることとなっており、さらなる支援が必要な場合においては県内市町村社協宛てに支援要請を出すことになります。

なお、災害ボランティアぐんまは、群馬県災害時救援ボランティア連絡会議の構成員であり、平成16年の中越地震を機に組織された県民主体のボランティア団体です。救援活動のほか人材養成も行っており、災害時には支援を受けられる体制となっておりますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては全国から駆けつけるといった支援が難しい状況でもありますので、人材の確保が厳しい状況であります。しかし、幸いにも７月には、水辺での安全促進を中心に地域貢献するシーバード千代田と協定を結んでおりまして、水難救助等の場面では強い味方となりますことから、災害時には積極的に連携を図りながら協力を仰ぎたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　５番、酒巻議員。

○５番（酒巻広明君）　答弁ありがとうございます。

場所的には総合福祉センターを想定、予定しているという部分で、特に今年は改修工事が始まりますので、そういった部分で安全に、もし設置された場合は、開設された場合は確保できる場所を考えていただければと思います。やはり新型コロナの関係もあって、ボランティアの人材確保というのが大変だという部分で、やはり経験という部分も必要ですし、町民の方にも災害ボランティアを学ぶ機会、人材を育てるという部分でも今後考えていっていきながら、研修会を設けるとか、そういった部分で対応をしていただいて、行っていただければと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。最後の質問なのですが、先ほど人材の確保は難しいというようなお話もいただきました。そこで、災害時、復興、復旧のときには、やはり私としても人材確保という部分は必要になってくるのかなというふうに思います。そこで、実際に過去に災害ボランティアの経験のある町長のほうにお伺いをしたいと思います。災害地も生で見ているということもありながら、今新型コロナの感染症の影響により新しい生活様式といった中でボランティア活動など厳しい現状、現代であるのかなというふうに思います。現に今年の、先ほど来から話している九州ですとか沖縄、西日本を中心とした豪雨時には、復旧に関してのボランティアを活動する人員確保が難しいと、県をまたいでの活動が厳しいだとか、そういったいろんな部分で確保というものが厳しいというふうに聞いております。

そこで、多くの人材確保が必要というふうに考える中ではありますが、町長としてどのように対応していくのか、考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

○町長（高橋純一君）　質問にお答えいたします。

熊本県南部を中心に甚大な被害をもたらしました令和２年７月豪雨では、新型コロナウイルスの感染予防を講じながら復興や避難生活を迫られる災害としては、国内で初めてでありました。県外からボランティアを受け入れず、県内在住者だけで復興作業を行ったとのことであります。先日の台風10号が、九州地方を中心に被害をもたらしました。避難所も多くの方が避難をいたしまして、大変な状況だったと推測しております。２名の方が今の段階でお亡くなりになり、４名の方が行方不明ということであります。これからこの台風10号の被害を受けたところも注視しながら、どのような形でボランティアを募集していくのかということもいろいろ注視していきたいと、こう考えております。

新型コロナウイルスの影響下において自然災害が起きた場合、これまでの災害支援で行われていた全国から迅速に短期集中で現地に駆けつけるといった支援の在り方を見直す必要があるとされております。集団感染を防ぐため、ボランティアの数を減らす、または活動を自粛するケースも想定されます。それによって、復旧が長期化するおそれもあります。また、行政職員の派遣についても、新型コロナウイルスの影響下で慎重に行う必要があろうかと思います。人材確保については大変厳しい状況にあります。このような中で重要になってくるのが、町民の連帯感であると感じております。自助で

被害を軽微にし、自助で生まれた余力がご近所がつながって、地域の共助が可能になると考えております。その自助、互近所、共助が連携することによりまして、公助が福祉分野と防災分野をつないでいく。このような連鎖が新型コロナ禍では生まれていくと思っております。

私も先ほど議員が述べたように、東日本大震災のときに４月の11日の日に現地を見てまいりました。それを見てまいりまして、当時12名の議員にお話をしまして、当時はまだコロナもありませんから、12名の議員さんで２日間のボランティア活動をしてまいりました。そのときに私も感じたものがありまして、先ほど須永課長のほうからお話がありましたように、社会福祉協議会で全国ほぼそこで設置するのですね、ボランティアセンターというのは。そこで何名ものボランティアの方が中心になって、全国からお手伝いが来るわけです。それで、どこへ行ってくださいとかという指示があるのですけれども、行くと相当な人がいるのです。このコロナ禍の状況の中であれだけの人が、当時もう８年たつと思うのですけれども、そんな中でボランティアというのも今の時代には即していないのかなと考えております。

そんな中で、我々ももちろんここで被災した場合は、社会福祉協議会に設置をいたしまして、これからそういうのを募集をかけるのですけれども、ボランティアを。それは、慎重にやはりやっていく必要があるのかなと、こう考えております。これまでのように、県外から大勢の方が一斉に集まって災害ボランティア活動を行った形態から、現状の新型コロナ禍蔓延の状況下において、人材確保が厳しい中での対応が必要と感じております。それには、先ほど述べたように、地域住民との連携等を日頃より強化する必要があると考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　５番、酒巻議員。

○５番（酒巻広明君）　町長、答弁ありがとうございました。

過去の経験も踏まえながらの熱い思いという部分で伝わってきました。そんな中で、連帯、連携という部分と人材という部分、確保が難しい。本当に新しい生活様式の中で日々変化しているので、いろんな部分で判断が難しいという部分もこれからたくさんあるのではないかなというふうに考えております。先ほど森議員のほうからの一般質問の中で、災害ゼロを目指す町をということでありました。本当に災害ゼロを目指す町、そういった中でも災害はいつ起きるか分かりません。そんな中で、減災への取組みという部分でも必要なのかなという部分で、そういった部分での人材を育てるという活動というのも一つ必要になってくるのではないかなというふうに私としては考えます。そういった部分も考えながら、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組みを事前に対応、対策ができることはしっかりと行って、町全体で連携、連帯を取りながら、オール千代田でしっかりとして取り組んでいっていただいてもらえればというふうに思い、私のほうからの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君）　以上で５番、酒巻議員の一般質問を終わります。

ただいまから１時まで休憩といたします。

休　憩　　（午前１１時３９分）

再　開　　（午後　１時００分）

○議長（柿沼英己君）　休憩を閉じて再開いたします。

続いて、11番、小林議員の登壇を許可いたします。

11番、小林議員。

［11番（小林正明君）登壇］

○11番（小林正明君）　それでは、一般質問に入らせていただきます。議席番号11番、小林正明であります。

今回質問させていただく内容につきましては、通告させていただきましたが、フレイル予防で健康寿命を延ばす考えはということでお尋ねいたします。近年高齢者は、健常な状態から身体的機能障害、要介護状態になるまでにフレイル、虚弱状態という中間的な段階を経ていると考えられるようになってきました。フレイルの状態や兆候を知っていただくことで、その後の身体的、精神、心理的、そして社会的に不健康になることを予測し、予防しやすくなります。具体的には、加齢に伴い、筋力が衰え、疲れやすくなり、家に閉じこもりになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指します。高齢者の多くの場合、現在のコロナ禍の状況でステイホーム、家にいる時間が長くなることも含めまして、フレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられます。

高齢者は、フレイルの時期に適切な支援を受けることで、健常な状態に戻ることができる時期ともされております。早期発見、早期支援で多くの高齢者の生活機能の維持、向上を目指して、日本老年医学会が2014年にフレイルという概念を提唱し、普及に努めてきております。つきましては、以下のように質問させていただきます。

フレイルとは何か。高齢者の身体的能力低下に伴って、精神、心理、社会的な問題が生じている状態をいいます。１つ目の質問であります。フレイルとは何かを知って、介護予防についての考え、そして今後の展開についてお尋ねいたします。住民福祉課長、よろしくお願いします。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　ご質問にお答えいたします。

人は、年を重ねることで運動機能や認知機能が徐々に低下し、生活機能が障害されるフレイル、いわゆる虚弱という状態になってきます。フレイルは、健康な状態と要介護の中間の段階で適切な対処をすれば、心身の健康を取り戻すことが可能な状態と言われています。日常生活に困難を感じることなく元気に生活できる期間、いわゆる健康寿命を延ばすためには、かかりつけ医を持ち、生活習慣病の予防に努めるとともに、早い時期からフレイルの予防に取り組むことが大切だと考えております。そのため、フレイルを正しく理解し、介護予防を展開していきたいと考えております。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　ありがとうございます。

フレイルに関しては、これからという段階かもしれません。群馬県において本年度から、2020年から実質スタートしております。そして、これからの対応なのですが、老人社会になりつつあることは、いわゆる長寿社会ということで捉えたときには一番必要なことと思いますので、今後とも対応をよろしくお願いいたします。特に介護については、誰も介護になりたくないわけでして、そういうことで町としてのこれから県との対応等々よく考えて、展開をしていただければと思います。

２つ目の質問です。サルコペニア対策のお考えについてお尋ねいたします。その防止、改善策についてお尋ねします。サルコペニアとは、あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、内容はこういうことであります。加齢や疾病の影響で全身における筋肉の量と質が低下している状態をサルコペニアと申します。これらを防止するために、町として先ほどのフレイルもそうなのですが、考え方について、今後の展開等についてお尋ねできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　ご質問にお答えいたします。

ご質問の内容にございましたように、サルコペニアは筋肉量の減少により、筋力の低下や身体機能が低下した状態を指します。誰もが加齢とともに筋肉量は低下しますが、日常生活に支障が生じるほどに影響を受けている状態がサルコペニアです。具体的には、歩くスピードが遅くなる。杖や手すりが必要になる。手の握力が弱くなるなどといった症状が現れ、寝たきりや転倒、骨折のリスクが増えます。サルコペニアを予防するには、バランスの良い食事と運動に取組む必要があります。食事では、特に筋肉をつくるために良質なたんぱく質を取ることと、骨を強く保つためにカルシウムを取ることが重要です。運動に関しては、ウォーキングやプールでの歩行などの有酸素運動やレジスタンス運動がお勧めです。レジスタンス運動とは、筋肉に負荷をかける動作を繰り返し行う運動のことで、スクワットなどが代表的なものですが、高齢者向けでは椅子に座った状態から立ったり座ったりを繰り返す運動などでも十分効果的です。

本町は、運動する環境が整っていますので、ＫＡＫＩＮＵＭＡアリーナのトレーニング室を利用したり、ＫＡＫＩＮＵＭＡアクアで水中ウォーキングをするなど、町内施設をぜひ有効利用していただきたいと思っております。また、なかさと公園や東部運動公園には健康遊具を設置しており、散歩をしながら途中でストレッチやツイスト、腹筋、懸垂などの運動が手軽にできます。そのほか自主グループですが、健康マージャンで楽しみながら心身の健康維持を図られているグループもあります。いずれにしましても、食事と運動の両面から健康を取り戻していただければと考えております。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　ありがとうございます。千代田においては、東部運動公園、それからなかさと公園、広くて非常に明るい場所といいますか、健康器具もたくさんあります。もっともっと町とし

ても健康促進のためにＰＲしましょう。これだけの設備がある自治体は、人口比から見たら、私は進んでいるほうだと思っております。ありがとうございました。

次に、フレイル予防で健康寿命を延ばす考え方についてお尋ねいたします。群馬県においても、フレイル予防事業がスタートしております。厚生労働省は、令和２年度、本年度、75歳以上を対象に新たな健診制度を導入しました。先ほど課長の説明の中にもありましたが、自立して健康に過ごせる期間、いわゆる健康寿命を延ばすという意味だと思っております。

そこで、質問であります。フレイル予防で健康寿命を延ばそう、群馬県地域包括ケア推進室の考え方についてお尋ねいたします。そこの中には、今後後期高齢者の健康診断の中に新たに、新たにといいますか、新設といったらいいのでしょうか、新しい質問項目10問入っております。これは、先ほど申し上げましたが、フレイル予防に関する項目に加え、食生活、栄養状態、運動習慣、社会参加などを把握することで、心身の衰えを早期に発見、改善を図って重症化を予防し、介護予防につなげることを目的としておりますとあります。こういったことで、県の考え方、群馬県地域包括ケア推進室、そして千代田町としていい意味のリンクをしてほしいと思うのですが、その辺についての考え方をお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　ご質問にお答えいたします。

従来の後期高齢者健診は、40歳から74歳が対象となる特定健診の項目に準じて実施されており、フレイルなどの高齢者の特性を把握するものとして十分とは言えないことが課題でした。このことから、厚生労働省は令和２年度から後期高齢者の質問票を一新しました。新しい質問票には、１日３食食べているか、日付が分からない時があるかなどといった生活習慣や認知機能に関する15のチェック項目があり、高齢者に起こりがちなフレイル症状を早期に把握し、重症化を防ぐことが期待されます。国や県の考えとしましては、まず後期高齢者健診を受けていただき、フレイルチェックをすることで心身の衰えを早期に発見し、改善を図って重症化を予防したり、介護予防につなげることで健康寿命を延ばしていきたいと考えています。

また、フレイル予防について学んだ住民の皆さんが、地域でフレイル予防を広め、自主的にフレイル予防に取組んでいただくことが、地域の皆さんの健康寿命の延伸につながることから、町でも国や県同様に普及活動を推進したいと考えております。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　ありがとうございます。

これは、定期健診、後期高齢者健診のときに対応になるかと思います。それと少し並行する、並行するというか、地域版での町独自といいますか、地域版でのフレイル予防についてお尋ねいたします。地域で進めるフレイル予防ということであります。これも県の冊子の「健やかぐんま」で出ております。そこにおいては、高齢者の元気な源といいますか、そういった絆づくりをする場所がまず必要に

なるわけです。住民主体の通いの場、それから専門職の介入というか、手当といいますか、補助です。個別支援、集団指導、これ市町村の中でそれぞれやることが大事かと思います。そして、参加の働きかけ、個別アプローチ、広報等での普及啓発、参加の働きかけの中で口コミ等も大事なことになります。そして、それらを地域の高齢者に伝達する。これ窓口として地域包括支援センター、そして千代田でいいますと保健センター等で、今後高齢者教室もそうなのですが、この次の質問にしますけれども、ちよだ元気アップ計画の中でもうたわれているところであります。こういったものを総合的に簡易フレイルインデックス、これが５項目ございますが、こういったことで地域で進めるフレイル予防について今考えていることがございましたら、あるいは計画があるとしたらお答えいただければと思います。お願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　ご質問にお答えいたします。

ちよだ元気アップ計画では、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒・喫煙、休養・こころの健康、歯の健康、健康管理の６つを健康づくりの重点項目として、町民一人ひとりが生活習慣を見直し、主体的に健康づくりを進めていくと同時に、行政や関係団体が一体となって健康づくりを総合的に推進することを目指しています。町では、計画にもありますが、各地域で開催されているサロンや介護予防教室で低栄養を中心とした栄養に関する講話をするなどの支援を行っております。また、千代田町第７期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中でも、包括的支援事業として高齢者を取り巻く諸課題に適切に対応するとともに、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある、その人らしい生活を継続できるよう支援していくこととしています。

現在介護予防に関する講座や相談会、体操教室を実施しており、また介護予防サポーターや各種教室の参加者に働きかけ、新たに外出の機会の少ない高齢者の勧誘を図っています。今後も高齢者が心身ともに自立した生活が送れるよう、自ら介護予防活動に取組めるよう、知識の普及啓発を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　ありがとうございます。

先ほど少し答弁の中に入っておりましたが、その中でちよだ元気アップ計画の関連はということでお尋ねしようと思ったわけですが、その中に特にヘルスプロモーションをお聞きしたいと思っています。ヘルスプロモーションとは、社会全体で人々が自らの健康をコントロールし、改善できるよう後押しするという意味のことであります。先ほど少し申し上げましたが、地域包括支援センターあるいは保健センター等で、こういった特定の目的を持ってやる考え方、そして今後内容的な今お答えできることがあればご回答をお願いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　ご質問にお答えいたします。

今年度から地域包括支援センター及び国民健康保険、後期高齢者、そして保健センターの保健推進係が協力をしまして、高齢者の一体的保健事業がスタートいたしました。そこの事業の一つといたしまして、高齢者でフレイルの方、ＢＭＩが20以下の方ですとか、そういった方を拾いまして、フレイルに関するお話をさせていただいたり、あとは栄養指導させていただいたり、口腔機能の点検をさせていただくような、そういった事業を今年度から始めさせていただいております。そういった取組みを、高齢者向けの取組みを今後も各係一丸となって計画し、実施していけたらと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　ありがとうございます。

まさしくそのとおりだと思うのです。高齢者人口が増える、あるいは増えている。これは、現実どこの自治体でも同じ悩みといいますか、同じ問題点として見れば共通するものがございます。先般、地区のことで恐縮なのですが、老人会長さんとも話をさせていただいたのですが、今まで各人が質問されたことにもありますが、水害対策というか、水害被害のときの緊急避難策、それから健康面では私はフレイルということが非常に大事だと思うのです。今後ぜひ老人会だけでなくて、先ほどもちょっと申し上げたのですが、高齢者教室等でもぜひこのフレイルの問題といいますか、説明、そして取組み、そして何よりも自分自身の問題として捉えていただくように今後講座といいますか、講演会等をしていただければと思います。ただ、何せ今は新型コロナウイルスの真っ最中といいますか、まだ終息見通しも立っていない中でこんなことを言うのは非常に申し上げにくいのですが、少数でも少しずつ始めていくことが大事かと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。フレイルの要因についてお尋ねいたします。先ほど申し上げたことでもつながるのですが、フレイルは身体的なフレイル、精神、心理的フレイル、そして社会的フレイルに大別されます。多面的な視点が、対策を取るためには重要と考えます。フレイルの要因について、その考え方についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　ご質問にお答えいたします。

フレイルは、身体的フレイル、精神的フレイル、社会的フレイルに大別されます。まず、身体的フレイルは、かみづらい、飲み込みにくいといった口腔機能の低下、食欲低下による低栄養、筋力が減ることによる運動機能の低下などの要因があります。精神、心理的フレイルは、心と認知機能のフレイルです。喪失体験をきっかけに不安、抑鬱や意欲低下、記憶力や判断力の低下、認知機能の低下などの要因があります。更に気持ちが落ち込んだり、忘れっぽくなると、人前に出るのが億劫になったり、歩行機能が低下すると外出の機会が減り、閉じ籠もりがちになるなど、人との接点が失われ、社会的フレイルになります。フレイルは、このような要因が密接に重なり合って引き起こされますので、

多面的に視点を持っていくことが重要となってくると思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。フレイルの予防についてお尋ねいたします。その対策、考え方等であります。フレイルを予防するためには、栄養、口腔機能、運動、社会参加を意識して生活することが大切であります。先ほど課長からの説明がございましたが、できるだけ町民の皆さんにお知らせする。そして、その考えもあるということを伺いました。地域で進めるフレイル予防が一番重要であります。住民主体の地域の高齢者が集まれる通いの場、高齢者の元気と絆づくりが大事なことだと思います。先ほど申し上げました、現在は新型コロナウイルスで誠に大変な時期でありますが、ぜひとも考えていただきたいと思います。

そのためには、再度申し上げますが、町の地域包括支援センター、保健センターからの参加の働きかけ、個別アプローチ、広報等での普及啓発活動が必要と考える次第であります。フレイルの予防対策、予防について、その考え方についてお尋ねいたします。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　ご質問にお答えいたします。

フレイルを予防するためには、栄養、口腔機能、運動、社会参加の４項目を意識する生活が必要だと言われています。栄養の面では、バランスよく食べ、低栄養を防ぐことが大切です。中年期は、メタボ予防、すなわちエネルギー制限を意識した食生活を送ってきた人が多いと思いますが、高齢期は筋力を落とさないよう、高たんぱくの食事を取るなどの適切な栄養摂取へギアチェンジすることが必要になってきます。口腔機能の面では、むせやすくなったり、かみづらさ、飲み込みにくさを感じるなどの口腔機能の衰えが現れてきます。歯磨きや義歯の手入れなどの口腔ケアに加え、口や舌、顔の筋肉を鍛えるとよいので、音読などが効果的です。運動の面では、生活の中で適度な運動を無理なく継続して行うことで、身体機能の低下を防ぐことが大切です。町で行う介護予防教室に参加したり、仕事や家事の合間に簡単な運動を取り入れるなど、自分に合った方法を選んで始めると継続しやすくなります。

最後に、社会参加の面でございますが、閉じこもりがちの生活になると意欲が低下するだけでなく、認知機能の低下を招き、認知症のリスクが高まります。家族やご近所でのコミュニケーションを図ることや、地域の趣味の会やボランティア活動に参加し、人との関わりを保ち続けることが大切です。そこで、地域全体として取り組むことが重要であることから、地域包括支援センターや保健センターから町の広報紙、ホームページ、または個別案内をするなど、フレイル予防対策について啓発活動を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　ご丁寧な答弁、誠にありがとうございました。

フレイルについては、これから長寿社会に向けて、健康寿命を延ばす、そして生涯寿命といいますか、平均寿命までいかに健康でいられるか、それが一番大事かと思います。男性の平均余命、女性の平均余命、毎年少しずつ延びてまいりました。でも、男性では寿命までの時間というか、年数は約９年、女性で12年と言われています。その９年、12年をいかに短縮するか。これが課題かと思います。

それでは、まとめに入らせていただきます。2019年度に病気やけがの治療で群馬県において医療機関に支払われた医療費は6,491億円、前年度を112億円上回り、過去最多を更新しました。高齢化や医療の高度化が主な要因であります。県の地域包括ケア推進室は、早期予防の取組み、医療費の抑制に向けて、健康寿命の延伸やジェネリック医薬品、いわゆる後発薬ですね、の選択、地域包括ケアシステムなどを目指しております。個人、行政、医療機関、連携するべき役割は幅広いと考える次第であります。

また、県は昨年健康寿命の延伸で具体的な戦略の策定に向けた有識者会議を設置しました。健康づくり推進室によれば、要介護状態になる手前の段階、そしてこれがフレイル、虚弱状態であります。これの予防を軸とした健康づくり、産、学、官連携による食分野からのアプローチなどの方向性が示されているところであります。そして、我が町に当てはめた場合、活力あるまちづくりを推進するためには、元気な高齢者を増やし、健康長寿社会を実現することが重要であり、結果として医療費の削減につながるものと思います。このため、今後高齢者教室などの学習項目にフレイル講座を考える必要があると思います。ちなみに、群馬医療福祉大学においては、フレイル予防体操の動画ＤＶＤを無料貸し出ししているそうであります。まだ私これ見ておりませんけれども、ぜひこういったものを活用するなりして、スタートできればと思っております。

現時点では、新型コロナウイルス感染防止を十分に考えなければならず、フレイル予防もしなければならず、難しい状況下であります。なお、終息状況になれば、これから申し上げるのはフレイルサポーター、これまた聞き慣れない言葉かもしれませんけれども、フレイルのチェック指導者、そういった人を育てる、募集、育成することが重要であるかと思います。役割として見たときに、食、栄養素も含めまして食、運動、鍛える、しっかり動き、しっかり食べる。そして、見る、聞く、人とつながる、講演会があれば出ていくよ、フレイルの運動教室があれば行きますよ、そういったことで社会とつなげ、こうした好循環を促し、誰かと一緒に生活にめり張りを持たせることが目的であります。フレイルサポーター、今後の検討課題になればと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君）　以上で11番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、１番、金子議員の登壇を許可いたします。

１番、金子議員。

［１番（金子浩二君）登壇］

○１番（金子浩二君）　議席番号１番、金子浩二でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。初当選をして初めての一般質問になります。大変緊張しております。よろしくお願いいたします。

今回空き家対策と町の将来構想について質問させていただきます。初めに、空き家対策について質問させていただきます。空き家が全国的、社会的な問題になっており、超高齢化社会や人口減少時代を迎えている今、移住者や管理者がおらず、放置されている空き家の増加が問題視されています。既に空き家対策に力を入れている自治体も少なくありません。

そこで、都市整備課長に質問いたします。千代田町では、数年前に空き家の実態調査を行ったところ、空き家が150件弱、空き家率で3.5％でした。これは、全国の空き家率13.6％に比べると大分低い数値だと私は思います。そこで、今現在千代田町には空き家は何件ぐらいあるのかと、今後空き家率はどのように推移していくのか、都市整備課長に伺います。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　ご質問にお答えいたします。

空き家数につきましては、平成28年度に実施いたしました空き家等実態調査において、調査対象件数4,148件のうち空き家候補建物件数が145件、空き家候補比率が3.5％という結果でございました。現在の空き家の件数でございますが、現在再調査に向けて準備段階であることから、明確な数値を申し上げることができませんが、国の総務省統計局で５年ごとに実施しております住宅土地統計調査では、平成25年から平成30年において全国の空き家件数は820万戸から1.04倍の849万戸へ上昇。群馬県においても15万戸から1.05倍の15万8,000戸へ上昇しております。本町においても、国、県と同様な上昇率から推計いたしますと、およそ８件程度の空き家が増えているのだと推測しております。

今後も空き家の増加は続くと思われますが、空き家増加の要因の一つといたしましては、住宅用地に対する課税標準の特例が一つ考えられます。これは、土地の上に一定要件を満たす住宅がありますと、固定資産税額が軽減される特例であり、住宅を取り壊すと特例が外れ、固定資産税が高くなることから、空き家の除却に影響していることが考えられます。

最後に、本町における空き家率の推移でございますが、国の住宅土地統計調査において平成25年から平成30年で13.5％から13.6％へ上昇し、群馬県においても16.6％から16.7％と0.1％上昇していますことから、本町においても同様に空き家率が上昇しているのだと推測しております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　１番、金子議員。

○１番（金子浩二君）　ありがとうございます。

答弁にもありますとおり、今後も空き家は増加していくのではないかと思われます。町として早急に対策を取る必要があると思います。また、空き家であっても比較的きれいな状態で新しい住人が見

込める場合や、定期的に管理する人がいる場合などは今のところ問題ではありません。問題となるのは、管理できなくなって放置された空き家だと思います。空き家が放置されると、周辺の環境を乱したり、害虫の発生源になったりするなど周辺住民への悪影響が考えられ、犯罪の温床になるという懸念も出てきます。また、老朽化した住宅は倒壊の危険性が増し、地震などの災害が起こった際には避難経路を塞いでしまう可能性もあり、町民の生命や安全を守るという立場からも問題ではないでしょうか。

さて、千代田町空家等対策計画において、空き家を所有している方の８割以上の方が利活用を望み、更に半数以上の方が空き家バンク等を活用したいとのアンケート結果が出ております。今後さらなる空き家の増加が想定されます。空き家の所有者に対して、利活用促進のため補助金を制定することにより、空き家の抑制や適正管理にも寄与すると考えます。都市整備課長、これから空き家対策を町としてどのようにお考えですか。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　ご質問にお答えいたします。

空き家対策につきましては、令和元年度に策定いたしました千代田町空家等対策計画におきまして、空き家等発生の抑制と適正管理の促進、空き家等の利活用の促進、管理不全な空き家等の解消の促進の３つの基本方針を定め、施策の展開を図っております。空き家等が適切な管理がなされず、放置されますと、周辺住民の生活環境へ悪影響を及ぼす状況となりますことから、町といたしましても空き家等の適切な管理の推進に関する協定を町シルバー人材センターと今月９月１日に締結し、シルバー人材センターが実施する空き家等の目視点検、除草、清掃などの空き家等の適正管理に向けた事業について周知、広報を行い、空き家等が管理不全な状態とならないよう、連携、協力を進めております。

また、空き家等の利活用の促進といたしまして、空き家バンクの設置に向けて調整を進めているところでございます。空き家バンクの設置については、宅地建物取引業者など専門知識を有した民間事業所との連携、協力が不可欠であることから、早期体制の確立を図り、空き家バンクについて広く情報提供を取組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　１番、金子議員。

○１番（金子浩二君）　これからは、空き家の抑制によろしくお願いします。

土地は、大きく分けると市街化区域と調整区域に分かれると思います。特に調整区域内の空き家に関しては、農地付き空き家もあると思います。移住者が農地付き空き家を取得しやすくなるように、令和元年12月、空き家対策の一環として改正地域再生法が国会で閣議決定されました。その再生法を用いて既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を用いることにより、農家要件を満たしていなくても農地の取得が可能になりました。これは、空き家対策のみならず、既存集落のコミュニティーの向上や新規移住者の促進、新規就農者の獲得にも大きく寄与すると考えます。高橋町長、千代田町とし

ての見解をお伺いします。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　質問にお答えいたします。

令和元年12月に交付されました地方再生法の一部を改正する法律が令和２年１月５日に施行され、その中において先ほど議員が述べたように、既存住宅活用農村地域等移住促進事業が創設されました。これは、農地付き空き家の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進することを目的としております。市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づきまして、移住者による空き家に付随する農地の権利取得、市街化調整区域で厳格に運用されている空き家の取得等について特例を定めることができるようになりました。ほかにも国の法整備が必要と考えております。先ほど荻野課長のほうから話がありました固定資産税の軽減の特例、これにおいても空き家がありまして、それを解体してしまうと軽減、これが特例から外れてしまうと。税率が結構な４倍、５倍、６倍ぐらいの税率になってしまうということもありますので、これは国のほうの法整備もぜひ必要かなと私は考えております。町といたしましてもこの制度を活用しまして、移住者の増加、新規就農者の確保、空き家の利活用の推進に寄与すると考えております。

昨今では、田園回帰の動きがあると言われております。また、新型コロナウイルスを機に都市部から地方へ移住に関心を持つ人が増えているとの調査結果もあります。先般農業委員が新たな、今日も農業委員会長も見えていますけれども、新たな農業委員が今年の７月からスタートいたしました。その席においても、国の法整備を踏まえて町の条例改正もということで農業委員と推進委員のほうに先日お話をさせていただきました。こうしたニーズの受皿の一つとしても、農地つき空き家の取得、活用が円滑にできるように関係各位で連携を取りまして、緩和対策支援の確立を進めていきたいと考えております。

○議長（柿沼英己君）　１番、金子議員。

○１番（金子浩二君）　ありがとうございます。

次の質問に移らせてもらいます。続きまして、町の将来構想の利根川新橋と西邑楽３町の産業道路について質問させていただきます。６市４町で構成される利根川新橋建設促進期成同盟が、平成９年２月に設立されました。今から23年前になります。埼玉、群馬の両県を結ぶ利根川新橋の建設は、群馬県東毛地域、埼玉県北部地域及び栃木県南部地域が北関東広域経済圏として一層の飛躍、発展を遂げる上で不可欠なものであります。物流経済の発展や交通渋滞の緩和にも大きく貢献できるものと考えており、また産業振興に限らず、大規模災害時における信頼の高い道路としても活躍が期待できます。地方創生が叫ばれる中、交流人口、関係人口の拡大による地域活性化のために、都市と地方を結ぶ道路ネットワークとして新橋は重要な役割を果たすと思います。誰もが早期実現を願っております。

そこで、高橋町長にお伺いします。先日、私たち千代田町議会議員全員で新橋について署名を行い

ましたが、今現在の利根川新橋の進捗状況を具体的にお聞かせください。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　久々の利根川新橋の質問ということで、丁寧にお答えしていきたいと考えております。

まず、先般議員諸兄には、12名の議員さんには署名活動におかれまして大変お世話になりまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。平成９年２月に設立した利根川新橋建設促進期成同盟の構成６市４町において、例年群馬県、埼玉県、栃木県及び国土交通省、関東地方整備局へ要望活動を実施しております。群馬県の要望活動の効果といたしまして、はばたけ群馬・県土整備プラン2013から2022に、令和４年度までに着手予定事業として記載されております。更には、このほかに私ども町独自で埼玉県庁へも年に数回、要望活動を行っております。個別に町独自で群馬県選出の全ての国会議員へも要望活動を行っております。

しかしながら、現在群馬県にはばたけ群馬・県土整備プランの見直しが行われるということから、継続して利根川新橋をプランに位置づけていただくためにも、新たに活動を行いました。去る８月21日に群馬県議会議長に対しまして私、柿沼議長、髙野商工会長、利根川新橋を架ける市民の会の福田会長の連名で邑楽郡、太田市、館林市選出の10名の県議会議員に紹介議員となっていただきまして、利根川新橋の早期着工についての請願を提出いたしました。また、本町議会の皆様にもご協力いただきまして、期成同盟会構成市町の議員の署名を集めていただきました。同日に柿沼議長、森副議長より群馬県知事宛てに利根川新橋建設に係る要望書を提出させていただきました。要望書及び請願については、現在群馬県において見直しを行っているはばたけ群馬・県土整備プランに継続して利根川新橋を位置づけていただくとともに、早期着工及びこれに係る道路交通網の整備についてお願いしております。

また、新たな動きといたしましても、令和２年６月末をもって熊谷市にあります妻沼ゴルフ場が、国土交通省の首都圏氾濫区域堤防強化対策により閉鎖となりました。後日、８月だったですか、熊谷市長とも情報共有を行ってまいりました。これによりまして、懸案事項でありました妻沼グライダー場の移転や利根川新橋の架橋位置について、より具体的な検討が群馬県及び埼玉県においてなされるものと確信をしております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　１番、金子議員。

○１番（金子浩二君）　ということは、近い将来、千代田町の利根川に新しい橋が架かりますということでよろしいですか、町長。そのとき町はどのような効果と構想を考えておりますか。高橋町長、お聞かせください。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　架かるということでよろしいでしょうかという質問なのですけれども、これは熱意を持って、我々をはじめ議員の皆さんも熱意を持って何が何でも、皆さんも公約でいつしか利根川新橋をうたってあると思いますので、これは熱意を持ちまして、皆さんとワンチームになりまして、新橋の実現に向けて邁進していきたいと、こう考えております。

次に、効果ということですが、新橋の効果についてですが、まず防災インフラの整備としての視点におきまして、昨年の台風19号のような近年激甚化する大規模災害に対応すべく、利根川の両岸の自治体間での災害協定を締結いたしました。災害時における広域避難や医療、緊急輸送のルートとしての重要な役割を担うことが効果として挙げられます。また、経済効果の視点におきますと、期成同盟会の構成６市４町の平成30年度製造出荷額等の総額は６兆5,919億円であります。北関東有数の規模を誇る一大工業地帯として発展しておりますが、これらの地域を結ぶ幹線道路である国道407号線及び国道122号線については慢性的な交通渋滞が起きていることから、新橋が架橋されることによって渋滞が緩和されるとともに、新たな南北の交通軸による物流の流れがスムーズになることで製造出荷額が伸びる効果が挙げられます。更には、広域医療も充実してくると思います。また、新橋ができることによりまして地価の上昇が期待され、最寄り駅が新幹線の止まるＪＲ熊谷駅となり、新たな人、物、金の流れができることで、交流人口、関係人口の流れも変化が起きます。その流れを移住、定住へとつなげていきたいと考えております。今後の構想についても、架橋に伴いアクセス道路等のインフラ整備も必要と考えておりますので、架橋位置に注視していきたいと考えております。

はばたけ群馬・県土整備プランは、先ほど述べたようなことであります。ですから、いろんな効果が期待されるかなと、こう考えておりますので、ぜひ議員のほうも将来の構想も踏まえた中で、今後もまたいろんな部分で提案していただければと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　１番、金子議員。

○１番（金子浩二君）　私たちも千代田町発展のために利根川新橋の実現に情熱を持って全力で尽くします。ぜひよろしくお願いします。

続きまして、西邑楽３町産業道路整備についてお聞きします。西邑楽３町の周辺道路は、工場や住宅団地の増加により、通勤通学の時間帯には慢性的な渋滞が発生している状況です。その渋滞を避けるために、車両が農道に流入するため、交通事故の原因にもなっております。そうした中、西邑楽３町の首長は（仮称）西邑楽三町地域広域産業道路整備についての要望書を県知事へ提出いたしました。道路整備は、本町の発展の要でもあり、この東毛地域が更に発展していく上でも不可欠だと私は思います。

この産業道路については、９月の３日、大泉町の議会である議員が一般質問されて、大泉町長からは前向きの答えをいただいたそうです。高橋町長、この産業道路について、西邑楽３町としてどのよ

うな連携を組み、どのように取り組んでいくか、具体的にお伺いします。また、現在町の総合計画を見直しているところであるため、この西邑楽三町産業道路整備を計画に取り入れてはどうでしょうか。高橋町長の考え方をお聞かせください。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　質問にお答えいたします。

利根川に新橋を架けていただくためには、要望活動も非常に重要ですが、新橋への受入れ態勢としてアクセス道路のインフラ整備も必要であると考えております。それが都市計画道路赤岩新福寺線及び延伸道路の整備であります。仮称西邑楽３町の、先ほど議員が述べた地域広域幹線産業道路の整備であります。議員の言われますとおり、現在西邑楽３町周辺の幹線道路については、隣接する工業団地や住宅開発の増加に伴いまして、通勤及び帰宅時間等において慢性的な渋滞が発生しております。この渋滞を避けるために、多くの車両が通学路や農道に流入し、出会い頭の交通事故が頻繁に発生している状況でもあります。大きな交通事故の発生も懸念されるところであります。

この問題の解決と西邑楽３町の都市基盤の構築のためには、３町を結ぶ広域幹線産業道路、総延長約4.2キロが最も有効であると考えております。この事業の実現に向けまして、平成28年９月に西邑楽３町の首長により、３町の境界付近の土地利用とともに検討を行うことで合意をした後に、事務方での調査研究を行いました。令和元年９月18日に千代田町、大泉町、邑楽町の３町にて県知事宛てに要望書を提出したところであります。また、邑楽郡や館林市選出の県議会議員の方々に対しましても同様の要望を行っております。国、県とともに厳しい財政状況でありますが、当地域の実情を理解していただきまして、力強いご支援をいただくために、西邑楽３町で連携を図りながら、今後も関係機関に要望してまいります。

また、現在千代田町都市計画マスタープランを策定している最中でもありますので、この産業道路においても重要課題として記載する予定であります。そして、次期はばたけ群馬・県土整備プランに掲載いただけるよう、早期実現に向けて取組む所存であります。新橋ができますと、都市計画道路も含めまして新橋都市計画道路ができますと、東西の道がずっと利便性が今以上に図れるわけです。更には、南北の今度縦軸です。我々の群馬県は地図で見ますとちょうど喉仏の辺りになるわけです。車で約10分から30分走ると、３県にどこでも行ける状態でありますので、そう考えていきますとここの地の利を考えますと、ぜひこの南北の道も、栃木、群馬、更には埼玉県、これを結ぶ道もぜひこれからやっていきたい。更には、それが新橋であります。アクセス道路をつけて、更には南北の道で工業団地と工業団地を結ぶ産業道路、西邑楽３町、これを古戸線の代わりになるような、バイパス的な道も将来的には造っていきたいと、こう考えておりますので、議員の皆様のさらなるご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　１番、金子議員。

○１番（金子浩二君）　それでは、早期実現を願いまして、町の総合計画の中に取り組んでいただけるようご検討をお願いします。

まだ時間はちょっと早いのですが、以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君）　以上で１番、金子議員の一般質問を終わります。

２時20分まで休憩といたします。

休　憩　　（午後　２時０４分）

再　開　　（午後　２時２０分）

○議長（柿沼英己君）　休憩を閉じて再開いたします。

続いて、４番、大澤議員の登壇を許可いたします。

４番、大澤議員。

［４番（大澤成樹君）登壇］

○４番（大澤成樹君）　改めまして、こんにちは。議席番号４番、大澤でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、登下校時における子供たちの安全対策強化についてであります。千代田町は、一般質問通告順ですので、たまたまだというふうに思うわけでございますが、先ほど金子議員さんの一般質問の中で利根川新橋、また広域の産業道路というお話の中で、町長のほうからも現状慢性的な渋滞が起こっている。また、通学路や農道に車が入ってくると。私もそのように思う中で、交通弱者である徒歩で登下校している子供たちの安全対策の強化についてということで今回一般質問をさせていただくわけでございます。

これまでにも過去４年間で３回、子供たちの交通安全対策や不審者対策について質問をさせていただきました。これまでも子供たちの登下校の安全、安心のために学校、警察、保護者の皆様をはじめ多くの団体の皆様と連携をしながら見守り活動を実施いただいていることは大変すばらしいことだというふうに感じているわけでございますが、様々な対策を施しても、全ての事件や事故を防ぐことはなかなか難しいことでもあります。本当に現状の安全対策だけで、今後も子供たちの安心、安全は守れるのでしょうか。

町では、今後都市計画道路の開通やジョイフル本田西側商業用地への施設誘致、千代田第二工業団地の予約分譲は今月14日から始まる予定でございます。先ほど新橋の話、産業道路の話もありましたので、その辺も含めてということになろうかというふうに思いますが、財政は豊かになり、雇用も増加する。移住、定住にもつながるのだろうというふうに思います。しかし、町の発展は、町内の交通量も増加させてしまいます。子供たちの命は保護者だけ、学校だけでなく、地域全体で守るべきであります。登下校時、誰がどこで見守ってくれているのか。各学校の通学路の中に危険な場所や盲点に

なっている箇所はないのか。また、東西学区間による差はないのか。いろいろな活動を通じて、車の運転手や不審者への抑止力向上にもつながるのだろうというふうに考えております。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。まずは、子ども安全協力の家についてでございます。主に学校の登下校中において不審者に遭遇するなど、身に危険を感じた場合のほか、体調不良や自然災害などが発生したときに助けを求めることができる。いざというとき子供たちの安全を守ってくれる大切な場所であります。そんな大切な場所が何件あるのか。また、どんな人を対象に安全協力の家をお願いしているのか。そして、新たに子ども安全協力の家に登録したいよと、そんな方がいたときの登録方法についても併せてお聞かせいただければと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　子ども安全協力の家のことについてということでご質問いただきました。お答え申し上げます。

子ども安全協力の家は、登下校中の児童生徒が不審者に遭遇するなど身の危険を感じたときや、急病などの際に助けを求められる場所として住民の方々のご協力によって設置しております。対象となるのは、児童生徒の登下校の時間帯等に在宅している方になりまして、現在一般家庭のほか、商店、事業所、飲食店、理容店、診療所、コンビニエンスストア、郵便局などにご協力をいただき、現在58件設置されております。設置にあたりましては、通学路等における危険箇所など子ども安全協力の家の設置が望ましい場所がある場合に、その近辺の民家や事業所等に学校やＰＴＡから協力依頼をし、承認が得られた場合に子ども安全協力の家として登録をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　58件登録があると。一般の家庭をはじめ、多くの企業、商店などもご協力をいただいているということが分かりました。新規登録方法についても、ＰＴＡのほうでお願いに行くということで、私はその仕組みもちょっと知らなかったのですけれども、ＰＴＡの会長までやらせていただいたのですけれども、当時はそういう要望もなかったのかなというふうに思いますが、今後はぜひとも。できれば増やしたほうがいいのかなと私は思っておりますので、今後もご協力いただける店舗、一般家庭も含めて活動させていただきたいなというふうに思いました。

次に、この58件の安全協力の家があるわけでございますが、子供たちの利用状況について教えてください。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　質問にお答えいたします。

子ども安全協力の家の利用状況に関するご質問でございますが、子ども安全協力の家につきまして

は小学校の入学説明会において保護者へ周知したり、ＰＴＡ地区委員との一斉下校時にＰＴＡ地区委員から児童へ指導するなど、児童及び保護者への周知に努めてまいりますが、利用状況については改めて確認や集計等は行っていないため、現状では把握しておりませんが、校長先生のお話によりますと、子供たちは帰りがてら水を飲んだりとか、あとはたまに声をかけたりとか、そういう状況だというふうなことは聞いております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　利用状況については把握をしていないということだというふうに思います。お願いするほうもあって、お願いされるほうもある中において、この利用状況を確認しない理由というのはどんなところなのでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　利用状況等について、本当は調査したほうがいいのだと思うのですけれども、なかなか学校も手が回らないという状況なのだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　したほうがいいのではないかと教育長もおっしゃられたとおり、ぜひとも調査もしていただいて、どんな理由で、どんなふうにこの協力の家が使われているのかも含めて、調査はしていただきたいなというふうに思いますので、今後は58件の情報も、データも取っていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。次に、町で発行しております千代田町子ども安全マップについてお聞きいたします。マップの企画発行は、子ども安全マップ策定委員会と青少年健全育成団体連絡協議会となっておりまして、これ構成団体が大泉警察署、少年補導員千代田支部ほか15団体ということで、千代田町子ども安全マップというものを作っております。様々な団体や防犯ボランティアの方々が子供たちの健全育成のためにおのおのの立場で活動をされております。子供たちの見守りにおいては、通学路の危険箇所や見守り場所等の情報共有を図ることが、より一層の安全確保につながると考えます。マップ作成に当たり、各団体間の協議体制や連携の在り方についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　安全マップの製作及びその団体等との役割及びその協力関係はどうなっているのかというご質問だと思います。

千代田町子ども安全マップは、子供の安全確保を目的として、子供から大人まで幅広く活用できる

マップとして青少年健全育成団体連絡協議会の構成員で構成される千代田町子ども安全マップ策定委員会で平成17年度に策定されたものであります。青少年健全育成団体連絡協議会は、各団体間で連携し、青少年の健全育成を図ることを目的に設置されたものでありまして、青少年育成推進連絡協議会会長をはじめ、大泉地区少年補導員連絡協議会千代田支部長や管内小中学校の校長及びＰＴＡ会長など15の関連団体の長で構成されております。千代田町子ども安全マップについては、これらの団体からの情報が一元化され、作成されたものと考えております。子供たちの健全育成に関わる各種団体が連携し、情報共有することで、子供たちの安全、安心につながると思いますので、安全マップの改訂時には各団体からの情報や意見を取り入れ、より子供たちの安全、安心に貢献できるマップを作成できればと考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　平成17年に作成されたということで、大変日がたってしまったなというふうに思います。

このマップを見ると、危ない危険な場所であるとか、不審者が出た場所であるとかというのがマップの中に載っているのです。これが、私はいつ作ったものか、ちょっと存じ上げなかったですから、平成17年ということで、今の現状とはもしかしたら違うのかもしれませんし、今も同じところが交通事故の多発地帯であったり、不審者の出るところであるのかも分かりませんが、その辺この次の質問でお話を聞かせていただきたいと思います。ただ、情報がこの15団体が一元化されているということについては大変よかったなというふうに思っております。おのおのの活動の中でおのおのが感じたことをやはりまとめていただいて、いや、実は警察は知っていたよとか、いや、ＰＴＡの中ではそういう話が出ていたのだよねということのないように、ぜひとも情報を皆さんで共有していただいて、皆さんの使えるマップにしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の安全マップの更新頻度と配布先ということでお話を聞かせていただきたいと思います。現在の子ども安全マップには、先ほどもお話ししましたが、危険な場所や事件の情報というものが載っております。それとともに、見守りをしていただける場所や、先ほどお話しした子ども安全協力の家の情報も掲載しながら、常に新しい情報マップとして発信してほしいなというふうに思います。平成17年ですとかなり古い情報なのかなというふうに思いますので、実際現状どうなっているのかということも含めて、まずは新しいものを作っていただきたいなというのが私の思いでもありますし、今後更新頻度と、現状で構いませんので、どういう方々にこの子ども安全マップが配布されたのか、教えてください。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　ご質問にお答えいたします。

子ども安全マップについてですけれども、平成17年に初版を発行し、その後平成21年度及び平成28年度に改訂版を発行しております。子ども安全マップには、人通りが少ないなど注意が必要と思われる箇所の情報を初版のときから掲載しておりまして、子ども安全協力の家については平成21年度の改訂版から子ども安全協力の家の看板のイラストのみを掲載し、紹介しております。今後の改訂時には、子ども安全協力の家の位置や見守り活動の場所などの掲載につきましても策定委員会に提案させていただきたいと思います。

また、現行の子ども安全マップは、町全体を掲載しておりますが、見やすさを考慮し、学区別に掲載することも一案だと思われますので、併せて策定委員会に提案させていただきたいと思います。また、配布先についてですけれども、平成17年度につきましては資料が残っていないため、はっきりしたことは分かりませんが、平成21年度と平成28年度につきましては毎戸配布しております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　ありがとうございます。

すみません。21年、28年度と更新をされて、今第３版ということでございます。ぜひとも今教育長から15団体のマップ作成の委員会のほうにもお話をしていただける旨伺ったわけでございますが、いろいろな有益な情報をこのマップの中に載せていただいて、全戸配布ということでございましたので、これ子供たちだけではなくて、お年寄りの方々、自転車、また徒歩で散歩をされたり、お買い物に行ったりといったときにも、この辺は不審者が多いのだとか、交通事故多発地帯なのだとかという情報も皆さんにとって有益だというふうに思いますので、ぜひとも28年、最終更新ということでもございます。一日も早い更新をお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、熱中症対策でございます。新型コロナウイルスによる臨時休校の長期化で、本町も夏休みが短くなり、暑い期間から子供たちは登下校を余儀なくされております。例年も登下校時における熱中症対策には十分取り組んでいただいていることと思いますが、現在マスクをつけて登下校されているのかなというふうにも思います。子供たちを熱中症から守るため、改めて本年度、取組みがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　ご質問にお答えいたします。

記録的な暑さが毎年話題となっている中での小中学校における登下校時の熱中症対策でありますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏休みが短縮されたことによりまして、例年より熱中症対策に強化して実施しているところであります。小学校では、首を日差しや熱から守るため、冷却タオルの使用を認めております。また、日差しから頭部を守るため、帽子の着用をお願いしております。小中学校共通の対策としましては、登下校時に必要に応じて持参した水筒の飲料で水

分補給を行うよう指導しております。また、マスクの着用についても間隔を空け、話をしなければ外しても良いということとしております。

水分補給については、小学校ではこれまで持参する飲料は水または糖分を含まないお茶類として、スポーツドリンクは糖分が多く含まれなどの理由により認めておりませんでしたが、しかしながら熱中症予防のための効果的な水分補給、塩分補給の観点から、６月から10月まではスポーツドリンクの持参を認めました。今後も、登下校における児童生徒の安全面と熱中症予防を第一に考え、対策を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　しっかりと対策をしている旨のお話が聞けてよかったなと思います。首に巻く首を冷やすものですが、多分クールスカーフというものなのだろうと思うのですが、ある自治体では子供たちに、これ100円とか200円ぐらいで買えるものなのですけれども、自治体が支給をしたり、またランドセルは通気性がなくて、背中が熱くなるからということで、ランドセル以外での登校も許可しているところもあるようでございます。また、ソーシャルディスタンスとマスク着用、マスクを外して登校できるように日傘を使って、傘がぶつかるからお友達と近くを歩けないというような対策を取っている自治体もあるそうでございます。また、水についてもなかなか朝持ってきた水筒のお水が途中でなくなってしまうようなこともあるという中において、学校で下校時に冷たい水、冷水を補給してくれる、そんなサービスというのですか、学校で子供たちのために熱中症対策していただいている自治体もあるようでございます。何でもやればいいというものでもないと思いますし、ただ子供たちが安全に登下校ができるような形をしっかりと今後も取っていただければありがたいなというふうに思います。

次に、登下校時の見守り活動の現状についてお聞きいたします。学校、保護者、各団体が実施しております見守り活動について、どのくらいの頻度で、どんな団体が現状活動しているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　ご質問にお答えいたします。

登下校時に子供たちが交通事故や犯罪の被害に遭わないためには、見守り活動が不可欠であり、保護者や地域の皆様、各種団体による見守り活動を行っていただいております。登下校の見守り活動の現状についてですが、実施期間が通年であったり、交通安全運動期間中であったり、実施主体により違いはありますが、交通指導隊や交通安全協会千代田支部、小中学校ＰＴＡによりまして主要交差点等における街頭指導や、小中学校教職員によります校門付近等における登下校指導が実施されております。

学校区ごとの主な見守り活動ですが、東小学校区ではＰＴＡの常時活動として、登校時には富永郵便局東の信号交差点及び上五箇の信号交差点で、下校時にはふれあいタウンちよだ地区内及び東部運動公園周辺で行っております。また、春と秋の交通安全期間中には、ＰＴＡ役員が校区内６か所で行っております。西小学校では、登校時に保護者による常時活動として、学校の南門前など学校周辺３か所で、また春と秋の交通安全運動期間中にはＰＴＡ役員が校区内６か所で見守り活動を行っております。また、地区住民が自主的にパトロール活動を行う安全安心パトロールボランティアによる見守り活動が実施されております。

町におきましても、児童の下校時に併せて安全安心保安員による見守り活動を中心としたパトロールを実施しております。また、保護者が自動車で移動する際にパトロールをしていただけるように、自動車のリアガラスに取り付ける犯罪パトロール中と書かれたプレートを配布して、保護者、地域の方々、行政職員、教職員等多くの方々の協力の下、児童生徒の登下校の見守り活動を実施しております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　それぞれの団体、また個人が安全活動、また交通安全も含めて見守りをされているという現状は分かりましたが、教育長もおっしゃられるとおり、春と秋の交通安全期間中というのは結構町内あちこちに保護者さんであるとか、交通指導員さんであるとか、立っているなというのを見受けるのですが、では今どうかなというと、ほとんど学校周辺、西小学校でいうと学校周辺だけで、交通安全期間以外はそんなに危険ではないのかというと、決してそんなこともなくて、ぜひとも通年で子供たちの登校、下校を見守れる仕組みが今後必要なのかなというふうに思っています。

そこで、まずは下校時の見守りということに関して、各行政区の老人クラブにお願いして、見守りをしてもらってはどうかということでございます。老人クラブの活動目的の中には、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会、保健福祉の向上に努めることを活動の目的としているということでございまして、今現状で単位老人クラブの活動費が均等割４万1,400円に会員数掛ける260円ということで、町のほうから老人クラブのほうへ補助金が出ているのだというふうに思いますが、これに幾らかの補助金を追加して、各行政区の子供たちの見守りをお願いしたらどうかなというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　質問にお答えする前に、まず子供安全安心パトロールボランティアに大澤議員さんも登録していただいていることに対して感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。32名の方が登録してくださっているのですけれども、その人数がはたとして増えない状況があるということであります。

質問でございますけれども、本町では先ほどの答弁でもございましたけれども、一般ボランティアである安心安全パトロールボランティアによる下校時の見守り活動が行われております。安心安全パトロールボランティアについては、見守り活動時における傷害保険の保険料を公費で負担するとともに、見守り活動時に着用していただく帽子及びベストを貸し出しております。現状では、町広報紙や高齢者教室、ケーブルテレビ等でボランティアの募集を行っておりますが、担い手が足りていないのが現状です。今後は、老人会をはじめとして、各種団体にも見守り活動へのご協力をお願いさせていただき、安心安全パトロールボランティア活動の強化につなげていければと思っております。

見守り活動については、自発的な取組みを尊重し、今後もあくまでボランティアという立場でできる範囲で無理なく継続して活動していただき、一人でも多くの方に参加していただきたいと考えております。地域の子供は地域で守るという地域社会全体で子供たちを見守っていくといった意識を醸成していけるよう、見守り活動についても周知、啓発を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　冒頭、過去４年間で３回、交通安全対策、不審者対策について一般質問させていただきましたというお話をさせていただいたのですが、その不審者対策の話をさせていただいたときに、この防犯ボランティアですか、の活動を今後ももっと人を増やしていかないといけないですよねというお話をさせていただいたときに、いろいろなところで広報させていただきながら、一人でも多くの防犯ボランティア、協力をしていただける方を増やしていくという答弁をいただいたのですが、現状増えていないのです。増えていないから、では子供たちの安心、安全をどういうふうに守ろうかというところで、多少強制的にはなりますけれども、お金を払って、補助金を出してなのかどうか、そこは分かりませんが、しっかりと見守ってくれる人を増やしましょうという話をさせてもらっているのです。何年か前から変わっていないのです、ボランティアは。これからもボランティアの醸成をしていきますと言っていますけれども、増えていないのですね、現状として。なので、どうやったら増えるかな。多少補助金を出すしかないのかなというのが私の考えであるわけですが、ボランティアだけに頼っていても増えないのかなと私は思っておりますが、教育長、いかがでしょう。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　お金のかかることですので、私ではなくて町長さんがお答えするのが適切かなというふうに思っているのですけれども、非常に苦しい私としては立場で、お金を出してくださいと言えばそれでできるのかというと、そうでもないですし、お金を払ったからといって、では本当に出てくれるのかということに対してもまた疑問符が残ります。

近くの行政区で大泉町なんかの実践例というのをちょっと調べて、事務局長が調べてくれたのですけれども、大泉町では自治会に子供パトロールの実施をお願いしているということで、主体的には地

区ごとに行われる地区の自治会、老人クラブ、育成会などなどなのですけれども、町としては各自治会に助成金を出していると。その助成金がどのように使われているかについては町は把握していないということで、自治会のやり方にお任せしているという、そういう状況の中で見守り活動等パトロールが行われているということをお聞きしております。そんなところが私の情報であります。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　大澤議員のほうで、今回大きく分けると安全マップと見守り活動と熱中症対策かなと思うのです。そう考えていきますと、最後の質問のこの見守り活動です。老人会にお願いしたらどうだということです。この辺も含めた中で、これから老人会にお願いするか、行政区にお願いするかも含めた中で、これからよく研究をしながら、早めに結論を出していきたいと、こう考えております。

また、熱中症対策、これにおかれましては先ほどの幾つかの全国の例もお話が出ましたけれども、つくば市のほうは飲料水メーカーと提携しながら、無料で自販機から水を出して、それを飲めるという状況もあります。うちのほうもサントリービールがございますので、この辺も含めた中でサントリーさんとどのくらいで提供していただけるのかと。こういうことも含めた中で、これからその辺も打合せをさせていただきながら、可能であればそのようにもしていきたいなと考えていますので。

それと、安全マップに関しては安全協力の家、これはまだ28年度に安全マップと見守りのマップですか、安全協力の家と安全マップですか、これを融合させて１つにしてくれということで、28年度でしたか、最後に作ったのですけれども、この辺も含めてどのくらい児童生徒が活用しているかも含めて、この辺も調査を行っていきたいと、こう考えております。

いずれにしても、将来を担うお子さんたちが安心して登下校できるように、学校と保護者と老人会、更には地域の皆様と町が連携しまして、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（柿沼英己君）　４番、大澤議員。

○４番（大澤成樹君）　大変ありがとうございました。

学校も保護者もよく三位一体となってということで、学校と家庭と地域でとよく言うのです。なかなかただボランティアというところで皆さんが活動はしていただけないのが現状なのだというふうに思います。ぜひとも子供たちが安心、安全に、事故、犯罪に巻き込まれないような千代田町、そして犯罪者が入ってこられないような、そんな千代田町にしてください。

終わります。ありがとうございました。

○議長（柿沼英己君）　以上で４番、大澤議員の一般質問を終わります。

続いて、10番、髙橋議員の登壇を許可いたします。

10番、髙橋議員。

［10番（髙橋祐二君）登壇］

○10番（髙橋祐二君）　10番、髙橋です。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

私ごとなのですが、一般質問３年ぶりということなのですけれども、今日は８人中８番目、大トリということで、少し頑張ろうかなと思ったのですが、執行部の皆様のお顔を拝見するともうお疲れのような感じが見られますので、心を込めて２つだけ質問させていただきます。

１つは、ごみの減量化についてということなのですが、四、五年前、千代田町においては群馬県内35市町村中ワースト、１人当たりの可燃ごみの排出量がワーストということで発表されました。その頃では、町の広報紙だとかごみの減量対策についていろいろ町民にお知らせというか、指導する内容が出ていたのですが、ここ最近になって順位が１つ、２つ上がったということで、何か気持ちが緩んでいるのかな。そういうごみの減量化についての話題が出なくなったような気がします。

私も今年の３月まで、太田市外三町衛生施設組合の議員として組合議員を務めてまいりました。そこの会議の場で言われたことが、千代田町さん、ごみが多いね。そのごみが多いねというのも、その表を持っている方がいまして、それを見せられて、一番下ですねというふうに指摘されました。これから、４月から大泉のごみ処理場から太田市へ移行するわけですが、今度太田市外三町ということで、やっぱりごみの量も一番最下位でなくて、周りの町に合わせるような努力をしていく必要があるのかなと思います。

今後、町民の皆様にごみの減量化、環境についてどのような指導、また協力を求めていくのか、栗原課長にお聞きします。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

ただいま髙橋議員の言われましたとおり、千代田町におけるごみの搬出量においては依然低い順位に位置しております。以前のごみの搬出量、群馬県の集計ですと、ステーションで回収される可燃ごみというくくりで集計をされておりました。それで、その中では確かに千代田町は最下位でございました。現在では、そのステーションというくくりで集計をしますと、ステーションの少ない自治体においては有利な数字が出てくるということで、そこは不公平感があるということで、現在は使われておりません。現在の集計としましては、その自治体で排出されるごみの全体量を集計して、ランクづけをしております。そこで、今までは35市町村中35位とか、そういう数値でございましたが、現在30位近辺を推移している状況でございます。

髙橋議員のおっしゃいます環境に対する意識です、まずは住民に対する。まず、環境問題に対しましては、いろいろな施策が今世界規模で行われております。先ほど一般質問でありましたＳＤＧｓをはじめ、排出される温室効果ガスを2050年までにゼロとするゼロカーボンシティー、そしてまた群馬県での５つのゼロ宣言など数多くの施策があります。これらは、企業に求められるものもありますが、

基本的に一人一人が取り組んでいかなければならないものでございます。環境に対する様々な問題は、この一人一人の行動にかかっており、重要かつ一番難しい問題と認識しております。

７月よりレジ袋の有料化も始まりました。小泉環境大臣もこの有料化にあたっては、プラスチックごみの削減よりもプラスチックに問題意識を持ってもらうことが大事だと話しております。このような意識を持ってもらいたいため、微力ながら環境エコ通信や町の広報紙によるごみの排出量の状況などを掲載し、現在努めているところでございます。

千代田町のリサイクル率は、近年飛躍的に向上いたしました。これは、資源ごみに対する意識向上が図られたと我々は解釈しております。しかしながら、先ほどもお話ししたとおり、可燃ごみについては相変わらず増加傾向にあります。皆さんが、ごみの減量化は必要なものだと意識は持っていると思いますが、こう考えますと、意識だけではなく、それに伴う行動こそが大切であり、無意識に行動できるように習慣づけることが何よりも大切なのではと思っております。今後もこの意識改革のために、より一層町としては啓発、ここは根気強く続けていくしかないと思われますので、啓発活動に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　今栗原課長から町民への啓発活動ということだったのですが、私も四、五年前からずっと家庭内のごみ、資源ごみは自分が担当ということで、近くのステーションへ持っていくのですが、今日も役場へ来る前にごみを出してきました。見ると、ほかの家庭のごみをのぞくと、やはりまだまだ資源として分けなくてはならない、牛乳パックだとか納豆のパックだとか、いろんなものが混ざっているのです。いろいろ考えると、毎朝８時半までに出さなくてはならない。今は、いろいろ家庭があると思うのですが、皆さん共働きで、ごみを出している、分けている時間がないという、それは言い訳になってしまうかもしれないのですが、やはりそのまま出せばごみ、分ければ資源となるのですが、千代田のカレンダーを見て、ごみのステーションのカレンダーを見ると、結構毎日のようにごみステーションに行くような形になってしまっているのです。可燃ごみ、資源ごみ、危険物、小型家電、これをもっともっと町民のことを思って１回、２回で出せないかな。結構朝行くのが大変なのだよという声も聞かれます。その辺、今までそういうことを考えてきたことあるかないか。ないと思うのですが、その辺見直すような考えは。例えば隣の町ではそういう収集を土曜日だとか日曜日もオーケーになっていたり、午後１時ぐらいまで出せるのだよというのを聞いております。千代田町もその辺いろいろ町民のために改善できるのではないかなというふうに思うのですが、栗原課長、どうでしょう。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　ご質問にお答えいたします。

可燃ごみの収集については、近隣自治体も含めて今のところ週２回の回収がどこの自治体もほとん

どでございます。しかしながら、先ほど議員のご質問にもありましたとおり、資源ごみ、これについてはやはり回収を進めていく方針でございますので、例えば明和町さん、明和町さんですともったいない館というものを造っております。こちらは曜日を決めて、例えば土曜、日曜、場所によりますけれども、そちらでも回収をしております。

千代田町でございますが、そのもったいない館ほどの大きさではありませんが、拠点回収として役場のところ、またはＫＡＫＩＮＵＭＡアクアの北側入り口のところへ、やはり資源の回収として、こちらは土曜、日曜、平日、そして時間帯も関係なく今のところ回収を行っている状況であります。しかしながら、ペットボトル等の回収は行われておりません。それなので、今後住民の利便性を考えまして、その品目の拡大またはもっと使いやすいような場所の選定とかも含めまして検討を始めたいとは考えております。ただ、どうしても場所等もやはり広い場所が必要となってきますので、その場所の選定においても今後また検討を進めていかなくてはならないかと考えておりますが、いずれにしましてもまだまだ改善の余地はあると自分的にも思っておりますので、今後皆様、住民、議員さんをはじめましていろいろな意見をお聞きしまして、より良い方向に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　栗原課長、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

４年ぐらい前から千代田町では庭木の剪定した枝を町内の業者に委託して処分してもらうとか、こども園で保護者が生ごみを持っていって受入れをしているというようなことをやってきましたが、今後もっともっとごみ減量化、環境に対する考えで町全体でこういう事業をやっていきたいというのを高橋町長、何かありますか。あったらお願いします。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　令和３年４月より太田市の三町広域清掃組合による新たな焼却施設のごみの受入れが開始されます。来年４月なのです。この太田市外三町の処理の計画においても、さらなる減量化が求められております。達成のため、町といたしましても苦慮している状況であります。

質問のありました新たな政策ということでありますが、まずは減量対策の一つとして指定ごみ袋の導入に向けた検討を始めたところであります。ちょうどレジ袋も有料化となったところでありますので、ごみを捨てるにはいずれにしても袋を使わなくてはならないことから、今後の減量化とマイバッグの推進に有効な施策になるのではないかと考えております。

また、ポイント事業による資源の拠点回収でありますが、現在は役場とＫＡＫＩＮＵＭＡアクア入り口北側にて行っております。そちらについても、利用者の方が更に使いやすいように検討していきたいと考えております。なお、ここ４年間で生ごみ処理、議員さんにもご協力をいただきましたが、処理器への補助金、木類は三町でリサイクルへと千代田町が率先してやった中で、邑楽、大泉もそれ

に追随して行っております。焼却を減らしながらリサイクルへと本町ではかじを切ったわけであります。現状に努めていきながら、減量に努めているところであります。ごみは永遠のテーマですので、明和町や、ほかの自治体等でも行っているリサイクルの仕分等も参考にしていこうと考えております。

先ほど議員が述べたように、平成28年、生活系の収集可燃ごみの排出量が１日１人当たり723グラムで、県内ワーストでありました。同年、28年度の町のリサイクル率が8.2％で県内33番目でありました。29年度、皆様の努力、協力によりまして１人当たりの排出量が31位になりました。リサイクル率は9.5％、28位に改善されました。30年度におかれましては、１人当たり排出量が31位です。リサイクル率は12.8％と20位で大きく改善されております。目標は、リサイクルを全国平均まで上げていきたいと、こう考えております。

また、議員のほうから述べられた収集日と時間は適当かということなのですけれども、これについても今この役場の裏とＫＡＫＩＮＵＭＡアリーナのほうでリサイクル率を向上させるためにいろいろやっているのですけれども、我々のほうはもし無人のときもあそこのところで捨てられるシステムを行っております。それをやっているのが役場職員であります。明和さん等は、もったいない館は、恐らくシルバー人材の方を使って、週に２日、３日行っているのかなと思います。今の状況が、これが100％良いかどうか分かりませんが、これからいろいろそれを精査していきながら、地元の環境委員さん等も含めた中で、いろいろリサイクル率を上げることによって１人当たりのごみの排出量が減っていくというシステムでありますので、リサイクル率を上げていきたいと。ちなみに今まで千代田町のほうで、資料があるのですけれども、平成23年度が、これがリサイクル率が33番目でありました。これから思うと、今から10年、ここ10年でリサイクル率は特に３年、４年で相当改善されております。そのような形、リサイクル率を上げていくと。午前中にも森議員がお話しされたように、マイクロの関係のごみの関係もそのような一つ一つの積み重ねが減量につながっていくのかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　よく分かりました。ぜひ執行部も議会も町民の皆様も一緒になって、環境に優しい町、そういう町にしていければと思っておりますので、皆さんで頑張っていきたいと思います。

次に、今町が進めている事業についてです。３つあります。新工業団地、都市計画道路、商業施設の誘致、これらについて１つずつお尋ねしたいのですが、新規工業団地については先ほど荻野課長の答弁の中で来年の３月に完了ということです。その後、今並行して企業の誘致活動をしているかと思うのですが、分かるところだけでもいいので、できれば答弁願います。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　ご質問にお答えいたします。

工事の進捗状況につきましては、午前中、橋本和之議員の調整池の質問でお答えしたとおり、来年

の３月の工事完了に向けておおむね順調に施工されております。工事完了後につきましては、造成後の確定測量業務及び登記業務等を進め、来年８月末に企業局から西邑楽土地開発公社への引渡しを予定しております。

次に、誘致活動についての進捗につきましては、造成工事着手前より新規工業団地予定地として情報提供を行ってまいりましたが、先月17日より正式に予約分譲の周知を町ホームページ等で開始させていただきました。今月14日から30日にかけて申込み期間を設け、その後企業選定をさせていただき、年内から年明けにかけ、公社にて予約分譲契約の締結を予定しております。なお、本契約締結及び引渡しにつきましては、来年８月末の企業局から公社への引渡し後となりますので、９月以降の予定となります。

次に、新規工業団地の事業化を予定します中森地区につきましては、千代田工業団地の五箇川の南側、千代田第二工業団地とふれあいタウンちよだ住宅団地に挟まれた約18.9ヘクの区域となります。現在工業団地の造成を可能とすべく、都市計画区域区分の変更等の手続を進めており、変更の決定となります群馬県による決定告示を本年度予定しております。その後、来年度に用地買収及び設計業務等を進め、令和４年度から５年度にかけ造成工事を、６年度当初に分譲、引渡しを見込んでおります。なお、事業化に向けまして、昨年７月及び10月に候補地内の地権者様、耕作者様を対象に地元説明会を開催させていただくとともに、本年度に入りまして事業進捗状況のご報告の説明会を開催する予定でおりましたが、昨今のコロナウイルス感染対策を考慮しまして、７月にご報告通知を発送させていただいたところであります。今後も事業化推進に向けまして各種手続を進めるとともに、地権者様、耕作者様への情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　よく分かりました。

次に、都市計画道路なのですが、この間の全協のときも都市計画道路の完了日が３月だったり、７月だったり、いろいろはっきりした答えが出なかったのですが、実際にはあれはいつ完了で、いつから通行できるのか、教えていただければと思います。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、都市計画道路の進捗状況でございますが、都市計画道路につきましては本格的に築造工事を開始しましたのは平成30年度からであります。平成30年度を１期工事として、主にアスファルト舗装を実施するための路盤を施工しました。しかし、下水道管の埋設や用地取得が難航したことにより、年度内の完成が厳しく、繰越明許として完成工期を令和元年７月末といたしました。工期延長の間、道路側溝や歩車道のブロックの構造物を設置し、車道部分は舗装をかける前の上層路盤までを仕上げました。令和元年度の２期工事としては、赤岩側と舞木側の県道接続部分の施工や車道部、歩道部の

舗装工事を発注し、令和２年３月末の完成を目指してまいりました。しかし、群馬県東部水道企業団による路線内への上水道管の布設工事、ＮＴＴ等が台風19号の影響を受けた自治体の災害復旧を優先したことによる電柱移設の遅延、県道接続部の工事協議の難航により、令和元年度分の工事につきましても平成30年度と同様に年度内の完成が厳しく、繰越明許として完成工期を令和２年７月末といたしました。

現在までのところ、施工できる工事につきましては令和２年７月末をもちまして完了しております。しかし、舞木工区における県道との接続工事の実施と赤岩工区における供用開始には現在至っておりません。舞木工区につきましては、県及び公安委員会との協議の結果、県道との接続に伴う交通量の増加、車両の大型化が予想されるため、安全面を考慮すると全面的な供用開始には延伸路線が完成してから開通するように指導を受けております。そのため、県道との接続工事は今後の実施となります。

また、赤岩工区につきましては、完成した都市計画道路の一部を開通した場合、県道赤岩足利線との接続が丁字路であり、信号機の移設は厳しく、南側にあります変則五差路を考えると非常に事故の危険性が高いため、現在開放に至っていない状況であります。そのため、延伸路線の一部が形成され、十字路が完成した際に信号機の移設が現実的になるものであります。しかし、都市計画道路にご協力いただいた皆様や地域住民の利便性を考えますと、供用開始をできるだけ早期に実現したいと考えております。この赤岩工区の供用を開始するためには、乗り越えなければならないハードルがありますが、大型車両の通行は叶わないまでも、一般車両の通行を認めていただけるよう、県及び公安委員会との協議を継続し、進めてまいります。

現在の状況は以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　分かりました。ということは、あの道はもうこの先使われないという、あまり意味をなさない道路になってしまっているような感じもするのですか。

これから先、延伸のあそこ、健康子ども課ですか、あそこは移動しないとつながらないというわけですが、今やっている工事も随分前からストップしていました。それは、理由としては東日本大震災で国の補助金が大分減らされてしまったということで工事がストップしてしまったわけです。これから延伸に向かっていくに当たって、今本当にコロナ禍の時代で、国がばんばん補正を組んで、お金がやっぱりなくなってしまったという部分で、その辺はこの先の延伸も国からの補助金というのはしっかり見込めるのでしょうか。

最終的には、本当にいつになったら延伸も終わるのか、教えてください。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　それでは、ご質問にお答えします。

都市計画道路につきましては、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、平成23年度から赤岩地内の用地買収や建物補償に着手しました。しかし、全国各地で発生した自然災害等の影響により、予

定されていた交付金の確保が難しい状況になったことは事実であります。その間、紆余曲折はありましたが、粛々と継続して事業を進めた結果、現在の都市計画道路が形づくられたものでございます。現在までのところ、コロナ関係の影響は出ておりませんが、今後を考えますと何らかの影響は出ても不思議ではないと考えております。しかし、都市計画道路赤岩新福寺線及び延伸路線は、本町のまちづくりに欠くことのできない道路であり、近隣市町を結ぶ町の東西交通軸として非常に重要な広域幹線道路でありますので、事業を計画的に実施するため、補助金の適正な配分が確保されるよう、国へ働きかけを強く行っていただけるように県に要望いたします。

最後に、都市計画道路の延伸事業の完了についてでございますが、都市計画道路赤岩新福寺線の延伸路線でございますが、現在までに２回の地元説明会を開催させていただきました。用地関係及び建物の補償等に関しまして地権者の方と話合いを行っている状況でございます。関係する地権者のご理解やご協力についてですが、２回の説明会において、出席者の皆様からは延伸事業の必要性をおおむねご理解いただけたと思っております。その後、個別訪問をさせていただいた結果、特に住居移転が生じる方や、土地の買収後の残地形状など様々なご意見をいただいている状況でございます。既に用地測量や建物調査等は終了しておりますので、金銭的な条件提示を行いながら丁寧に説明をして、同意が得られるよう交渉しております。

この延伸事業につきましては、地権者と土地の売買契約や建物の補償契約を締結した後、道路築造工事を令和４年度から着工して、令和６年度には道路の供用を開始したいと現在予定しております。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、延伸路線は本町のまちづくりに欠くことのできない道路でありますので、予定よりも早期に開通ができるように取組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　よく分かりました。

また、最後に町長に聞きたいのですが、やはりあの道が開通しないと町の活性化も発展もないと思いますので、よく町長も言っていました。借金してでもやれという感じです。だから、早期に本当に延伸完了するようにしていただきたいと思います。

最後に、大型ホームセンター商業施設の誘致活動なのですが、大型ホームセンターができてもう10年になろうとしています。その西側の用地が全くそのまま、何の変化もなく、毎日過ぎ去っているわけですが、今どんなような状態なのでしょうか、お聞きします。

○議長（柿沼英己君）　荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君）　ご質問にお答えいたします。

ふれあいタウンちよだ住宅団地内の商業用地約6.3ヘクタールへの企業誘致活動につきましては、昨年度より用地分割をして分譲を含め、企業様への情報周知を行ってまいりました。その中で、分割購入に興味を示された企業様がございましたので、昨年度より協議を進めているところでございます。

しかし、昨今のコロナウイルス感染拡大による消費低迷等の影響もあり、年度末より思うように協議が進められない期間がございましたが、昨今は再開させていただき、前向きな協議をさせていただいておりますので、遠からず良いご報告ができるものと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　良い報告が聞けるといいのですが、良い報告が聞けるといって４年間過ぎてしまいました。

相手もいることですし、あれなのですが、今コロナ禍の時代、やっぱりいろいろな企業も元気がなくなっているところです。新しく設備投資して店を出すというのなかなか難しい部分があると思うので、思い切ってあの土地を本当に安く無償で貸し出すとか、無償ではないのですけれども、やっぱり来てもらわないとどうにもならないと思うのです。ただあそこに土地があるだけではしようがないので、その辺は議会としても一緒になって考えていって、企業は駄目なのなら思い切り決断して、断念して、違う方向に持っていくような形も必要になってくるのではないかなと思います。その辺について、総合的に町長の考えをお聞きします。

○議長（柿沼英己君）　髙橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　先ほどから質問いただいております髙橋議員のほうから３つあるのかなと思うのです。工業団地、更には都市計画道路、商業施設です。私の町長選２期目に当たっての全てが選挙公約として上げております。

まず、新規工業団地については２か所の工業団地、合わせて30ヘクタールの造成を今進めているのと、これから進めようとしております。これは、現在造成中の千代田第二工業団地及び事業化に向けた諸手続を進めております。中森地区であり、両地区ともおおむね順調に事業が進められていると認識しております。先ほど課長が延べたように、職員も鋭意努力しております。その結果、今進めております工業団地のほうにおかれましては、公募をかけたところ、数社から問合せが来ております。それについてはいろんな手続がございますが、いずれは皆さんに良いお知らせができるかなと、こう考えております。

次に、都市計画道路については、本町の活性化やまちづくりを考える上で非常に重要な道路であります。延伸路線も含めて早期開通をすることにより、東西広域幹線道路として大泉から明和町の122号線までの利便性が格段に向上いたします。地域の活性化が図られると考えております。これについても、先ほど利根川新橋と同じように述べたように、南北の道、東西の道、これも含めた中で、もちろんそれだけでなくて、その周りを今度いろんな部分で都市計画でまた今後皆さんとともに相談しながら、都市計画の変更もしていく必要もあるのかなというふうに考えております。そのため、供用開始までには解決しなければならない要因もありますが、開通に向けて先ほど述べたように、赤岩工区の

ほうにおかれましては大型車両はなしにして、子供さんと普通車、これを公安と警察、県といろいろ今相談をして、早めの開通を今手続をしたり、相談をしているところであります。

先ほどあと国の交付金の関係もお話が、質問もあったのですけれども、東日本大震災がありまして、交付金が１桁に減ってしまったと。その前が55％だったのです。私も年に数回、国会議員のところへ陳情に行っております。今現在も行っております。その効果かどうか分かりませんが、約50％、元の55％に近い数字が回復してきたという状況にあります。ですから、あそこの延伸工事もこれから今行っている都市計画道路のほうも資金がかかることですから、そのような政治判断も必要になってくるのかなと思います。

商業地については、誘致活動の強化を進めております。今年度も、更には皆さんに４年間ずっとお待たせしてしまったのですけれども、一括方式で２年前までは売ってしまおうということだったのですけれども、我々もそれを方向を変えまして、個別でも売っていこうという状況で今進めております。先ほど都市整備課長の答弁にありましたが、商業用地の分割を検討しているところであります。今企業様と協議を進めており、皆様によい報告ができるものと考えておりますので、もう少しお待ちいただければと思っております。先方があることですから、発表ができないのが現実であります。ですので、あと数か月待っていただければ、皆さんにお知らせができるかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　以上で一般質問を終わります。

○議長（柿沼英己君）　以上で10番、髙橋議員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

明日９日は午前９時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（柿沼英己君）　本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散　会　　（午後　３時４２分）

令和２年第３回千代田町議会定例会

議事日程（第２号）

令和２年９月９日（水）午前９時開議

日程第　１　報告第　３号　令和元年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第　２　議案第３０号　太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
日程第　３　議案第３１号　大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について
日程第　４　議案第３２号　千代田町税条例等の一部を改正する条例
日程第　５　議案第３３号　千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第３４号　千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第　７　議案第３５号　千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
日程第　８　議案第３６号　千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例
日程第　９　認定第　１号　令和元年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
日程第１０　認定第　２号　令和元年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１１　認定第　３号　令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１２　認定第　４号　令和元年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第１３　認定第　５号　令和元年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（１２名）

１番	金子浩二君	２番	橋本博之君
３番	原口　剛君	４番	大澤成樹君
５番	酒巻広明君	６番	橋本和之君
７番	大谷純一君	８番	森　雅哉君
９番	川田延明君	１０番	髙橋祐二君
１１番	小林正明君	１２番	柿沼英己君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君
総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
会計管理者 兼税務会計課長	髙田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	坂部三男君
建設環境課長	栗原弘明君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 事務局長	久保田新一君
監査委員	白石正躬君
農業委員会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
書記	小林真緒
書記	大川智之

開　議　　（午前　９時００分）

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君）　おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和２年第３回千代田町議会定例会２日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり、日程第８まで議了し、日程第９から日程第13までは町長の提案説明及び監査委員からの監査報告を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、各課長、局長からの決算説明については、この後設置予定の決算審査特別委員会においてお願いしたいと思います。

○報告第３号の上程、説明、報告

○議長（柿沼英己君）　これより日程に従い議事を進めます。

日程第１、報告第３号　令和元年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に報告を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　皆さん、おはようございます。報告第３号　令和元年度千代田町健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

各比率の概要でありますが、まず健全化判断比率については、算定すべき４つの比率のうち、実質公債費比率が前年度より0.5ポイント下がり6.0％と好転しております。その他の比率においては、各会計が黒字であったこと等により算定されておりません。

また、資金不足比率についても、下水道事業特別会計において資金不足は発生しておりませんので、算定されませんでした。

よって、早期健全化基準を超える比率はありませんので、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものであります。

詳細については企画財政課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　それでは、報告第３号につきまして詳細説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の決算につきまして、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表するわけでございますが、事前にそれぞれ算定した比率及びその根拠を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告が義務づけられておりますので、ここに令和元年度決算の状況につきましてご報告するものでございます。

それでは、お手元の報告書を御覧いただきたいと思います。めくっていただきまして、上の表になります。令和元年度決算判断比率でございますが、この比率には上から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つがあり、表の右の欄に、それぞれ早期健全化基準が設定されております。これらの比率のうち１つでも早期健全化基準を超えますと財政健全化団体となり、財政健全化計画を策定して改善を図ることになります。また、下の表の特別会計における令和元年度資金不足比率につきましても、右の欄のとおり経営健全化基準が設定されており、この経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定することになります。

なお、各指標については、標準財政規模に対する割合として算定されますが、この算定に使われます標準財政規模については、町の一般財源の標準的な規模を表すものでございます。

それでは、各指標につきましてご説明申し上げます。まず、上の表を御覧ください。まず、実質赤字比率についてでございますが、この比率は標準財政規模に対する一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。令和元年度決算では実質赤字は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計に特別会計及び企業会計を含めた全ての会計を合算し、標準財政規模に対する町全体の赤字の程度を指標化することによって、財政運営の深刻度を示すものでございます。令和元年度決算では、全ての会計において黒字となっておりますので、比率は算定されませんでした。

３番目の実質公債費比率でございます。この比率は、３か年の平均で表すものでございますが、一般会計や各特別会計等が負担する借入金の返済額及び一部事務組合の借入金返済額のうち、本町の負担分の額を含めまして標準財政規模に対する割合を指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。この比率を単年度で見ますと、29年度は6.7％、30年度は6.0％、令和元年度は5.3％で、３か年を平均しますと6.0％で、前年度より0.5ポイントの減となりました。これは、平成10年度に借り入れました減税補填債や平成20年度に借り入れた臨時財政対策債の償還が完了し、元利償還金の額が減少したことが主な要因でございます。

続きまして、４番目の将来負担比率でございますが、この比率は町の各会計における借入金の返済をはじめ、一部事務組合の借入金返済額の本町の負担分など、将来において支払いが見込まれる負担等の標準財政規模に対する現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する割合がどの程度かを示すものでございます。

令和元年度では、将来の負担見込額に対しまして、充当可能な財源が上回っておりますので、比率は算定されませんでした。

最後に、下段の令和元年度資金不足比率でございますが、これは公営企業の資金不足を公営企業の料金収入などの事業規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すものでありまして、本町では下水道事業特別会計のみが対象となっております。令和元年度決算においては、資金不足は発生しておりませんので、比率は算定されませんでした。

これらの結果から、本町の財政は健全性が保たれていると判断するものでございます。

なお、各指標及び算定根拠につきましては、去る８月12日に町監査委員の審査を受けましたので、その意見書を報告書に添付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。また、これらの指標につきましては、この後、町民の方への公表を行い、本町の財政の健全性をご理解いただくとともに、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりますことを申し添えまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　以上で報告を終わります。

○議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第２、議案第30号　太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第30号　太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、太田市に建設中の新たなごみ焼却施設の令和３年４月の稼動に伴い、太田市外三町広域清掃組合規約第３条及び第12条について規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第286条第１項の規定に基づき、当組合規約の一部を変更し、許可申請を行うものであります。

詳細については建設環境課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　それでは、議案第30号　太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議につきまして、詳細説明を申し上げます。

本内容につきましては、令和３年４月に新たなごみ焼却施設が稼働することから、新施設の名称を

規定するとともに、リサイクルプラザ建設事業費に関する起債の償還終了及び新焼却施設の建設事業の完了に伴い、市町負担金の分割割合を整理するため、当組合規約第３条及び第12条第２項について一部改正を行うもので、地方自治法第286条第１項及び同法第290条の規定に基づき、その事務の手続を行うものでございます。

規約の一部を改正する内容につきまして、ご説明申し上げます。お手元に資料といたしまして、太田市外三町広域清掃組合規約新旧対照表を配付してございますので、御覧になっていただきたいと思います。右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、第３条、共同処理する事務でございますが、第３号において、ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務につきまして、新焼却施設の名称をクリーンプラザとし、クリーンプラザの設置及び管理運営に関する事務に改めるものでございます。

次に、第12条では、組合経費の支弁方法を定めるもので、リサイクルプラザ建設事業費に関する起債の償還終了及び新焼却施設の建設事業の完了に伴い、市町負担金の分割割合整合するため、第２号、建設事業費及びその割合、第３号、ごみ焼却施設建設事務費及びその割合を削除し、第４号を第２号に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上、太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議につきまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号　太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第３、議案第31号　大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第31号　大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ごみの焼却に関する事務等を太田市外三町広域清掃組合において共同処理するため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

詳細については建設環境課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　栗原建設環境課長。

○建設環境課長（栗原弘明君）　それでは、議案第31号　大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議につきまして、詳細説明を申し上げます。

本内容につきましては、令和３年４月より太田市外三町広域清掃組合で建設中のごみ焼却施設が稼働し、ごみの共同処理を開始することに伴い、当組合でのごみの焼却やごみステーション収集でのごみの受入れを終了することから、共同処理する事務及び経費支弁の方法について、当組合規約第３条及び第10条第２項の一部を改正するものであります。

規約の一部を改正する内容につきまして、ご説明申し上げます。お手元に資料といたしまして、大泉町外二町環境衛生施設組合規約新旧対照表を配付してございますので、御覧になっていただきたいと思います。右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、第３条は、共同処理する事務を定めるもので、第１号、ごみの処理施設（リサイクルプラザに係るものを除く。）の設置及び管理運営に関する事務につきまして、太田市外三町リサイクルプラザに加え、新焼却施設であるクリーンプラザに係る事務を除くとするものであり、第２号、ごみの収集及び運搬に関する事務につきましては、全てのごみの処理が太田市外三町広域清掃組合の施設で行われることに伴い、これまで当組合で行っておりました大泉町、また千代田町のごみ収集運搬業務は、各町が直接行うことになるため、削除するものでございます。

次に、第10条は、組合経費の支弁方法を定めるもので、第２項につきましては、構成３町の負担金の分割割合に関してでございますが、第１号の経常費（最終処分場に係る費用を除く。）とし、負担金割合を太田市外三町広域清掃組合と同じ人口割15％、実績割80％、均等割５％に改正するものでございます。

次に、当組合のごみ焼却施設の稼働終了に伴い、最終処分場への灰の搬出がなくなりますので、経常費のうち最終処分場に係るものにつきましては、新たに第２号、経常費（最終処分場に係る経費に限る。）とし、負担割合を建設費と同じく、人口割90％、均等割10％とするものであります。

なお、附則といたしましては、この規約は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上、大泉外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議につきまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号　大泉町外二町環境衛生施設組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第４、議案第32号　千代田町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第32号　千代田町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和２年３月31日及び令和２年４月30日に公布されたことに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容ですが、住民税の改正では、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡夫の見直し、たばこ税では、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しを行います。ほか、延滞金及び還付加算金の割合等の特例、長期譲渡所得に係る低未利用土地の課税の特例、法人税の収益事業の範囲の追加、連結納税の廃止も行っております。

また、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例を新たに新設いたします。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　髙田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（髙田充之君）　それでは、議案第32号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和２年３月31日及び令和２年４月30日に公布されたことに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容ですが、先ほど町長の提案理由の説明にもございましたが、個人町民税の非課税範囲の改正、たばこ税の課税標準の改正、延滞金及び還付加算金の割合等の特例の改正、長期譲渡所得に係る低未利用土地の課税の特例の改正、法人税の収益事業の範囲の追加、連結納税の廃止、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例の改正でございます。

お手元に議案第32号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させさせていただきましたので、この新旧対照表によりご説明を申し上げます。アンダーラインの箇所が修正部分で、表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の１ページでございます。まず、第１条関係でございますが、千代田町税条例の一部改正でございます。最初に、第24条では、個人の町民税の非課税の範囲について定めておりますが、第２号中の寡夫を削除し、ひとり親を追加するものでございます。この改正では、全てのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無、男性、女性の不公平を解消するものでございます。

また、第34条の２及び２ページの第36条の２では、項ずれ及び字句の改正も行っております。

２ページをお願いいたします。第94条では、たばこ税の課税標準について定めておりますが、計量葉巻たばこの課税の見直しを行います。

３ページをお願いいたします。この改正では、たばこ１本当たりの重量が１グラム未満の葉巻たばこが計量葉巻たばことして税の優遇を受けておりましたが、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算し、重量による課税から本数による課税に変更し、最低税率を引き上げるものでございます。

４ページをお願いいたします。ここからは附則の改正になります。第３条の２、延滞金の割合等の特例の改正でございますが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、規定の整備を行うもので、市中金利の実勢を踏まえて見直しを行い、割合の引下げが行われるものでございます。

５ページをお願いいたします。第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の改正でございますが、休眠状態となってしまった空き地や空き家等、いわゆる低未利用土地の利活用及び将来的な増加の抑制を図るため、低未利用土地を譲渡する際、譲渡益から100万円の控除が受けられる規定を新たに追加するものでございます。

６ページをお願いいたします。第17条の２では、項ずれの改正を行っております。

７ページをお願いいたします。ここからは第２条関係でございます。第19条では、項ずれ及び字句の改正を行っております。

８ページをお願いいたします。第20条につきましては、後ほどご説明をいたします。

第23条では、町民税の納税義務者等について定めておりますが、地方税法において、今回の改正で収益事業の定義の中でマンション敷地分割組合が追加となりました。千代田町におきましては、該当はありませんが、所要の改正を行うものでございます。

第31条では、項ずれ及び字句の改正を行っております。

11ページをお願いいたします。第48条、法人の町民税の申告納付では、連結納税制度について、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行い、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、各法人が個別に法人税等の計算及び申告を行うグループ通算制度に移行する改正が行われるものでございまして、14ページの第９項を削除するとともに、項ずれ及び字句の改正を行っております。

17ページをお願いいたします。第50条では、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について定めておりますが、法人税において、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整理を行うものでございます。また、項ずれ及び字句の改正も行っております。

19ページをお願いいたします。第52条では、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について定めておりますが、先ほどの第50条と同様に、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴い、第４項から第６項を削除するものでございます。

８ページにお戻りいただきまして、第20条では、先ほど第52条の第４項から第６項を削除しましたので、該当箇所を削除するものでございます。

20ページをお願いいたします。第94条、たばこ税の課税標準では、先ほど２ページにおいて0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算する改正を行いましたが、更に令和３年10月より、１グラム未満の葉巻たばこを１本の紙巻きたばこに換算する改正が段階的に行われることから、改正を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。ここからは附則の改正になります。第３条の２、延滞金の割合等の

特例では、先ほど19ページの第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金において、第４項を削除したことにより、該当箇所を削除するものでございます。

22ページをお願いいたします。ここからは第３条関係でございます。第10条では、項ずれの改正を行っております。

第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例では、同感染症の影響により中止等をされたイベントのうち、条例等で指定するものについて、その主催者に対する払戻し請求権を放棄した者が放棄した支払い金額を寄附として取扱い、個人住民税の寄附金控除の対象とみなす特例が創設されたものでございます。

第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例では、個人が住宅ローン等を利用してマイホームを新築等した場合、その住宅ローン等の年末残高を基に計算した金額が住宅借入金等特別税額控除として控除されます。

新築または取得の日から６カ月以内に居住の用に供し、適用を受ける年の12月31日まで引き続いて住んでいることが適用要件の中にありますが、同感染症の影響により、令和２年末までに入居できなかった場合でも、控除の対象とみなす特例が創設されたものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号　千代田町税条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第５、議案第33号　千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第33号　千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、本条例においても改正の必要が生じましたので、所要の措置を講ずるものであります。

主な内容ですが、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しを交付する制度が明記されたことに伴い、これらの交付に係る手数料の規定の追加及び個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに係る再交付手数料については削除する必要があるため、改正を行うものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　それでは、私のほうから詳細説明を申し上げます。

お手元に議案第33号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、これに基づきましてご説明申し上げます。

まず、今回の一部改正は、大きく分けまして２つの目的から改正させていただくものでございます。まず、１つ目ですが、住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の除票及び戸籍の附票の除票に関する規定が新たに設けられたことに伴い、当該規定に基づく交付手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。

続いて、２つ目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことから、再交付手数料に関する規定を削除するため、条例の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきまして、表の右側が現行で左側が改正案となります。左側の改正案を御覧いただきたいと思います。

まず、第２条第１項第16号では、先ほど申し上げました改正目的の１つ目になります住民票の除票及び戸籍の附票の除票に関してですが、改正前の住民基本台帳法には、消除をした住民票及び消除した戸籍の附票、いわゆる除票に係る交付についての定めがなく、これまで交付については住民基本台

帳事務処理要領の消除した住民票の写し等の交付は、住民票に準じて取り扱うとの考え方に基づき取り扱ってきたところです。今般、同法に住民票の除票及び戸籍の附票の写しの交付等に関する条文がそれぞれ設けられましたことから、住民票の除票及び戸籍の附票の除票に関する証明手数料を加えるものとなってございます。

次に、同条同項第21号中、家族、親族を本籍、住所に改め、事務処理の文言補正を行います。

続きまして、改正目的の２つ目になります通知カードを紛失した等により再交付するときの手数料については、各自治体が条例で定めており、本町では再交付手数料として、１件につき500円と定めています。個人番号を通知するための通知カードが廃止されたことに伴い、右側の現行の条文にあります、第24号、個人番号の通知カードの再交付手数料１件につき500円の記載を削除するものであります。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号　千代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第６、議案第34号　千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第34号　千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とすることなどを定めることと併せて、主任介護支援専門員の管理者を令和３年３月31日までに置けばよいとする経過措置期間を規定しております当該条例を改正するものであります。

先般、国において、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、上位法に当たる省令に規定する経過措置期間を令和９年３月31日まで延長するなどの改正があり、それに準じた条例の所要の改正を行い、事業所の存続と利用者保護に資するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須永洋子君）　それでは、私のほうから議案第34号につきまして、詳細説明を申し上げます。

介護保険サービスにおける居宅介護支援事業所は、本条例第６条において、常勤の管理者を置くこと、その管理者は主任介護支援専門員でなければならないことなどと定めております。あわせて、附則において経過措置の規定を設け、平成33年３月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができるとしております。

主任介護支援専門員の資格を取得するためには、介護支援専門員としての従事期間が５年以上あることなどの要件に該当した上で、研修を修了しなくてはならないこととなっており、取得の困難さから経過措置を設けておるわけでございますが、経過措置期間が迫る中、当該条例の上位法に当たる省令が事業所の人材確保に関する現状を考慮し、経過措置期間を令和９年３月31日まで延長すること及び管理者の死亡や急な退職等の不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とすることができない場合に猶予することを趣旨として改正、公布されました。

町内指定居宅介護支援事業所におきましても、経過措置の延長が図られない場合、管理者要件が不足し、指定要件から外れる事業所があることが見込まれ、当該事業所の利用者への不利益にもつながることとなりますことから、改正省令に準じた所要の改正を行い、介護保険サービス提供事業所の継続、ひいては利用者保護に資するものであります。

具体的な改正点につきましては、資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第６条中に不測の事態の猶予の規定を追加し、附則第２項の経過措置を令和９年３月31日として６年延長するものでございます。

また、附則第３項では、令和３年３月31日までに指定を受けている事業所に限り、令和９年３月31日

まで介護支援専門員を管理者とすることができると新たに規定を設けるものとなっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号　千代田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第７、議案第35号　千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第35号　千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和２年５月15日から信用保証制度の対象業種が拡大されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については産業観光課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君）　それでは、議案第35号につきまして詳細説明

を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国におきまして信用保証の対象となる業種の見直しが行われ、これまで対象外とされておりました業種について、令和２年５月15日から信用保証制度の対象となりました。群馬県と協調して実施している本融資制度において、対象となる業種について県が国と同様の改正を行ったことから、本町小口資金においても所要の改正を行うものでございます。

お手元に議案第35号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、新旧対照表によりご説明を申し上げます。右側が現行、左側が改正案、アンダーラインの箇所が改正部分となっております。

今回、本条例第２条第１項第１号におきまして、除外されておりました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第２条第１項に規定する風俗営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託業が新たに信用保証制度の対象業種となったことに伴い、本条例における制度融資の対象となるよう改正をするものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号　千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第８、議案第36号　千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第36号　千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和２年５月15日から信用保証制度の対象業種が拡大されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については産業観光課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　坂部産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君）　それでは、議案第36号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国におきまして信用保証の対象となる業種の見直しが行われ、これまで対象外とされておりました業種について、令和２年５月15日から信用保証制度の対象となりました。

お手元に議案第36号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきました。新旧対照表によりご説明を申し上げます。右側が現行、左側が改正案となります。アンダーラインの箇所が改正部分となっております。

今回、本条例、第２条第２項第１号におきまして、除外されておりました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第２条第１項に規定する風俗営業が新たに信用保証制度の対象業種となったことに伴い、本条例における制度融資の対象となるよう改正をするものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号　千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○認定第１号～認定第５号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（柿沼英己君）　お諮りいたします。

日程第９、認定第１号から日程第13、認定第５号までを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第９、認定第１号　令和元年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、日程第10、認定第２号　令和元年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第11、認定第３号　令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、日程第12、認定第４号　令和元年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、日程第13、認定第５号　令和元年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、以上５件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　認定第１号　令和元年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第２号　令和元年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第３号　令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第４号　令和元年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第５号　令和元年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

私からは、令和元年度決算を総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

さて、昨年５月に令和の時代が幕を開け、我が国の経済は祝賀ムードの中、企業収益や雇用環境の改善が続き、個人消費の持ち直しの動きも見られ、景気は穏やかながらも回復基調で推移し、10月の消費税増税の影響も限定的でありましたが、今年に入ってからは、新型コロナウイルス感染症が全世

界に広がりを見せ、東京オリンピック・パラリンピックが延期になるなど、感染拡大の影響が世界経済に大きな影を落としております。

このような社会経済情勢の中、本町においては町民皆様の安全安心な生活と福祉及び教育環境の向上を図るべく予算の執行に努め、各会計において決算を迎えることができました。

それでは最初に、令和元年度千代田町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算額は、歳入総額50億1,435万5,320円、歳出総額46億8,171万8,563円となり、差引額は３億3,263万6,757円となりました。これから翌年度への繰越額１億1,706万円を差し引いた実質収支額は２億1,557万6,757円となりました。今後、新型コロナウイルス感染症の影響は計り知れないものと感じておりますが、令和元年度について一応の成果と結果をご報告できますことは、議会をはじめとする関係各位のご協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

それでは、決算の概要を申し上げます。まず歳入でありますが、自主財源の根幹をなす町税におきましては、個人について、雇用、所得環境の改善がついたこと、法人では、サービス業等の非製造業の業績が堅調であったことにより、町民税は個人、法人共に増額となっております。

また、固定資産税については、土地は若干の地価下落傾向が続いておりますが、家屋が新築分の増、償却資産が企業の投資により増となり、固定資産税の総額は増額となりました。これらの要因により、町税全体についても、前年度比4,606万円の増額となっております。

依存財源の中心となる地方交付税につきましては、基準財政需要額、基準財政収入額が横ばいで推移する中、普通交付税の臨時財政対策債振替額が減少となったことから、相対的に前年度比2,477万9,000円の増となりました。財源内訳になりますが、自主財源比率が64.6％であり、前年度と同数値となっております。

次に、歳出の概要を申し上げます。まず、予算現額に対する執行率は92.4％であります。令和元年度では、継続事業となる地方創生関係事業の移住定住促進事業や人の交流促進事業などを積極的に実施したほか、平成30年度からの繰越事業でありました東西保育園施設補修事業、都市計画道路整備事業にも取り組んできたところであります。

主な事業といたしましては、引き続き都市計画道路の整備を実施するとともに、道路延伸に伴う用地取得のための補償交渉を開始いたしました。また、延伸上に位置する保健センターの移設・複合化についても設計に着手いたしました。

また、舞木土地区画整理地内に公園を新たに整備し、住環境の向上を図りました。

教育・保育環境の充実では、サマーキャンプ事業を新規に実施し、子供たちが様々な体験を通じ、英語に触れる学びの機会を創出いたしました。

加えて、令和元年10月より実施されたこども園の保育料無償化と併せ、国の基準を上回る町独自での給食費の軽減を設定したほか、こども園、小中学校をはじめ温水プールや町民プラザなどの施設改修工事を実施し、ソフト・ハードの両面から充実を図りました。

そのほか、衛生環境の向上、農業振興対策、高齢社会対策や健康づくりの推進など、行政全般にわたり事業に取り組みました。

主な財政指数である財政力指数については、前年度と同じ値であり、また経常収支比率については95.3％と、前年度より1.5ポイント改善しておりますが、依然として高い水準にあります。財政健全化判断比率については、全ての比率が早期健全化基準を下回っており、比率は算定されておりません。

今後も第五次総合計画で定めた町の将来像に向けたまちづくりを実現するため、行財政改革を着実に推進し、将来の安定した財源確保と健全財政運営に引き続き努めてまいります。

次に、令和元年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える最も基本となる医療保険の基盤としての役割を担っており、無職の方や退職者など被用者保険の対象とならない原則75歳未満の方を加入対象としていることから、被用者保険の加入者に比べ、加入者の平均年齢が高いため、医療費負担が大きく、また平均所得が低いといった特徴があります。

本町の国民健康保険事業については、医療費抑制を念頭に事業運営にあたっておりますが、加入者の高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、１人当たりの医療費は依然増加傾向にあるため、安定的な財政運営や効率的な事業の取組みに努めているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額13億1,089万7,774円、歳出総額12億6,589万2,948円となり、差引額及び実質収支額共に同額の4,500万4,826円となりました。歳出は、予算現額に対し96.1％の執行率でありました。

保険制度改革により、平成30年度から国民健康保険は県と町の共同運営になりましたが、引き続き住民の皆様が安心して医療が受けられる国民皆保険制度を堅持していくため、相互扶助制度の趣旨や公平な税負担の啓発を推進してまいります。

次に、令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度より運用が始まり、県に設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携して事業運営を行っております。町では、保険料の徴収、各種申請の受付、被保険者証の引渡しなど、高齢者の方の安定した医療が守られるよう被保険者と広域連合との橋渡し的な役割を担っております。

このような状況の中、決算額は歳入総額１億2,829万2,211円、歳出総額１億2,537万9,633円となり、差引額及び実質収支額共に同額の291万2,578円となりました。歳出は、予算現額に対し96.8％の執行率でありました。

今後とも、更に制度の理解を深めていただくため周知を図るとともに、関係機関と協力しながら医療費の適正化や健康意識の高揚に努めてまいります。

次に、令和元年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、40歳以上の全ての人が被保険者

となり運営しております。介護保険制度が社会保障制度として定着する一方で、介護サービスや地域支援事業の利用者数の増加に伴い、事業費も増加する傾向にあります。今後、更なる高齢化の進行が見込まれることから、サービス提供体制の確保と保険料負担のバランスを考慮しながら、安定的に事業を運営する必要があります。

このような状況の中、決算額は歳入総額10億1,823万9,298円、歳出総額９億6,041万4,645円となり、差引額及び実質収支額共に同額の5,782万4,653円となっております。歳出は、予算現額に対し96.2％の執行率でありました。

令和元年度末における要介護・要支援認定者は466人で、前年度に比べ５人増となっております。また、介護サービス利用者数は年間で延べ4,592人となり、前年度に比べ30人減少しております。

令和元年度は、第７期介護保険事業計画の２年目にあたり、被保険者の増加もあり、保険料収入が増加し、また歳出面においては、保険給付費が増加しましたが、収支のバランスは適正範囲であり、今後も介護給付費の適正化や介護予防事業などの取組みにより、事業費の抑制に努め、引き続き介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。

最後に、令和元年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

下水道事業は、公共水域の水質汚濁の防止を図る上から、欠かすことのできない施設として、平成12年７月に供用を開始し、順次、管網の整備を推進し、事業認可区域の早期完了に向け、供用区域の拡大を図っているところであります。

このような状況の中、決算額は歳入総額２億2,361万4,805円、歳出総額２億1,883万3,815円となり、差引額及び実質収支額共に同額の1,178万990円となりました。歳出は、予算現額に対し91％の執行率でありました。令和元年度の事業では、管渠築造工事を推進工法で166.1メーター、開削工法で100メーターを実施いたしました。

今後も下水道への接続の促進を図り、快適な生活基盤整備の早期実現を目指すとともに、引き続き計画的かつ効率的に事業の推進に努めてまいります。

以上、一般会計及び特別会計の決算内容について総括的に申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　続いて、白石監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

白石監査委員。

［監査委員（白石正躬君）登壇］

○監査委員（白石正躬君）　それでは、令和元年度歳入歳出決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第２項及び同法第241条第５項の規定により、審査に付された令和元年度千代田町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、去る８月４日、６日及び12日に審査を実施いたしました。詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとお

りでございます。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算関係諸帳簿、証書類は整備されており、計数的にも正確でありました。基金の運用も含め、総体的にほぼ健全な行財政運営がなされており、予算も効率よく執行され、行政目的が達成されたものと認めるものであります。

主な財政指標については、町の財政力を示す財政力指数が0.803で、前年度と同数値であり、町全体の公債費返済の負担の重さを示す実質公債費比率が6.0％で、前年度より0.5ポイントの改善がなされております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率については95.3％で、前年度より1.5ポイント改善しておりますが、依然として高い水準にあるため、引き続き改善策を講じていく必要があります。

歳入については、自主財源の根幹である町税の収入未済額が前年度より1,300万円以上減少しており、未納対策への取組みの結果が数値として現れたものと評価いたします。今後は新型コロナウイルスの影響により税収の大幅な減少が想定されますが、厳しい状況にあってこそ、住民負担の公平性を確保する必要があり、引き続き滞納額全般の圧縮に向けた取組みを望みます。

なお、一部の使用料の督促状について様式の見直しが必要と思われますので、委託先との調整を行うとともに、町独自様式での発行も視野に、具体的対応を検討するよう望みます。

歳出については、各種団体へ支出した補助金の累積繰越金が多額の場合には、適正な補助額となるよう金額の見直しを行うことに加え、実績報告書の提出が必ずなされるよう町当局の団体への指導を望みます。

令和元年度では、基金残高は増加、公債費残高は減少となっておりますが、一方で、単年度収支は約4,000万円の赤字で、財政調整基金を加味した実質単年度収支は約１億円の赤字となっております。予算の編成にあたっては、時代に即した事務事業のスクラップアンドビルドを行うとともに、新たな財源を積極的に確保し、適正な規模での財政運営が行われるよう望みます。

結びに、各種事業の展開にあたり、総合計画及び総合戦略を柱とした計画的な実施に努めるとともに、行財政の合理化、効率化を図りつつ、住民福祉の増進と魅力あるまちづくりのため、より一層努力されることを期待して審査意見といたします。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　次に、上程されております決算認定５件につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、令和元年度決算審査特別委員会ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、名称は令和元年度決算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には７番、大谷議員、副委員長には５番、酒巻議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている認定５件は、一括して特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の３日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の３日間で実施していただくことに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（柿沼英己君）　これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから17日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、17日まで休会といたします。

なお、あした10日木曜日は総務産業常任委員会、11日金曜日は文教民生常任委員会、14日月曜日は令和元年度決算審査特別委員会をそれぞれ全員協議会室において午前９時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（柿沼英己君）　本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散　会　　（午前１０時３３分）

令和２年第３回千代田町議会定例会

議事日程（第３号）

令和２年９月１８日（金）午前９時開議

日程第　１　認定第　１号　令和元年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定
　　認定第　２号　令和元年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
　　認定第　３号　令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
　　認定第　４号　令和元年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
　　認定第　５号　令和元年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第　２　議案第３７号　令和２年度千代田町一般会計補正予算（第４号）
日程第　３　議案第３８号　令和２年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　４　議案第３９号　令和２年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　５　議案第４０号　令和２年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第　６　議員派遣の件
日程第　７　閉会中の継続調査の申し出

（その２）
日程第　８　発議第３号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件
　議事日程のとおり

○出席議員（１２名）

１番	金	子	浩	二	君	２番	橋	本	博	之	君
３番	原	口		剛	君	４番	大	澤	成	樹	君
５番	酒	巻	広	明	君	６番	橋	本	和	之	君
７番	大	谷	純	一	君	８番	森		雅	哉	君
９番	川	田	延	明	君	１０番	髙	橋	祐	二	君
１１番	小	林	正	明	君	１２番	柿	沼	英	己	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	石橋俊昭君
教育長	岡田哲君
総務課長	柿沼孝明君
企画財政課長	宗川正樹君
会計管理者 兼税務会計課長	髙田充之君
住民福祉課長	須永洋子君
健康子ども課長	茂木久史君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	坂部三男君
建設環境課長	栗原弘明君
都市整備課長	荻野俊行君
教育委員会 事務局長	久保田新一君
監査委員	白石正躬君
農業委員会長	蛭間泰四郎君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
書記	小林真緒
書記	大川智之

開　議　　（午前　９時００分）

○開議の宣告

○議長（柿沼英己君）　おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和２年第３回千代田町議会定例会３日目の会議を開きます。

○認定第１号～認定第５号の委員長報告、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　これより日程に従い、議事を進めます。

日程第１に上げられております認定第１号から認定第５号までの案件については、本定例会２日目の９月９日に決算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括報告していただきます。

特別委員長、大谷議員。

［決算審査特別委員長（大谷純一君）登壇］

○決算審査特別委員長（大谷純一君）　委員長報告を申し上げます。

決算審査報告。令和２年第３回千代田町議会定例会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、１、事件名。認定第１号　令和元年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定、認定第２号　令和元年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第３号　令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第４号　令和元年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第５号　令和元年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定。

２、審査経過。付託年月日、令和２年９月９日。審査年月日、令和２年９月14日、15日。

３、審査結果。認定第１号から認定第５号について、全員賛成により原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柿沼英己君）　ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は、12名全員による特別委員会で審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより１件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

それでは、１件ずつ進めてまいります。

初めに、認定第１号　令和元年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第１号　令和元年度千代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、認定第１号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第２号　令和元年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第２号　令和元年度千代田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、認定第２号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第３号　令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第３号　令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、認定第３号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第４号　令和元年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第４号　令和元年度千代田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、認定第４号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第５号　令和元年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第５号　令和元年度千代田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定であります。委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、認定第５号は委員長報告どおり認定することに決定いたしました。

○議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第２、議案第37号　令和２年度千代田町一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　皆さん、おはようございます。議案第37号　令和２年度千代田町一般会計補正予算（第４号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億9,461万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,725万3,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方交付税の追加や国庫補助金においては、新型コ

ロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の二次分と、小中学生に１人１台端末と校内通信ネットワーク等を整備する国のＧＩＧＡスクール構想分をそれぞれ追加いたします。

町債では、臨時財政対策債を追加し、公共事業等債については減額いたします。

次に、歳出、議会費において、中止となった研修視察事業費について、申出をいただきましたとおり減額させていただき、新型コロナウイルス感染症対策事業費に充当させていただきたいと思います。

総務費では、前年度剰余金の確定に伴い、財政調整基金へ積立てを行うとともに、感染症対応地方創生事業費には新型コロナ感染症対策に関わる新規事業等を追加いたします。

衛生費には、保健センター複合化事業に関わる駐車場拡張工事を追加いたします。

商工費では、経済連携協定を結んでいる明和町の株式会社邑楽館林まちづくり会社への出資金を追加いたします。

教育費においては、ＧＩＧＡスクール関連事業費を追加いたします。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　それでは、議案第37号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の１ページをお願いいたします。第１条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおりでございます。

第２条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の補正は、第２表の債務負担行為補正で定めておりまして、５ページをお願いいたします。債務負担行為は、地方自治法に基づき、次年度以降にわたる債務について、事業名、期間、限度額について設定するもので、本年５月25日に専決処分させていただきました一般会計補正予算（第２号）により予算計上しました新型コロナウイルス感染症に関する町独自策の中の緊急経済対策小口資金保証料補助金及び利子補給金交付事業について、小口資金の借入れがあった場合、利子補給を行う必要がございますので、今回緊急経済対策小口資金利子補給として借入れから３年間、1.8％以内の利子補給を行うための債務負担行為を設定させていただくものでございます。

ページが戻りまして、１ページの第３条の地方債補正でございますが、こちらにつきましては、すみませんが、ちょっと飛びまして、６ページをご覧いただきたいと思います。６ページ、７ページの第３表、地方債補正でございます。左側、起債の目的欄にあります臨時財政対策債について、借入上限額が確定しましたことから、７ページにございます補正後の限度額に変更をさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして事項別明細書によりご説明を申し上げます。11ページ、12ページをお願いいたします。なお、説明につきましては、右側説明欄を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。10款１項１目地方交付税でございますが、普通交付税の額が５億783万1,000円と確定いたしましたので、当初予算において４億円が計上されておりますので、差額について追加をいたしました。また、今年度の普通交付税の額は、昨年度と比べまして4,133万8,000円、8.9％の増となりました。これは、国の幼児教育・保育の無償化に係る交付分として、令和元年度では９款地方特例交付金の２項子ども・子育て臨時交付金により交付をされておりましたが、今年度から普通交付税に参入されたことが増額の主な要因となったものでございます。

次に、14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金の３節には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次分として１億1,971万9,000円を追加いたします。

次に、２目民生費国庫補助金の７節に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を310万円追加いたします。これは、こども園や児童館、学童クラブなどの児童施設に係る新型コロナウイルス感染症防止対策のための補助金となります。

次の５目教育費国庫補助金、２節学校保健特別対策事業費補助金では、小中学校の学校再開等に伴う感染症対策、学習保障等支援に係る補助金となります。また、その下の６節、７節では、公立学校情報機器及び通信ネットワーク環境施設整備費補助金として国のＧＩＧＡスクール分を追加いたします。

次のページをお願いいたします。15款県支出金、２項県補助金、６目教育費県補助金では、３節で学習支援ソフトウエア購入費補助金を追加いたします。こちらにつきましても、ＧＩＧＡスクール関連となります。

次に、18款繰入金、１項特別会計繰入金、３目介護保険特別会計繰入金及び４目下水道事業特別会計繰入金では、決算により両会計の剰余金額が確定しましたことから、合計で3,141万3,000円を追加いたします。

19款１項１目繰越金でも、一般会計の前年度の剰余金が確定したことから、8,557万6,000円を追加するものでございます。

ページをめくっていただきまして、15、16ページをお願いいたします。20款諸収入、４項雑入、３目雑入では、過年度分のスポーツ振興くじ助成金を追加いたします。これは、日本スポーツ振興センターにおいて新型コロナウイルス感染防止対策のため事務処理が大幅に遅れたため、令和元年度分の東部運動公園屋外トイレ工事、それからちよだ利根川おもてなしマラソン分の助成金を追加したものでございます。

21款１項町債、１目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の代替としての記載でございますが、発行可能額が確定いたしましたので、2,230万5,000円を追加いたします。

４目土木費では、公共事業等債を2,590万円減額いたします。これは、都市計画道路の延伸部分の国庫補助内示額により差額を減額するものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。な

お、歳出につきましても右側説明欄を基にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、１款議会費でございますが、中止となった研修視察事業費について減額をさせていただき、新型コロナウイルス感染症対策事業費に充当をさせていただきます。

次に、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費と、次のページをお願いいたします。３目会計管理費の職員人件費でございますが、人事異動による調整となります。

その下の４目財産管理費の基金積立金では、財政調整基金積立金について、前年度剰余金の２分の１を超える額を積み立てすることになっておりますので、１億4,000万円を追加いたします。

次の５目企画費では、情報システム事業として社会保障・税番号制度システム、こちらマイナンバーの事業として国の中間サーバーと町のシステムをつなぐための設定料を追加いたします。

その下の13款感染症対応地方創生事業費でございますが、21、22ページ、23、24ページにわたりまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の第二弾として14項目の事業中、教育委員会関係の２事業を除く12項目を追加するとともに、第一弾の事業におきまして、現在の申請件数等を勘案し、３事業について減額をいたします。12項目のうちまず第一弾からの継続事業となります、お戻りいただいて20ページの下段のほうをご覧いただきますと、飲食店利用促進スタンプラリー事業や、めくっていただきまして、22ページの上から白丸の２つ目の自動水栓化や網戸の設置など、施設改修を行う感染症対策施設改修事業、その下の都市部の過密を避け、本町へ移住してもらうための感染対策移住者住宅取得支援事業、次に子供の出産を祝うとともに、新型コロナウイルス感染防止のための物資や育児用品を詰め合わせた出産祝い品を支給する出産祝い事業、２つ下の感染症の影響により修学旅行の中止または延期によりキャンセル料が発生した場合の財政支援といたしまして、修学旅行キャンセル料支援事業、その下でございますが、災害時に避難所に避難した際、感染症の影響による感染拡大を防止するための物資を購入する防災活動支援事業、また３つ下になりますが、国の特別定額給付金の給付対象とならなかった令和２年４月28日から令和３年３月31日までに生まれた新生児の世帯に３万円を支給する新生児特別定額給付金事業、最後に、本町出身で町外在住の学生を支援する、ふるさとを遠くで見守る学生応援事業などの事業を追加いたします。

23、24ページをお願いいたします。２項徴税費、２目賦課徴収費の賦課徴収費には、町税の還付金について不足が見込まれることから、町税過誤納金還付金及び還付加算金を450万円追加いたします。

下段の３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費の施設等業務委託事業では、複合化工事により９月から総合福祉センターが休館となったことから、委託料を811万3,000円減額をするものでございます。

その下の社会福祉協議会補助事業では、複合化工事に伴い、社会福祉協議会の事務所を移転しておりますことから、引っ越し費用を追加いたします。

ページをめくっていただきまして、25、26をお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費、１項児童福祉総務費の一般経費に令和元年度子ども・子育て支援交付金の償還金を追加いたします。こ

れは、事業完了により交付金の返還が生じたものであります。

その下の児童館管理運営事業では、旧東幼稚園を改修して児童館を移転することから、児童館部分の管理運営に対する委託料となります。

次の学童保育所管理運営事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る消耗品費では、マスク、消毒液等を購入する費用を追加いたします。

最下段の４目児童福祉施設費では、次のページにかけまして、東西こども園の感染防止対策として消毒液や非接触型の体温計、備品購入のための費用等を追加いたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、一番下の５目保健衛生施設費の保健衛生施設事業に、保健センター複合化に係る工事監督員検査業務補助業務の委託料及び駐車場拡張事業費として7,688万9,000円を追加いたします。

次の29、30ページをお願いいたします。中段の４款衛生費、２項衛生費、１目塵芥処理費では、ごみ減量化推進事業として食品残渣、不燃ごみの処理委託料を追加するとともに、ごみ排出適正指導事業として令和３年度からごみの出し方が変わることから、ごみの出し方の冊子を製作をいたします。

31、32ページをお願いいたします。７款商工費、１項商工費、１目商工総務費では、一般経費に業務委託料として、新型コロナウイルス感染症の早期終息を願って、年末に打ち上げ花火を行うための費用を追加いたします。また、明和町に拠点を置く官民出資の株式会社邑楽館林まちづくりへの出資金100万円を追加いたします。これは、明和町と本町で経済創生連携協定を結んでおり、またこのまちづくり会社は、川俣駅周辺の整備事業を手がけるなど、本町の移住、定住施策等にも貢献していただけることが期待できるため、出資を行いたいと思います。

２目商工振興費では、プレミアム付商品券事業について事業完了に伴い補助金の精算分の返還が必要となったため、国庫支出金等精算返還金を追加いたします。

33、34ページをお願いいたします。８款土木費、２項土木橋梁費、３目道路新設改良費では、都市計画道路延伸部分の地方債が減額になったことから、一般財源等の財源振替を行います。

下段の10款教育費、１項教育総務費、５目教育総務費の学校ＩＣＴ環境整備事業には、次のページにかけまして国のＧＩＧＡスクール分の費用を追加いたします。この事業も新型コロナ対策事業という位置づけとなります。

10款教育費、２項小学校費、１目学校管理費の学校保健特別対策事業では、東西小学校において消耗品費では消毒液、感染症対策用品や体温計など、管理用備品購入費では学習指導員増員による事務机や椅子、３密対策として給食配膳台などを購入いたします。

２目教育振興費、学校保健特別対策事業では、３密対策として空き教室にテレビなどの備品を増設し、分散授業を行える環境をつくります。

37、38ページをお願いいたします。10款教育費、３項中学校費、１目学校管理費では、学校保健特別対策事業として、消耗品費では消毒用品や感染症対策用品の購入、管理用備品購入費では換気対策

としてビッグファンや非接触型体温計を購入、２目教育振興費では分散授業のためのテレビなどの備品を購入いたします。これら小中学校の授業も新型コロナ対策事業という位置づけとなります。

39、40ページをお願いいたします。10款教育費、４項社会教育費、４目図書館費では、図書館施設管理事業として雨漏り修繕工事費を追加いたします。

最下段の10款教育費、５項保健体育費、３目総合体育館温水プール費では、施設管理事業として温水プール屋上防水補修工事費を追加いたします。

続きまして、41、42ページをお願いいたします。12款１項公債費でございますが、１目元金及び２目利子ともに令和元年度に借り入れた起債について、当初予算では見込みで計上しておりましたが、償還額が確定したことから、説明欄に記載の額を減額させていただきます。

最後に、14款１項１目予備費でございますが、743万4,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、次の43、44ページには今回の補正で設定しました緊急経済対策小口資金利子補給に係る債務負担行為に関する調書、次のページには今回の補正によりまして増減を行いました地方債の年度末現在高の見込額につきまして添付してございます。次のページですが、給与費明細書を添付してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

８番、森議員。

［８番（森　雅哉君）登壇］

○８番（森　雅哉君）　おはようございます。まず１つ目、議会費の件で宗川課長に、先ほどのご説明で、議会費の分を新型コロナウイルスのほうに回したというご説明だったのですけれども、私の認識としては、ちょっとこういう状況で行けないのでやめたということで、金額を全部「新型コロナウイルス」といっても、お金どれがどこに使っても分かりませんので、「新型コロナウイルスなど」とかにしておいていただいて、でないと、これ新型コロナウイルスにお金を使ったというと、これは本来は町で予算が足りないということなのです。今、国のほうでかなり手厚くお金をみんなのほうに出していますけれども、町で足りないお金というのはそもそもおかしな話で、新型コロナウイルスの対策は全部国のほうで、今も世界各国でお金どんどん刷ってやっていますけれども、議会費の件は、「新型コロナウイルス」ではなく、「など」とかにしておいていただければと思いますので、一応ちょっと言っておきたいと思います。

それと、ＧＩＧＡスクール構想なのですけれども、基本的に私はこれは反対というか、今やるべきではないとは思っているのですけれども、今回あまりよくないなと思うのは政府に対してで、千代田町としては、やっぱり近隣の情勢もありますので、そういう意味ではやったほうがいいと思いますし、

１人１台パソコンというのは大賛成なのです。あと、こういう中で景気をよくするためにも、ＧＤＰを上げるためにもこういうのはいいと思うのですけれども、少し岡田教育長に質問と、あとちょっと私考えていることを少し話させてもらおうと思います。

まず、１人１台必要、１人１台のパソコンはいいのですけれども、今現在それが本当に必要なのかと。例えば１人１台購入する必要があるのかということなのです。全クラス全員が同時にパソコンやるのだったら１人１台必要なのですけれども、例えば１組は体育をやっている、その間に２組はパソコン、２組が体育をやっている間にというのであれば半分の台数で済むのです。緊急性といえば、今失業している方なんかのほうがパソコンが必要なのではないかと。予算があるのだったらそっちに回してもいいのではないかと思うところもあります。１人１台のパソコンというのは、非常に教育としては理想なのですけれども、実際理想というだけで、中身に関してはまだ皆さん、皆さんというか国のほうでも決まっていない部分だと思うのです。例えば政府とかいろいろ見るのですけれども、何か変だなと思うのは、例えばパソコンを教える教員を育てなければいけないとか、パソコンを教える人が必要と言っていること自体がおかしいと思うのは、パソコンを渡して、電源はここへ入れるという紙だけ渡しておけば、あとは子供たちが電源入れて全部パソコンが教えてくれるはずなので、パソコンを指導する必要というのは、そもそも必要ないのではないかと思うのです。その行き先というのは、英語でも何でもコンピューターが全部教えてくれるのであれば、５年後、先生もいなくなるのではないかと。５年後、先生が半分ぐらいになっている可能性もあるという認識をしながら進めているのかなということもありますし、１人１台であれば、恐らくサーバーというのがあって、１人１台のところは単なる端末になるはずなのです。ですから、誰のパソコンであっても、自分のＩＤとパスワードを使えば個人のパソコンとして使えるようになるわけで、使い方も、車の運転も今オートマですごく簡単になっているように、昔のパソコンから比べると今すごく簡単で、パソコンの使い方自体は覚える必要はないと思っているのです。キーボードも音声認識になっていますし、そういう意味で、１人１台で何やるかというと、この間少し聞いたのですけれども、発表すると。発表するといっても文書が得意な人は文書で発表すればいいのですけれども、やっぱり絵が好きな子、体を動かすのが好きな子とか、そういう子たちというのの対応はどうなるのかと。パソコンの前に座っているよりも体を動かしているほうがいいという人たちをどうフォローするのかと。これは、高橋町長とか岡田教育長がいつも言っているように、やっぱり人と人との関わり合いとか人への思いやりとか、人と人と接触しながら生きていく、学んでいくというところが、逆に失われていくのではないかと思う懸念もあるのです。その辺はこれからの課題だと思うのですけれども、そういうのができていないまま、このすごい金額を使ってやっていくということも今必要なのかということに関しては、非常に疑問に思っています。

そういうことで、例えばその１人パソコン１台買ったとしても、夜空いているのだったら、それを社会人に使わせてあげるとか……

○議長（柿沼英己君）　森議員に申し上げます。

端的に質問してください。

○８番（森　雅哉君）　分かりました。

いろんな使い方ができると思いますので、まず質問をしたいのは、今、緊急に１人１台買う必要があるのかどうかということを教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

先ほど私の説明の中で、減額させていただきました議会費につきましては、新型コロナウイルス対策事業ということでございますが、そちらに「等」をつけさせていただきたいと思います。訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　答えになるかどうか分からないですけれども、今１人１台のコンピューターが本当に必要なのかどうかというご質問だったと思うのですが、そもそもこのＧＩＧＡスクール構想というのは、もう10年も20年も前から行われている。ところが、一般財源として各市町村に配分された場合に、それぞれの使い道が別々で、なかなかコンピューターのほうに行かなかったという経緯があります。国としては、この際、世界の教育に追いつきたいという気持ちがありまして、コンピューターを一気に入れるのだと。先ほどおっしゃった企業の経済の底上げという点も一つあるのだろうとは思いますけれども、私としても大変いいことで、今やらないと大変なことになるというのが私の認識であります。

それから、１人１台は必要なのかということですけれども、必要です。なぜならば、先ほどおっしゃるとおり、みんなで話し合って使い回したりとか、そうなったら何台かあれば学校中で回していけばいいわけであって、ところが国が考えているのは、やがてこれを使ってデジタル教科書とか、そういうことまで考えに入れた発想の中で進めようとしていますので、そのうち教科書がデジタル化されたりとか、もちろんそういう部分だけではなくて、そういうものも含めて考えているということで必要になってきます。

それからまた、家庭とのコミュニケーションとか、子供たちがそれぞれ家庭に帰ったときに検索したりとか、それから自分自身の勉強を進めるとか、そういうことにも必要になってきますので、そういうことを踏まえて、学校ではきちんとしたことを教えていく必要があるというふうに考えており、国の政策に大賛成であります。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　ただいま森議員が言われた部分なのですけれども、学校教育をずっと振り返ってみますと、我々戦後、昭和20年に敗戦になりました。それから学校教育法が幾つか変わってきたのです。今から二十数年前、群馬県選出の国会議員の方が文部科学大臣のときに、これがゆとり教育というのを行いました。ゆとり教育で、段階を踏んで行ってきたのですけれども、我々のここにいる皆さんの時代は、多分土曜日は半日で、ずっとそれがゆとり教育で、隔週でなくて１か月に２回ですか、あったのです。それが時代とともにゆとり教育世代ということで、今30ちょっと出た方がゆとり教育世代と言われているのですけれども、やはり当時は、ずっと土曜日ですか、土曜日はもうずっと各週休みになってしまったと。そういう教育法の時代の流れとともに、今新たに今回コロナという部分もプラスをしまして、教育法のほうが、また幾らかずつ変わってきている状況かなと思うのです。その中で、自宅でも教育ができるように、このようなシステムを国のほうが推進しているのです。当初の予定ですと、このコロナ前の予定ですけれども、そのときは小学校、段階を踏んで中学校、小学校と、低学年という形で国のほうも進めてきたのですけれども、今回一気にやっていこうというのが国の方針なのです。ただ、そこで懸念されるのは、先ほど述べたように、その方たちが今度社会に出て、人と人の触れ合いとかそういう部分で、社会に出て通用する人材ももちろん大事だと思います。人と人が触れ合わないで、目と目を突き合わせて会話をしないで、そういう子供さんたちがもし社会へ出たときに、そのときに懸念されるのは、やはり社会に出て通用する人材が果たしてどうなのだろうということは、私どもも懸念しているところなのですけれども、そういう部分で、先日も教育長にもお話ししたのですけれども、しっかりと道徳という部分、そういう部分、必ずＩＣＴで教えていただけない。優秀な人材はもちろんできるのですけれども、人と人の触れ合いとか、そういう道徳の部分、この部分もしっかりと学校教育にも取り入れて、千代田町は千代田町独自でやってくれという話もしてあります。ぜひこれは国が進めているＧＩＧＡスクール構想なのです。そんな状況がありますので、ご理解をひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　８番、森議員。

○８番（森　雅哉君）　ありがとうございます。私も１人１台というのは必要だと思いますし、この進め方自体はとてもすばらしいと思うのですが、緊急性のことで、岡田教育長にもう一回確認なのですけれども、今やらないと次回はちょっと予算つきにくいというような感覚で今なのか、それとも今すぐ必要なのかというのは、どちらになるでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　岡田教育長。

［教育長（岡田　哲君）登壇］

○教育長（岡田　哲君）　この前、国の審議官のお話を聞く機会があったのですけれども、その人に言わせると、今まで進めてきたかったのだけれども、なかなか学校はそれに対応できなかったと。それなので、この機会にぜひこれを使って日本中の教育の在り方を進めたいと、そういうふうに言って

いました。私もそういうふうに進めたいと思っております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　８番、森議員。

○８番（森　雅哉君）　ありがとうございます。とても期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　ほかに質疑はありますか。

７番、大谷議員。

［７番（大谷純一君）登壇］

○７番（大谷純一君）　株式会社邑楽館林まちづくりについて質問したいと思います。

設立が平成31年２月１日ということで、既に１年７か月がたっています。会社ですと１年たっていますから初年度の決算が出ているかと思いますが、年間の売上高と経常利益が出ているのか教えていただきたいと思います。

２つ目に、資本金が１億1,500万円ということなのですけれども、通常の企業というのは資本金に対して大体20倍とか100倍程度の売上げがある会社が多いのですけれども、将来的な経営計画というのはどうなっていますでしょうか。

３番目に、社員が４名、役員が５名と載っていますが、社員や役員の給与体系というのはどうなっていますでしょうか。

４番目に、事業内容が多岐にわたっているのですが、実際にはマスクの販売とカレーの販売程度しかやっていないという、明和の議員さんからのご指摘がありました。まだ会社の実態がないというふうに伺っているのですけれども、その点いかがでしょうか。

次に、本町が100万円出資金とありますが、現在１億1,500万円の資本金に対して、定款を変えて100万円の増資とするのか、100万円の積算根拠と法的根拠、つまり本町はこの会社に出資する法的根拠があるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、決算についてですが、こちらにつきましては、こちらでは把握してございません。

まず、将来の件、ちょっと聞き取りづらかったのですが、状況ということでよろしいでしょうか。

［「将来の経営計画です」と言う人あり］

○企画財政課長（宗川正樹君）　経営計画、はい、分かりました。こちらにつきましてですが、将来の経営計画ということで、前回全員協議会でお配りした資料の中に12項目の事業計画がございます。こちら１番で駐車場、医療モール等の商業基盤、施設の整備、企画建設、運営業務等々多岐にわたってございますので、今後こちらの事業についても取り組まれるものと思っております。

それから、続きまして、職員それから役員の給与ということでございます。こちらにつきましては、

まず役員についてですけれども、役員５名いらっしゃいまして、そのうち社長、こちら非常勤の社長になりますが、一定の給料が支払われているということでございます。他の１名については出日当、他の３名は無報酬ということでお聞きしております。それから、職員４名のうち３名が明和町の職員が研修派遣という形で派遣をされております。もう一方は民間からということでございます。基本的に職員については、職員の給料が支払われていると思いますが、他の１名については把握してございません。

それから、事業につきまして、この川俣駅の周辺の整備事業のほかに、カレーとそれからマスクしかしていないというところでございますが、現状私が把握している段階でも、おっしゃるとおりの３事業というふうに思っております。ですが、先ほども申しましたとおり、12項目の事業内容を掲げておりますので、こちらにもだんだん取り掛かっていくのではないかというふうに考えております。

それから、資本金の１億1,500万の根拠ということでございます。こちらにつきましては、確かに１億円を超えると中小企業等の税制の優遇措置が受けられなくなりますので、増税額が、税の負担が増えるというのは、議員おっしゃるとおりだと思います。うちのほうの100万円の根拠ということにつきましては、どういうふうに取り組まれるというところまでは、ちょっと把握してございません。ということでよろしいですか。

私からは以上とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　まず、まちづくり会社への出資の根拠というのが先ほどの質問の中にあったと思うのですけれども、まずこれは地方自治法の第239条に、公有財産のうち第１項第６条、株式、社債、地方債及び国債その他に、これらに準ずる権利というのがうたってあります。その中で、地方自治法の235条の４の第１項に、自治体の資金は、確実かつ有効な方法で運用が認められているというのもうたってあります。といいますのは、何らかの政策目的を持って取得、保有をすると。本町での保有する政策目的は、先ほど宗川課長が述べたように、経済創生連携協定、平成29年７月29日の締結に基づく政策による出資ということが、これが出資の根拠になります。その中で、この経済創生連携の協定書の中に、第１条に人口減少の少子高齢化社会においても一定の圏域人口を保ちながら存続可能な活力ある地域経済を維持することを目的とすると、企業誘致等に関すること、企業誘致基盤の整備、充実に関することというのも締結の中にうたってあります。かみ砕いて、ちょっと長くなって申し訳ないのですけれども、この中で会社法というのが、我々は出資する立場なのです。会社法というのがありまして、この第445条に第１項と第２項は、資本金の２分の１を超えないと、こううたってあるのです。ですから、額は資本金としないことができるということなのです。我々出資する側は出資金なのです。受け取るほうに関しては、これは資本金なのです。ですから、その中で向こうの株式会社まちづくり会社のほうで定款にうたってあれば、それを超えてはならないということがうたっ

てあったりしますと、それを超えてはならないのですけれども、我々が出資する100万円というのは全体の約0.4％だと思うのです。ですので、それは必ずしも出資額と資本金の額は同じでないということは、これは会社法にもうたってあるのです。ですから、受け止めたほうの側の会社のほうは、それを資本金で２分の１を超えてはならない金額を資本金で置いて、更にそれを超えた額は運営費として充ててもよいということが会社法でうたってあります。それは、これから町が100万円の出資を今回補正予算で出資をするということは、発起人全員でそれをどのように使っているかということは、これは発起人で決めることなのです。出資金は、先ほど延べたように、出資金を受け取った会社から見ると資本金になるのです。我々がこれを出資をした側から見ると出資金ということなのです。なぜ出資をするかということなのですけれども、現在町より出資を行っているところは幾つかあります。例えば60万ぐらいだったと思うのですけれども、株式会社ケーブルテレビにも、これも出資を行っております。千代田町がたしか５年前ですか、出資しております。そう考えていきますと、ケーブルテレビになぜ千代田町が出資したかということなのです。その理由は、出資をすることによって町民の多くの皆さんにそれは情報を与える機会、更には時代等の変化とともに、もちろん防災にも役立つ、このようなことを情報提供、幾つも提供のチャンネルは持っていたほうがいいと思うのです。その中で、町民にはメリットも大だと、このように考えております。言葉はまた違うのですけれども、出資と我々行政のほうが、例えば補助金という名の下に補助を商工会にも出しております。これは、我々からすれば補助金、向こう受け取る側も補助金なのです。ですけれども、考え方によると出資なのです。お金を出すわけですから出資なのです。商工会になぜ我々が補助金、出資金出しているのだろうと考えますと、商工会に出すことによって、もちろん地元の企業をはじめ町の活性化、イベントへの連携協定とか、いろんな部分でこれは効果が大だということで、我々は補助金を出資しているわけです。商工会のほうから我々が求めることは何ぞやということを考えていきますと、先ほど述べたように、イベントの連携、更には地元の法人会、商工会の会員の方たちの活性化をすることによって町が更にまちづくりに対しても活性化していくのだろうと、こう考えております。

先ほどマスクとカレーの話が出ました。マスクとカレー、マスクも助かりました。私どもはあの当時、マスクをどうしようと。この春です。皆さんの選挙終わった、ちょうどその後ぐらいだったと思うのですけれども、マスクをどうしようかということで、マスクも高騰していく、そのときに、経済連携を組んだおかげで、明和さんから我々にいち早く届けていただきました。その中で、我々はいち早く届けていただいた中で、それを更に町民へ２回配布することができました。県内でも多分一番早いほうだったと思います。大変町民にも喜ばれました。そのようなこともありました。カレーについては、これはまた明和さんと、それは明和さんの関係ですから、我々はちょっと分かりませんけれども、更にはこれからではどのようにしていこうということなのです。これからあそこに進出するホテルが、いいホテルというのは決まっています。いいホテルというのが決まっていまして、これからそこに医療関係、温泉、今掘っていますけれども、温泉ももちろん掘りあてる、宿泊施設もできる。そ

う考えていきますと、我々は、もちろん千代田町は宿泊施設もございません。ありませんので、これ明和、千代田の境界を線引きするのでなくて、私がよく言う広域連携、行政間の壁を低くしましょうと。千代田町にないものをこれから川俣駅周辺にできるわけです。それを我々の町民が皆さんのところに、町民のほうにももちろんまちづくりに対して出資をすることによって、我々も経済連携を取ってありますから、そこで町民に対してもいろんなメリットは出てくるかなと。それはこちらで決めるのではなくて、向こう側の発起人はじめ役員さんが決めることです。そんなことで、先日皆さんもご存じのように、九州地方を襲った台風10号、これを鑑みても、どこに避難したのだろうと。今までと違ったケースが宿泊施設、ホテルです。我々のところにホテルはございません。千代田町においても、町民の方がいち早く、あそこにできた、将来できる、近い将来、来年再来年ぐらいにできる予定は伺っております。そのホテルを活用することもできる。そのように我々は考えていく必要があるのかなと、こう考えております。ぜひ議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　先ほど、宗川課長が年間の売上高も利益も把握していないとおっしゃいましたけれども、普通、投資という言い方は適当ではないと思うのですけれども、出資するにあたって、会社の売上げも利益も出ているか分からないところにお金を出すという人はいないと思うのです。また、全協で明和さんがやっているので大丈夫だと。公的がやっているので大丈夫だとおっしゃいましたけれども、その信用も実はもう崩れていまして、公的な会社だって潰れることはあるわけなのです。社長だけ給料を出していて、あとは日当というか、そういう感じだというふうにおっしゃいましたけれども、うかうかすると事業もままならないで、社長の給与だけが出ていくような状態で、利益が上がっていかないのではないかなという懸念もあるわけなのです。そういう中で、中身も分からない会社が100万円出すことが、果たして町として適当なのかどうか。

あと、移住、定住が100万円出すことによって促進されるとおっしゃいましたけれども、100万円で本当に移住、定住が促進されるのでしょうか。

また、あまり町長の言葉尻捉えたくないのですけれども、確かに明和さんと連携するということは大事なのですけれども、100万円を出さないと明和にできる施設というのは町民が使えないのでしょうか。そういうことではないと思います。ただ、災害とかあった場合に明和さんに頼んで、ホテルを何室か町民のために用意してくれとか、そういうことはあり得ると思うのですけれども、例えば明和でその施設ができる、ホテルができる、あるいは温泉ができて健康ランド的なものができるかもしれない。それは、千代田町が100万円出していないと町民が使えないのでしょうか。普通であれば、別にそこの施設の施設料というか払えば、どなたでも使えるものだと思うのですけれども、それが100万円出さないと、あたかも関所があるようで使えないというような、ちょっと前からも説明そういうのがありましたけれども、それがちょっと納得がいかない点があります。

もう一回、100万円出すと決めた、本町にとって本当に例えばデベロッパー的な会社で、例えば工業団地を誘致してもらえる、あるいは懸案の商業施設を誘致してもらえるというのがあれば、何百万だろうと、仮に1,000万、2,000万かかっても、千代田町はそれで解決できるのだったら私は安いものだと思っています。ただ何で100万円なのか。取りあえず100万ぐらいだったらいいのかなという100万円なのか、その辺はやっぱり税金ですから、どうして100万円なのかというのを、町民にこうなのですというのを、要は胸を張って言えないと、それはおかしいと思うので、その辺何で100万円なのかというのをもう一回ご答弁いただきたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　100万円のまず根拠なのですけれども、本来ならば私どもの財政をよく考えてみますと、財政は決して豊かではないのです。ですから、私は６月のときに、本来ならばもう少し、300万、500万とか出したいなという気持ちはございました。ですが、あの頃コロナの関係もありました。ですので、少ない投資で、自分のところの千代田町に合う少ない投資で大きな恩恵をいただきたいというのが私の本心です。ですので、今回皆さんもご存じのように、工業団地の造成をするにしても、先ほど大谷議員が述べたように、これ20ヘクタールを超えると環境アセスの関係があるのです。そうしますと我々が持っている土地開発公社、これが１つありますから、そこで１回に20ヘクタールを超えて行いますと、例えば一度に30ヘクタールになってしまいますと、環境アセスメントというのがあるのです。そうしますと、そこで調査とかいろいろ入って、それがだんだんスピード感が薄れてくる、長くなってしまいます。２年で終わるのが、例えば３年、４年、５年かかってしまうと、こういう状況もあります。ですので、ここに我々がまちづくり会社を今現在持っていれば、それもできるのです。ですけれども、今持っていないです。ですから、隣の株式会社邑楽館林まちづくり会社、ここと組むことによって、出資を行ったことにおいて、先ほど述べたように、我々がもし工業団地、今造成していますけれども、次にまたやる予定でおりますけれども、明和と隣接したところに、更にまだこの経済の状況を見ながら、もう少し大きいのをつくっていこうというときには、もし20ヘクタールを超えた場合は、我々は土地開発公社しか持っていないですから、それを４年かけて５年かけてやるのか。更に、そこで20ヘクタール以下で土地開発公社で行うのか。そのほかに、まちづくり株式会社のほうに協力を願って、更にもっと大きな事業を展開していくか、こういうことも我々は考える必要があるのです。それは、それを考えることによって町民にはものすごいメリットが大きいと思うのです。100万の少ない投資で大きなメリットは、それは我々も戦略を練りながらやっていく必要があるかなと、こう考えております。もちろん大切な町民の税金というのは重々承知しております。ただ、町民目線で考えていますと、いろんな意見もあるかもございません。ですけれども、将来の町のことを考えていきますと、いろいろ深くこう考えています。そうしますと、この投資をしたおかげで千代田町が今後に行えるそのメリットというのは大かなと、こう考えております。

それと、先ほど大谷議員のほうから述べたように、１年たった会社の決算が分かっていないところに投資ということなのです。これは、向こうは調べるのでしたら調べられます。ですけれども、これは、先ほど述べたように、我々は出資をするのです。向こうは資本として受け止めるのです。その資本を運用して資本金として残すか、運用するかは向こうで決めることなのです。これは何がいるかといいますと、お互いの信頼関係なのです。信頼関係で成り立っているのです。ですから、皆さんもご存じのように１つの会社を、これは出資法が変わりまして、昔は1,000万以上ないと株式会社は成り立ちません。300万以上ないと有限会社は成り立ちません。ただ、小泉総理のときに、今から十数年前ですけれども、そのときに規制緩和というのを行ったのです。１円でも出資をすれば、10円でも出資をすれば法人は成り立ってしまうのです。資本金というのはどういうことかといいますと、信用度なのです。その会社の信用度なのです、資本金は。１億でも２億でも資本金があることによって、周りから見ることによって、その会社の信用度なのです。10円の資本金しか持っていない会社がいいかげんなことをやっていれば信用がないでしょう。ですから、そこのところは資本金として我々出資するのではなくて、それは、運用は向こうで決めることですから、この資本金というのは、出資というのはこれ信用度なのです。向こうの会社側からとって、我々からとっても信用度なのです。信頼の下でこれを行っていくということなのです。もし開けてみたら、売上げ云々の前に資本金が1,000円だったとした場合は、全然信頼がないでしょう。そういうことを、資本金というのはやはりこれは信頼度の問題なのです。売上げがこれから、まだ建って１年ちょっとです。ですから、我々売上げが幾らとか調べていません。おおよそ大体想像はつくのですけれども、ただ、想像でお話ししてはいけないので、これから株式会社まちづくり会社は、まだまだ大きくなっていただいて、我々も連携の下に活用するところは活用していくのです。その下に、我々はこれから連携を取ったわけですから。国が進めているＰＰＰもそうでしょう。これ国が進めているわけですから。そういう下に我々はやっているのです。ぜひご理解していただいて、先行き、将来的には我々のところで今公社は１社持っています。土地開発公社。更には新たな会社も立ち上げることも、我々も視野に入れて考えていく必要があるのかなと。それは町のためですから、住民のためですから、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　７番、大谷議員。

○７番（大谷純一君）　確かに町のためというのは、町長おっしゃるのは、私も町のために思っていますので、重々承知しています。この会社とは違いますけれども、例えば株式投資をするときに、町長も株はやっているかどうか分かりませんけれども、四季報を見たときに、その株券を買うときに、その会社が、資本金も大事です。どういう営業内容なのか、これから伸びていく会社なのか下り坂の会社なのかというのを見て株式投資というのはすると思うのです。中身が分かっていない会社に100万円するというのは、ちょっと私は信じ難いと思います。確かに将来を見据えるのであれば、その間、町長のおっしゃる考えは分かります。その100万円を出資することによって、邑楽館林まちづくり会

社さんが千代田のために、これこれ何をやるというのが裏づけとしてできていますでしょうか。例えば100万円出しただけで何もしてくれないよでは困ってしまいますので、ちゃんと例えば工業団地なり商業用地もそうですけれども、少ない投資で大きな利益というか、費用対効果なのですけれども、その確証があるのであれば私はよろしいかと思いますけれども、その確証があるのかどうか、最後の質問としてお伺いしたいと思います。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　確証というお話なのですけれども、これは我々がまず100万円を出資するということで、これを決めるのは発起人が決めることなのです。発起人がそれを決めてやることなのですけれども、確証があるかという部分で、先ほど述べたように、明和との経済連携については、ＰＰＰとかＰＦＩも含めて、これは国がうたっていることも、それもうたってあるのです。といいますのは、経済連携の中に工業団地、商業施設とか、このようなこともうたってあります。現に今現在私どもの工業団地におかれましても、明和との情報共有も行っております。明和さんのほうも、これから工業団地造成を進めていきます。まだまだ進めていきます。隣接した土地を含めて、これから情報共有も行いながら、お互いがいい方向に行けるように、今現在も情報共有をしながら、企業誘致等も含めながら行っております。担当部署におかれましても、常日頃から情報共有していきながら行っております。先ほど大谷議員が述べたように、これから確証が持てるかということなのですけれども、まだこれは明確なあれではないですから、我々が考えていることがあります。何を考えているかといいますと、いずれあそこのところに医療関係も入ります。更には宿泊施設、温泉施設もできます。できた暁には、それから我々はできる前にはもういろいろ確証までは持っていませんけれども、でもややそこのところは、まだお互いのお話の中で、こうしていこう、ああしていこうと。まだここでは言えませんけれども、そのようなこともこれから千代田町と明和さんは、今まであったパイプを更に太くしながら、お互い手を結んでやっていこうということになっていますので、具体的には今の段階ではまだ申し上げられませんけれども、そのようなことで今現在動いております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　ほかに質疑はありませんか。

10番、髙橋議員。

［10番（髙橋祐二君）登壇］

○10番（髙橋祐二君）　今の件について質問させていただきます。

町長の考えはよく分かりました。ですが、宗川課長の答弁だと、まだまだ町民には説明しづらいかなという部分があります。経済連携結んでいるのは十分承知なのですが、この事業に対して明和町議会全会一致で進めているわけではないのです。そんな中で、千代田町が出資するということについて私は疑問に思います。先ほども町長の答弁で、小さい投資で大きな見返りを期待したいということが

ありましたが、その出資の金額も１回100万円という金額も白紙に戻して、もう少し本当に一緒になってその会社を応援したいと思うのだったら、１回白紙に戻して、出資金額もしっかり考え直して進めていけばいいのではないのかなというふうに思います。なかなか町民がやっぱり見える形でしっかりした町民に説明できるような使い道ではないとまずいのかと思いますので、１回白紙に戻すようなお考えはないでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　白紙に戻す理由は全く見当たりません。議会のほうでも、明和の12名いる議員さんの中でも、反対している方もいるのはご存じです。若干名の議員さんがクエンチョンがついているというのもご存じです。ですけれども、私どもが考えていることはまた違いますので、ぜひ町民の皆様に、これこれこういうことだとまだ言えないのです。そこがつらいところなのですけれども、これから明和さんとまちづくり会社ともいろいろ打合せも若干させていただいています。そんな中、先ほど述べたように、イーホテルが進出がもう決定していると。こういうのがまだ不透明の部分でしたら私も考えます。ホテルがちゃんとしたホテルが来る。あそこにあるソフトバンク系のホテルです。元ソフトバンク系です。今は違いますけれども、そういうホテルが来る。来る医療関係ももう決まっております。そこで管理運営する温泉施設も、今現在1,000メーター弱まで進んでおります。現在も温度も四十数度の温度が出ています。更に掘り下げて55度の温泉が出るのはもう明確であります。そのようなことは情報がある限りは、なければ私も考えますが、こういうことも考えておりません。では、町民に何がメリットだということを考えていきますと、まだ言えない部分があるのです。ですから、これはぜひこの論を重ねていますと、金額は果たして100万が適切なのかという論もあろうかと思うけれども、その部分に関しては、先ほどなぜ100万だと。私は６月のときにもう少し出したいなと思っていました。ですが、コロナとかいろいろなことを鑑みると、この100万が適切かなという現在に至っております。そんな状況で私はおります。これはよく私は思うのですけれども、私もそうです、ここにいる皆さんみんなそうだと思うのですけれども、いろんな方の意見を聞いて、偏った意見でなくて、いろいろディベート、物事を否定的、肯定的な部分で捉えて、更にそれで自分で判断していくと。合併問題にしても何でもそうなのです。そういうことを自分たちで、私はじめ、私も勉強不足ですから、そういうことを勉強しながら日々成長していくのが我々だと思っていますので、ぜひ皆さんもいろんな方に話聞いていただいて、これについて反対の明和さんの議員さんに話を聞くだけでなくて、賛成の方の話も聞いて、町民とも皆さんも明和のほうの知り合いもいると思いますので、いろんな町民に話を伺ったほうがいいと思います。その中で皆さんの判断をしていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　今の町長の答弁で、町民にしっかり説明ができないということなのですが、

やっぱり修正を求めます。今100万円出資しているのが商工費なのです。もし官民連携の会社だということだったら、商工会窓口で町内の民間企業を募って、そういう出資の仕方もあるのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　今議員のほうも商工会のほうにお金を出資して、千代田町のほうでそういう会社をつくったらいいかと。私は、将来的にはそう考えています。ただ、商工会とは限らないです。限らないのですけれども、そのようなことは簡単には言えます。言えますけれども、これ出資法、会社法、議員もご存じのように法人設立していると思うのですけれども、どのような苦労がありましたか。そう考えていきますと、これをただ何とでもそういう部分は言えるかも分からないですけれども、これ立ち上げるのには相当の苦労が必要なのです。ですから、はい、ではやりましょう、来月立ち上がりましたというわけにはいきません。そんなあれで、よく私は思うのですけれども、当時田中角栄が、昭和40年代だったと思うのですけれども、日本に国交樹立の、日中国交の樹立をする以前に、自分の目黒の豪邸に呼んで、そのときに周恩来首相が来たのです。中国のです。あの方がこう言ったのです。「井戸水を飲むときは井戸を掘った人の気持ちを酌め」ということを言ったのです。今現在、会社でも何でもそうですけれども、そういうのをつくっている人の苦労を、我々は出資をするからにはその人たちの苦労をよく思いながら、いろいろ考えた中の出資です。簡単に千代田町の将来的に商工会に出資してやったほうがいいのではないのですかということも将来的には考えてもいいです。ですけれども、こちらに100万投資するか向こうに100万投資するか、いろんなことをそれも想定します。そんな中で判断した結果で、具体的には言いませんけれども、そのようなことを判断した中で、今回まちづくり会社の100万円の出資を行うということであります。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　10番、髙橋議員。

○10番（髙橋祐二君）　今先ほど私が言ったのは、商工会が窓口で民間から出資する企業を募って、それを邑楽館林まちづくり会社に出資したらどうかという意見でした。町独自でそういう会社をつくったらどうだという話ではなかったのですが、やはり町民の大事なお金です。なかなか将来その会社がどうなるのか今は分かりませんが、やっぱりその辺しっかり考えていく必要があるかと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　髙橋議員の先ほどのお話の中で、やはり私の説明が不十分ということで、それでは出資ができないのではないかというようなお話がございましたので、私の考えをちょっとこちらでお話をさせていただきたいと思います。

まず、一般的にまちづくり会社というものが、公益性と企業性を持ち合わせて、なかなか行政だけ、企業だけではできない事業に取り組むのがこの事業になります、俗に言うＰＦＩとかＰＰＰといった

事業になります。この事業の我々事務方から考えて、やはり国の補助金をもらうための手法なのです。このまちづくり会社は全国で行われております。成功事例もたくさんございます。やはり初めはいろいろ議論はあると思います。川俣駅があそこが発展するということは、明和町の川俣駅ではございますが、千代田町にとりましてもあそこの川俣駅までは道路が真っすぐになりまして、すごく使い勝手がよくなりました。特に東部地区、私のうちもそうなのですが、本当に10分、15分で行けるようになりました。ですから、私の感覚からすると、あくまでも私的な考え方ですけれども、もう千代田町の駅というような形で使わせていただいております。ですので、あそこが発展することによりまして、やはりマイナスになることは絶対ないと思います。今ふれあいタウン住宅団地についても、テレワーク等々で今推進をしております、あそこを買ってくださいということで。やはり川俣駅については、群馬県の東の玄関口ということで大変重要なところです。あそこを使ってふれあいタウンちよだまで10分、15分で行けると、そういったところも売りということになります。また、観光にしましても、この会社については、いろいろ販売促進とか観光のＰＲとかもいろいろやってくれるというふうに書いてございます。今すぐにはできないと思いますけれども、この会社がやっぱり軌道に乗ってきて、ほかの事業にも目を向けられるようになったときには、この千代田町にもプラスになるということで思いまして、私もこちらに100万円を出資することはいいことだなというふうに感じております。私も今、職員ずっとやってまいりまして、税務課にもいましたし、会計課にもいました。お年寄りがいつも「今日は年金の振込日だよ」と言って税金を納めてくれるのです。やはりそういった姿を見て、１円もやっぱりお金を無駄にできないというのを常々考えております。そういった中で、私はこの事業については、絶対に町のプラスになるというふうに確信をいたしましたので、こちらについては、十分メリットあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　ほかに質疑はありませんか。

11番、小林議員。

［11番（小林正明君）登壇］

○11番（小林正明君）　それでは、３つほど質問させていただきます。

補正予算書の12ページ、そして14ページ、それから関連しますと34ページにもあるのですが、先ほど森議員の質問にございましたが、ＧＩＧＡスクール構想です。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金、それからこれ今のは12ページです。14ページが学習支援ソフトウエア購入費補助金、それから34ページ、一番下段の教育委員のところですが、学校ＩＣＴ環境整備事業とあります。それぞれ大きい金額が計上されております。今までの話の中では、これの進行の計画、スケジュールといいますか、施設整備をするということで先ほど答弁がありました。全くそれは必要なことだと思いますので、ではいつまでにどのような形で、あるいは学校ごとにどうやっていくのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。それが１つ目です。

それから、２つ目が22ページをちょっとお願いできますか。上から白丸の２つ目なのですが、感染症対策施設改修事業、これは先ほどちょっと説明があったのかな、自動給水栓だと思うのですけれども、１つは非接触で水道水から水が供給されて手を洗える等々、これはもう早急にやっていただきたいといつも思っていたわけですけれども、今回予算化されたことは非常にうれしく思っています。これはいつまでにできるのか、いつ頃計画しているのか、お願いしたいと思います。

それと、同じページで関連するのですが、すみません、これは３つ目とします。シティープロモーション、下からの丸が３つ目です。シティプロモーション活動事業、動画作成委託料等々に書いてございますが、具体的なこと、例えば今考えている計画があるのか、あるいは町民からアンケートを取るなり、どんなふうな希望をしているのか。あるいはそれは全く関係なく、町独自にいろいろ考えて制作会社等々と今打合せしているとか、どんな内容でいつ頃これもできるのか、考えていらっしゃるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君）　小林議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ＧＩＧＡスクール構想のこれからの進行の計画ということでございますが、今回のこの予算を決定していただきましたら、この後10月ぐらいにはもう仕様のほうを決定させていただいて、入札を行わせていただきたいと考えております。今まで全協とかでは共同調達ということで県のほうに委託してということで考えていたのですけれども、これがほかの市町村も徐々にちょっと離脱してきまして、それぞれ独自で調達するという形が増えてきました。本町におきましても、独自調達のほうが早期納入というそういうメリットもあるというふうに判断をいたしまして、これからは独自調達ということで考えていきたいと考えております。そのために10月から11月にかけての入札を行いまして、ＧＩＧＡスクール構想の１人１台の端末、またネットワーク整備につきましても、その入札が終わった段階でまた議会のほうに、こちらの契約の承認をいただいて、こちらの納入または工事のほうを進めさせていただきたいと考えています。こちらのほうが、やはり全国的に１人１台、またネットワークの整備というのが進んでおりますので、少し時間はかかるかと思いますけれども、年度内にこちらが進むように、できるだけこちらのほうでも速やかにできるような形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、感染症対策施設改修事業、この中の役場の庁舎と教育委員会施設等、そういったところへの感染症対策なのですけれども、議員おっしゃいますとおり自動水栓、それから網戸等を設置をしたいと思います。今年度中、こちらの補正予算通過いたしましたら、早速業者と打合せ、まず選定をしま

して、それから今年度中には完了をしたいと考えております。

それから、シティープロモーションの内容でございますが、まだ補正予算も取っておりませんので、具体的に業者等との選定等はまだしてございません。今考えているのが５分、10分ぐらいの内容で、普通の真面目な画像にするか、少しちょっと興味を引くような内容にするか、今その辺は中で今検討をしておりまして、いろいろほかの町のところのプロモーションビデオ等今見て、いろいろ研究しているところでございます。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　ありがとうございます。まず、久保田局長にちょっとまた確認させていただきたいのですが、パソコン等とネットワーク等と、それを整備する、購入する、これ結構大変な事業だとは思うのです。というのは、全国の学校が当然進めていきますので、私たちも人口の小さい自治体で考えると、大量発注する例えばパソコンにしてもネットワーク工事にしてもそうなのですが、大量に受注が期待できる業者から見たときに、自治体は案外強いかなと思うのです。我々は絶対数が少ない人口の中で、生徒数が少ない中で、ぜひ遅れを取らないように、メーカー選定も大変かと思います。独自調査もいろいろあるかと思いますが、ぜひ遅れがないようにやっていただきたいなと思いますので、もう一度その辺に関して答弁をお願いいたします。

同様に、先ほど今度は宗川課長からのご回答ありましたが、自動水栓、それから網戸等も今年度中とさっき言葉ありましたので、もうそれで回答十分ですが、今後とも生徒の感染症対策、先生も含めまして学校は大変な思いをしていると思います。できるだけ余計な負荷がかからないように、ぜひ今後とも対応をお願いしたいと思います。

それでは、久保田局長、お願いします。

○議長（柿沼英己君）　久保田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久保田新一君）　小林議員のご質問にお答えさせていただきます。

今現在このＧＩＧＡスクールにつきましては、もう担当のほうとあと学校のほうでも情報教育推進の担当の先生方がいらっしゃいまして、協働しましてこちらのＩＣＴの先進校の視察、またこちらのこのＩＣＴ関連の業者さんとか、またインターネット等で情報収集を進めておりまして、既に機種の選定とか、そういうものについても着手しております。ですので、こちらのほうは、この予算のほうが承認いただけましたら速やかに進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　11番、小林議員。

○11番（小林正明君）　先ほど再質問するのをちょっと忘れてしまいました。宗川課長にお尋ねします。そのＰＲビデオ等なのですけれども、動画等、これ他市町、私もユーチューブ等で見させていた

だく機会が多いのですけれども、非常に選択するのが難しいのです。おもしろおかしくするのも一つの手なのですけれども、自虐的な動画もございます。では、千代田は何が売りなのか、千代田として何をまず考えていくべきなのか、その１本だけでなくて２本であるとか。先日ちょっと申し上げましたけれども、もし千代田で奇跡があったらということでのプロモーションビデオを見させていただきました。非常によかったと思います。ただ、まだまだ語るところが、おもてなしマラソンということだけはよかったのですけれども、もっと広範囲に、本当は選択肢を広く持つとか、もう一回だけ、すみません、お尋ねします。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

私もユーチューブでいろいろあちこちのを見させてもらっているのですけれども、先ほど小林議員おっしゃっていましたとおり、自虐ネタとかいろいろな気を引く、やっぱり少しでも見てもらおうという意図が分かるようなのがあるのですけれども、千代田町としてどういったものがいいか、先ほどの小林議員のご意見も参考にさせていただきながら、ちょっと考えているのが令和３年度、来年度にこちらちょっと繰り越しをさせていただいて、少しコロナの様子を見て、この辺を取り組みたいと思いますので、その辺も参考にさせていただきながら、ちょっと方針のほどを決めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（柿沼英己君）　ほかに質疑はありませんか。

６番、橋本議員。

［６番（橋本和之君）登壇］

○６番（橋本和之君）　22ページの公立館林厚生病院支援事業についてちょっと質問したいのですが、金額が230万円で高額で、コロナの中の対応なので、国から出ているお金を使うことでしょうけれども、この支援金230万円が入院とか通院の患者割の負担で決めているのかと、あとは厚生病院はずっと赤字続きで、再建計画をちょうどしているところで、たしか事務長を代えて取り組んでいる最中だったかなと思っているのですが、それに今回のコロナがどれほど影響が出ているのかというのが聞きたいと思います。

次が、最後の予備費でちょっと絡めて質問したいと思うのですが、コロナのこの支援金というのは、たしか中身の組替えができる制度になっていたかなと思っているのですけれども、今回のこの補正の中でも当初の予算と随分減額している部分というのが出てきているかなと思っています。それを一旦予備費に入れているのだと思うのですが、その辺の組替えをどういう方針でしていくというのかというのをちょっと聞きたいと思っています。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君）　橋本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

公立館林厚生病院の今回コロナの対策で230万円を補正の金額のほうを要望させていただいたところでございます。こちらについては、今年の６月のときに正副管理者等のほうにも厚生病院のほうから連絡がございまして、新型コロナウイルスの感染症によります病院経営が大きな影響、打撃を受けているという形で、構成市町であります１市５町に対しまして支援の要請を受けたものでございます。当初は大幅な金額を構成市町のほうに厚生病院のほうからお話がございました。その中で、正副管理者会議等でも議論をした中で、先ほどもお話がございましたけれども、経営状態の再建というか改善を図っている中で、できる限り病院のほうで、まずは自助努力をしていただきたいと。どうにもならない部分を行政が検討するというようなお話でいろいろ議論をしてまいりました。その中で当初、厚生病院も新型コロナの患者受入れの関係で、職員の方が感染というような事例もありまして、具体的には４月の１日から12日間を診療の休止という形で、新聞報道でもご存じかと思いますが、その期間の診療を休止していた時期がございます。

それで、今回の負担金、本町が230万円ということでございますけれども、この金額の算定に当たっては、できる限りまずは厚生病院で努力をしてくださいという中で、診療報酬の前払い制度を利用していただいたり、あるいは民間の金融機関からの資金調達、更には１市５町が負担金を四半期ごとにお支払いをさせていただいている中なのですが、その経営の部分の資金を一括で前倒しで負担をするという形で、当面の当初の資金不足のほうは回避できたという形でございました。しかしながら、それでもなお足りない部分がございましたので、厚生病院のほうは、当初は公立病院については、そういった経営補填支援というのがないようだったのですけれども、群馬県知事のほうにも要請、要望のほうをしながら、県のほうには7,400万円ぐらいの資金支援のめどがついたと。それでもどうしても足りない部分が全体で4,600万円相当あるという形でお話がありました。その4,600万円を最終的に１市５町が負担をしていきたいという中で、館林が3,450万円、ほかの５町が230万円の負担という形で、合計4,600万円の負担という形になってございます。

また、先ほど最後に再建計画のお話がございましたけれども、こちらも再三町長等が、事ある機会でご説明をさせていただいているかと思いますが、現在厚生病院の職員の一部経験豊富な職員の方に、現在経営の再建という形で取り組んでいる状況で、こちらも目標年次が定められておりますので、そういった中で努力をしていって、どうしてもなかなか難しい場合には、また次のいろいろな考えもあろうかと思いますが、そういったところもご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（柿沼英己君）　宗川企画財政課長。

○企画財政課長（宗川正樹君）　ご質問にお答えいたします。

新型コロナの交付金の関係でございますけれども、一次分の5,022万1,000円と今回の１億1,971万9,000円、こちらの総額の中で、今回のように３事業について減額をしました。そういった場合にはその部分を補填をするという中で、一次分と二次分の総額で管理をしております。ですので、予備費

等には入れたりすることはございません。ですので、この総額の中でもし減れば新たな事業を追加して、この総額を使い切るような形の計画をつくっております。もしこの総額を割り込んでしまいますと、その余った分は国に返還するような形になってしまいますので、町民のためになるべく有効に使えるように、三次分の最終の計画の中でその辺を調整して、ぴったりになるようにこのコロナ交付金のほうを活用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　コロナ対策のほうは、今説明いただきまして大変納得いたしました。ちゃんとというか、しっかり使い切るように頑張ってほしいなと思います。

厚生病院のほうなのですけれども、再建計画は、今の話を聞いていると大変厳しい状況の中なので、この再建計画を一応延期するというような今状況でいいのか、確認させていただければと思います。

○議長（柿沼英己君）　高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　たしか５年計画を数年前に打ち出したのですけれども、今現在延期するという話は伺っておりません。

○議長（柿沼英己君）　６番、橋本議員。

○６番（橋本和之君）　はい、分かりました。それでは、館林厚生病院はなくてはならない地域の病院でございますので、しっかり赤字を出さない病院としてやっていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柿沼英己君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号　令和２年度千代田町一般会計補正予算（第４号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（柿沼英己君）　起立多数であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

ただいまから11時15分まで休憩といたします。

休　憩　　（午前１０時５１分）

再　開　　（午前１１時１５分）

○議長（柿沼英己君）　休憩を閉じて再開いたします。

○議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第３、議案第38号　令和２年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第38号　令和２年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,565万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,064万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、国民健康保険税を本算定による賦課額の決定により減額し、県支出金、繰越金及び諸収入については追加するものであります。

歳出については、総務費のシステム改修委託料を追加し、国民健康保険事業費納付金では医療給付費分の確定により減額いたします。また、基金積立金及び諸支出金については、それぞれ追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須長洋子君）　議案第38号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりましてご説明いたしたいと思います。７ページ、８ページをご覧ください。まず、歳入ですが、１款１項１目の一般被保険者国民健康保険税及び２目の退職被保険者等国民健康保険税では、現年課税分につきましては、本算定によりまして４月１日現在に遡及して賦課額が決定いたしましたので、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分をそれぞれ減額させていただきました。また、滞納繰越分につきましては、前年度までの滞納繰越額が確定しましたので、それぞれを減額するものです。

次に、４款１項１目の保険給付費等交付金につきましては、２節の保険給付費等交付金、特別交付

金では、この後歳出の１款で出てまいりますが、令和２年度税制改正に伴うシステム改修をこの後いたしますが、その費用について全額交付金として受け入れますことから、追加いたします。

９ページ、10ページをお開き願います。７款１項１目のその他繰越金におきましては、前年度事業の確定によりまして、2,500万4,000円を追加するものです。

次に、８款２項６目国保連合会保険給付費等交付金、普通交付金余剰金清算金ですが、前年度保険給付費等交付金、普通交付金の余剰金を受け入れることとなりましたので、追加いたします。

続きまして、歳出でございます。11ページ、12ページをお願いいたします。１款２項１目の賦課徴収費では、令和２年度税制改正における個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しに伴うシステム改修費用を追加するものでございます。

３款１項１目の一般被保険者医療給付費分につきましては、納付金額の決定によりまして減額するものとなっております。

６款１項１目の基金積立金では、前年度繰越金が多く見込めましたことから、国民健康保険事業の安定運営に資するため基金として積み立ていたしたく、追加するものであります。

おめくりいただきまして、13、14ページをご覧ください。８款１項３目一般被保険者償還金では、前年度の確定に伴い、災害臨時特例補助金１万6,000円及び特定健診等負担金８万4,000円をそれぞれ返還いたします。

また、６目保険給付費等交付金償還金では、前年度の確定によりまして償還金を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号　令和２年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第４、議案第39号　令和２年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第39号　令和２年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,832万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億2,562万9,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、財政調整交付金の交付決定により減額し、歳出の保険給付費の見直しにより、国県支出金等の財源及び前年度決算に伴う繰越金をそれぞれ追加するものであります。また、歳出については、保険給付費、基金積立金、諸支出金を追加するものであります。

詳細については、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　須永住民福祉課長。

○住民福祉課長（須長洋子君）　議案第39号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書７ページ、８ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入ですが、１款１項１目第１号被保険者保険料につきましては、財政調整交付金の交付決定及び歳出、保険給付費の見直しによります財源補正に伴いまして追加するものでございます。

次に、３款１項国庫負担金、１目介護給付費負担金では、歳出、保険給付費の追加によります財源補正につきまして追加するものでございます。

３款２項１目の財政調整交付金では、介護給付費財政調整交付金の交付決定に基づきまして減額させていただきます。

４款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、めくっていただきまして、９ページ、10ページとなりますが、５款１項県負担金、１目介護給付費負担金及び７款１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金につきましては、３款同様に歳出の保険給付費の追加によります法定負担割合ごとの追加となっております。

次に、８款１項１目繰越金では、前年度決算の余剰金額が確定しましたので、追加いたします。

続きまして、11ページ、12ページをお開きいただきたいと思います。歳出ですが、２款１項介護サ

ービス等諸費につきましては、介護給付費財政調整交付金の減額による財政補正でございます。

13ページ、14ページへお進み願います。２款２項１目介護予防サービス給付費では、要支援認定者のサービス受給者の増加が見込まれるため追加するものでございまして、以降18ページの２款６項までの各項目につきましては、介護給付費財政調整交付金の減額補正に伴います財源補正となります。

17ページ、18ページの中段となりますが、５款１項１目基金積立金では、介護保険料収入の剰余分を介護給付費準備基金に積み立てるため、追加するものでございます。

７款諸支出金、１項２目償還金につきましては、前年度分の国庫支出金等に係る精算返還金を追加するものとなっております。

また、19ページ、20ページをお開きいただきまして、３項１目他会計繰出金では、前年度決算の確定に伴いまして、一般会計繰入金の剰余分を繰り戻すために追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号　令和２年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第５、議案第40号　令和２年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　議案第40号　令和２年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,177万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ２億4,802万8,000円とするものであります。

補正の内容についてご説明申し上げます。歳入では、第６款繰越金について令和元年度の繰越金が確定いたしましたので、1,177万9,000円を追加いたします。

歳出では、第４款諸支出金について、先ほどの歳入でありました繰越金を一般会計へ繰り出すため追加いたします。

第５款予備費では1,000円を減額し、収支の均衡を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号　令和２年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○議員派遣の件

○議長（柿沼英己君）　日程第６、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、１件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、１件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（柿沼英己君）　日程第７、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（柿沼英己君）　この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第８を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君）　日程第８、発議第３号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

［書記朗読］

○議長（柿沼英己君）　提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、髙橋議員。

［10番（髙橋祐二君）登壇］

○10番（髙橋祐二君）　発議第３号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっています。地方自治体は、福祉医療、教育子育て、防災減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されております。本町といたしましても、このような状況におきまして、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財

源総額の確保、充実を国に対して強く要望することが不可欠でありますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（柿沼英己君）　説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

［「なし」と言う人あり］

○議長（柿沼英己君）　討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第３号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（柿沼英己君）　起立全員であります。

よって、発議第３号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（柿沼英己君）　町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

［町長（高橋純一君）登壇］

○町長（高橋純一君）　令和２年第３回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月８日から本日まで11日間にわたり、前回に引き続きまして新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの定例会でありました。令和元年度の決算認定をはじめ、条例その他各種の重要案件につきまして滞りなく議了をしていただき、誠にありがとうございました。

また、ご審議をいただいた中におきまして、ご意見、ご提言のありました点については、今後の行政運営に当たり十分心して努めていきたいと存じております。

さて、先月24日に在職連続日数が歴代最長となられた安倍首相ですが、同月28日に持病の再発により、任期途中ではありますが、辞任を発表し、７年８か月の長い政権に幕を下ろしました。その後、次期首相をめぐる今月14日には自民党総裁選が行われ、菅義偉氏が総裁となり、同月16日の臨時国会において正式に菅首相が誕生いたしました。菅首相は、安倍政権の内容を継承していくとのことですが、今後菅内閣はどのようなカラーになっていくのか。千代田町にとりまして追い風になるのか、そ

れとも向かい風になるのか、国と県の動向など注視していく必要があります。また、国において人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し、顕在化する諸問題に対応する観点から、必要な地方行政体制の在り方について、内閣総理大臣からの諮問を受け、地方制度調査会は６月26日に答申を行いました。内容については、人口減少に伴う変化と課題、地方行政のデジタル化、地方公共団体の広域連携や地方議会の方向性などが示されており、国の考え方や方向性などを念頭に入れておく必要があります。私たちも選挙から６か月がたちました。残り３年半となり、将来を見据えた施策を町民目線で進めていこうではありませんか。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ終息が見えず、日本において第２波と思われる事態が発生し、若い世代を中心に感染が広がりを見せております。今のうちから第３波に備える必要があり、これから夏の疲れが出始め、冬になればインフルエンザウイルスの流行が予想されます。今後の生活においても気を緩めることができず、厳しい状況にあります。日頃から適度な運動、食事、睡眠に心がけていただくとともに、一日一笑いすることによりストレス発散や心の栄養補給にもつながりますので、心身ともにバランスよく過ごしながら、引き続きオール千代田で目に見えないウイルスとの闘いにご協力をお願いいたします。

また、現在台風シーズンに突入しておりますが、今月上旬に九州沖縄地方を襲った台風10号が記憶に新しいところです。当初の予報では、特別警戒級クラスや最強クラスになる台風とのことで、早めの対処、避難を報道機関などで呼びかけておりました。今後日本全国においてもこのような台風がいつ発生してもおかしくない状況であります。本町においても、先日新聞紙上でも発表されました太陽誘電による、大泉町２か所、千代田町４か所、河川の水位をリアルタイムで計測し、水防策としての全国で初となる実証実験を行います。今後も災害対策に万全を期してまいります。

私たちが公約に掲げ進めております都市計画道路事業、利根川新橋建設促進活動、防災対策、保健福祉の複合化など、勇気と情熱を持ってまちづくりを進めているところですが、現在第６次総合計画も策定しております。町の最上位計画として10年後、20年後の町の将来を示すグランドデザインとなります。この後、全員協議会において担当課より進捗状況などの報告がございますので、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、議員各位には町政の運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（柿沼英己君）　閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る８日から本日までの11日間にわたり、令和２年第３回千代田町議会定例会が開催されたわけですが、令和元年度決算審査をはじめ、上程された諸議案に対し終始ご熱心にご審議賜り、滞りなく議了しましたことに対し、心から御礼申し上げます。

本会議では、８名の議員より一般質問が行われました。また、決算審査特別委員会では、２日間にわたり各会計について審議されたわけですが、町長をはじめとする町当局の皆様には懇切丁寧にご回答いただき、前向きな議論ができたと考えております。議員各位から寄せられたよき提案や指摘を行政運営に参考にしていただくようお願いいたします。今後とも有効な予算執行に努めていただき、行政サービスの更なる向上にご尽力いただきますようお願いいたします。

また、監査報告をいただきました白石代表監査委員におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、新たな感染者数は全国的に緩やかな減少傾向にあるものの、引き続き警戒が必要です。しかしながら、感染症対策をしっかりしながら経済活動も両立しなければなりません。

そのような中で、さきの国会においては、令和２年度第二次補正予算により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次交付金が創設され、このたびの補正予算に第二弾となる町の独自支援策が示されました。事業の内容としては、ＧＩＧＡスクール構想の実現をはじめ、小中学校の全児童生徒に１人１台端末を整備する学校ＩＣＴ環境整備事業、また町の公共施設や学校を対象に接触機会の減少や換気のため、自動水栓化や網戸の設置などの施設改修を実施する感染症対策施設改修事業など、全14事業を実施するというものであります。これらの事業を展開することによりまして、新型コロナウイルス感染症により様々な影響を受けている住民生活や地域経済などに速やかな回復が図られるとともに、新型コロナウイルス感染症が少しでも早く終息することを願うものであります。

結びに、例年になく残暑の厳しい日が続きましたが、季節は日一日と秋が深まってまいります。台風にも注意が必要です。皆様には健康に十分留意されますとともに、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、令和２年第３回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦労さまでした。お礼を申し上げ、終了といたします。

閉　会　　（午前１１時５４分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和２年　　月　　日

千代田町議会議長　　柿　　沼　　英　　己

①署　名　議　員　　大　　谷　　純　　一

②署　名　議　員　　森　　雅　　哉